



第2次雲南市総合計画

まち・ひと・しごと創生 雲南市総合戦略

1. 総合戦略策定の趣旨	P 1
(1)総合戦略の策定の意義	P 1
(2)総合戦略の概要と期間	P 1
2. 人口ビジョン	P 2
(1)人口の現状	P 2
(2)将来の人口の見通し	P 5
(3)人口の将来展望	P 6
3. まちづくり基本理念	P 8
4. 雲南市のめざす姿	P 9
(1)雲南市の挑戦	P 9
(2)『人口の社会増』への挑戦	P 9
5. 「まち・ひと・しごと創生」に向けた定住基盤の整備	P 9
6. 「まち・ひと・しごと創生」の重点戦略	P11
7. 政策ごとの将来像《今後の方向》	P16
8. 施策効果の検証と改善	P29
9. 政策ごとの将来像の実現に向けた施策展開	P30

島根県雲南市
平成28年3月改訂版

1. 総合戦略策定の趣旨

(1) 総合戦略策定の意義

国では人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目指して、まち・ひと・しごと創生本部が設立されました。若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、東京一極集中の歯止めや地域の特性に即した地域課題の解決の3つの視点を基本に魅力あふれる地方の創生を目指すこととなります。

雲南市では、先に策定した第2次雲南市総合計画をもとに本市が抱える地域課題の解決のため、まち・ひと・しごと創生の方針を踏まえ、新たなまちづくりに踏み出していくための指針として、雲南市総合戦略を策定します。

(2) 総合戦略の概要と期間

■ 総合戦略の概要

総合戦略は、第2次雲南市総合計画に基づき、人口の社会増や地域課題の解決等に向けた『子どもチャレンジ』『若者チャレンジ』『大人チャレンジ』の連鎖を切れ間なく創り出し、市民一人ひとりがプラチナのように光輝く『プラチナ社会^{※1}』の実現に向けた必要な施策・事業の基本的な考え方を示します。

■ 総合戦略の期間

総合戦略の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

^{※1}プラチナ社会…プラチナ構想ネットワークが提唱する「エコロジカルで、資源やエネルギーの心配が無く、老若男女が参加することができ、心もモノも豊かで、雇用がある」プラチナのように光輝く威厳のある社会をいう。

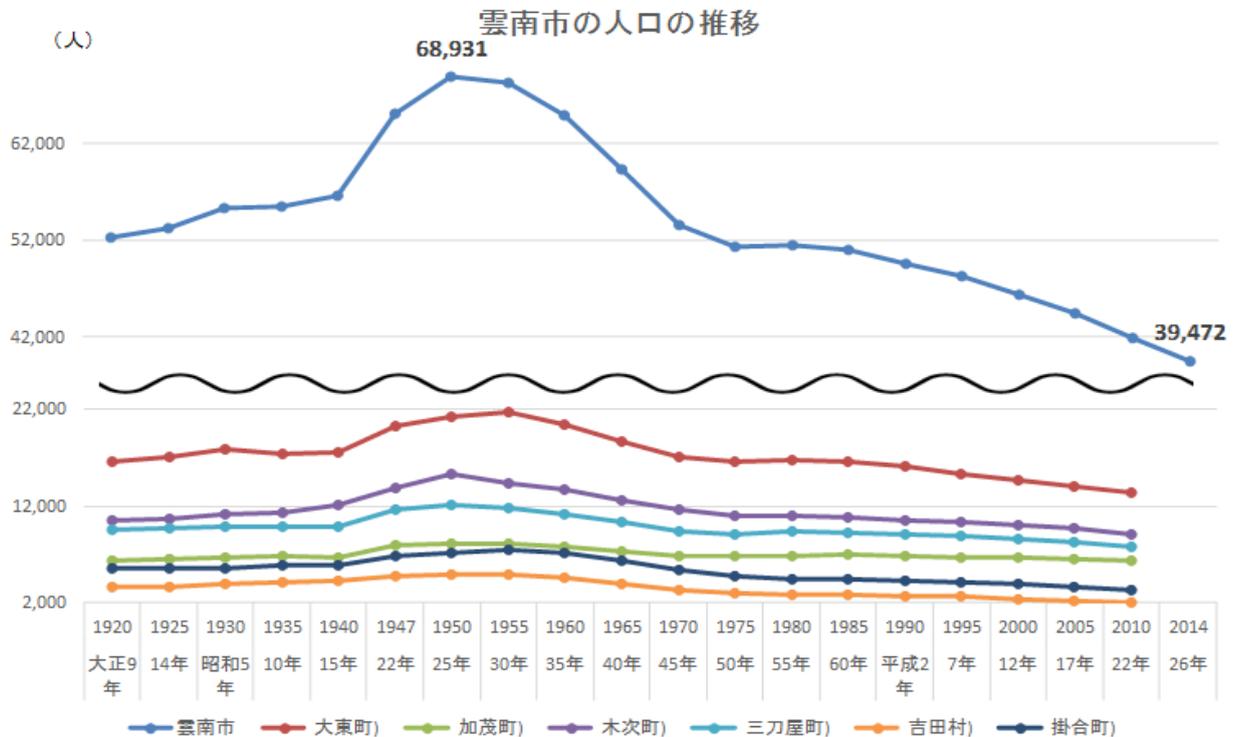
2. 人口ビジョン

(1)人口の現状

①雲南市の人口の推移

雲南市の人口は、昭和25年(1950年)の68,931人をピークとして減少傾向となり、平成26年10月の推計人口は4万人を下回りました。

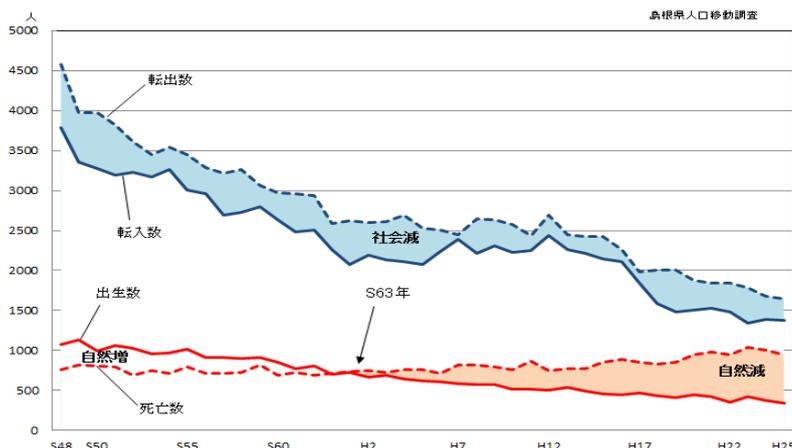
特に、周辺部の旧吉田村、旧掛合町での人口減が大きく、ピーク時に比べ5割以下となっています。



②人口増減の要素

人口が増減していくのには、2つの要素があります。出生児数と死亡者数の差引である「自然増減」と、転入者数と転出者数の差引である「社会増減」です。

雲南市の人口は、近年では毎年約500人減少しており、「自然減」300人に加えて、「社会減」200人があります。

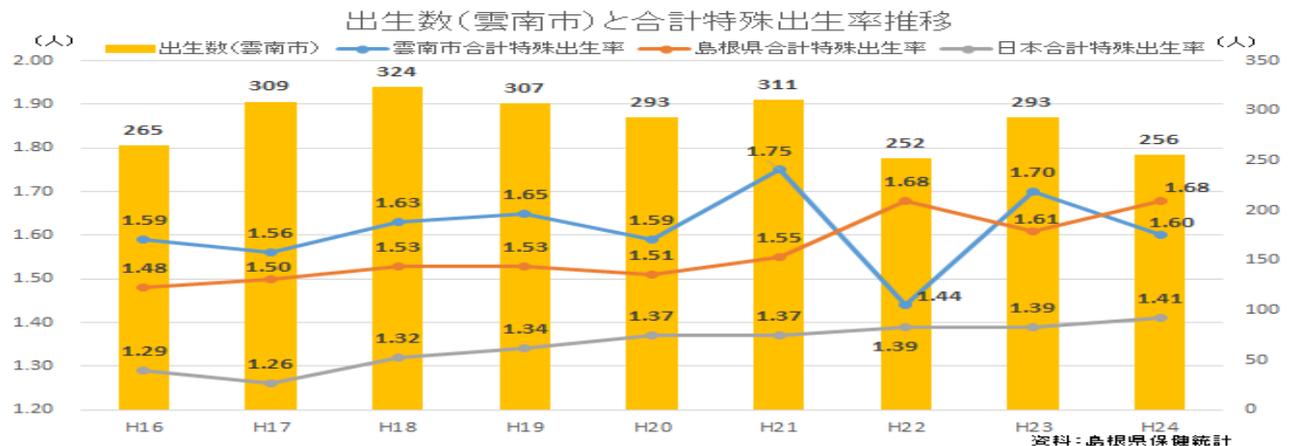
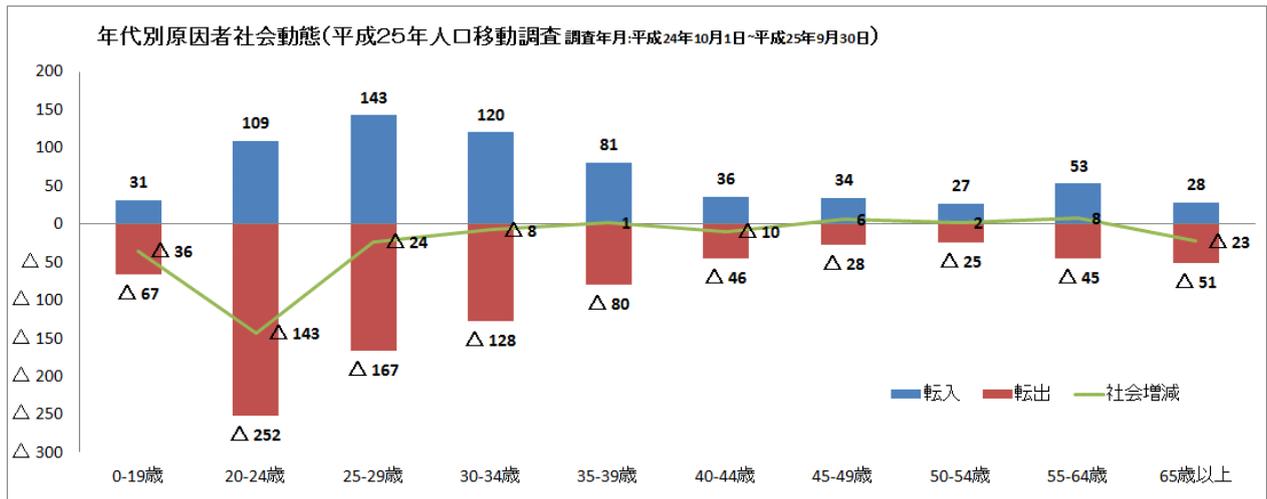
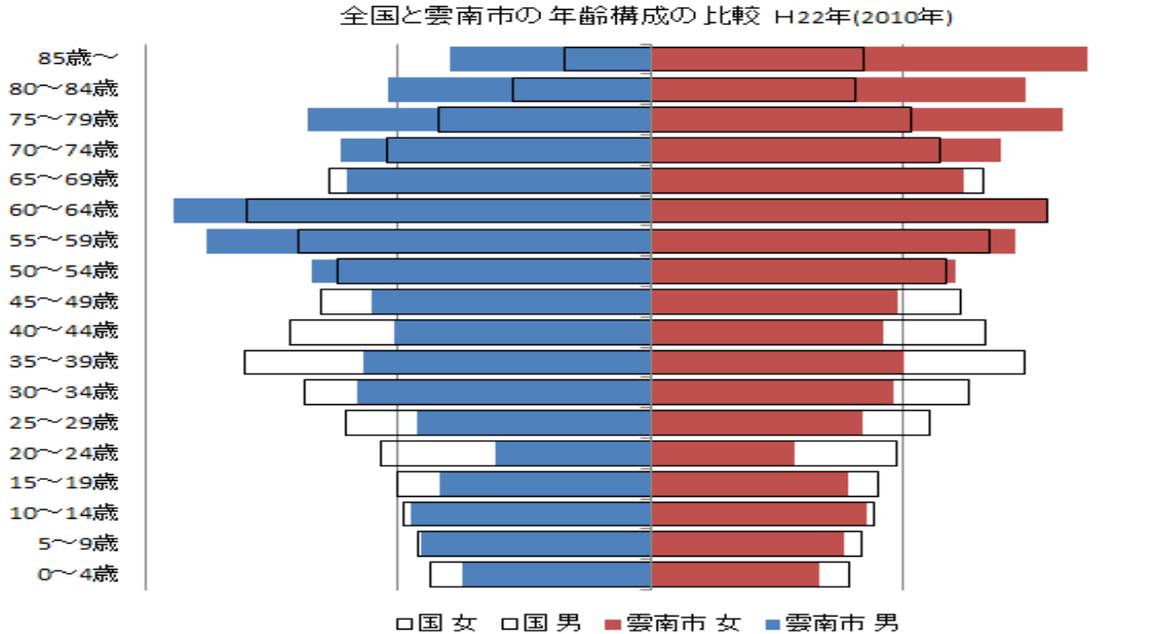


【平成25年(2013)の人口減少】

$$\begin{aligned}
 & \text{(社会減)} \blacktriangleup 152 \text{ 人} \\
 & \quad + \\
 & \text{(自然減)} \blacktriangleup 341 \text{ 人} \\
 & \quad = \\
 & \text{(人口減少)} \blacktriangleup 493 \text{ 人}
 \end{aligned}$$

③人口構成

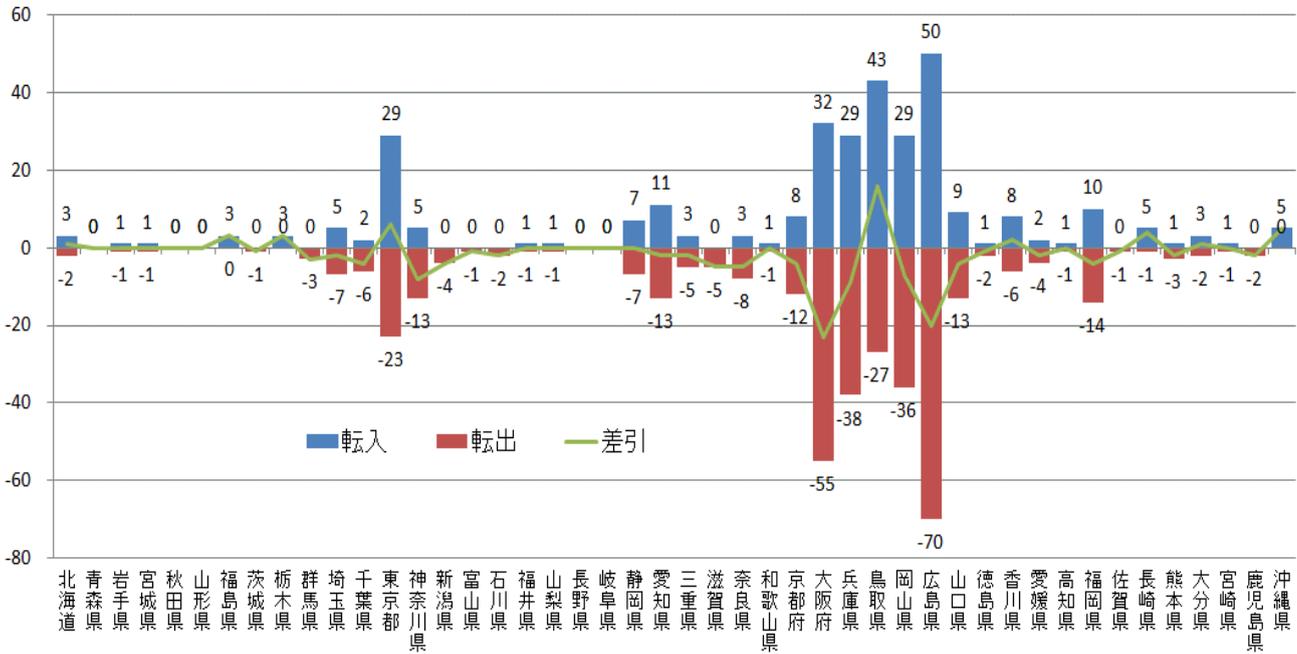
総人口に占める5歳階級別人口を全国と比較すると、50歳以上の割合が多いことと、20歳～40歳代の男女が少ない特徴があります。特に20歳代前半については、市内に高等教育機関がないことから、転出がすすみ、10代後半に比べ急激に低くなっています。また、合計特殊出生率は国及び県に比し高い状況で推移するものの、結婚適齢期人口の減少に伴い出生数は減少しています。



④人口動態の状況

人口流出の状況は、中国地方の主要都市部である広島県や岡山県、近畿地方の大阪府、兵庫県への人口流出が大きくなり、1府3県で50%を超える割合となっています。

都市圏への人口移動の状況 H25年(2013年)

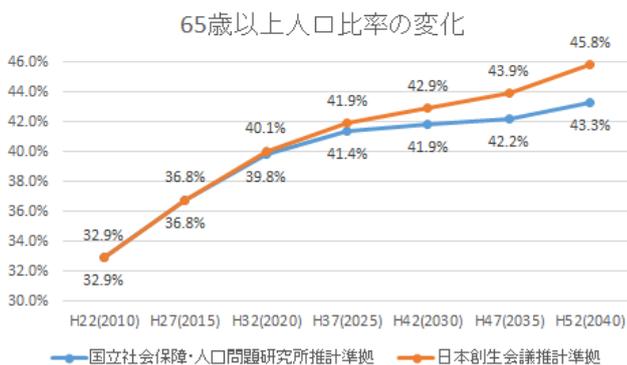
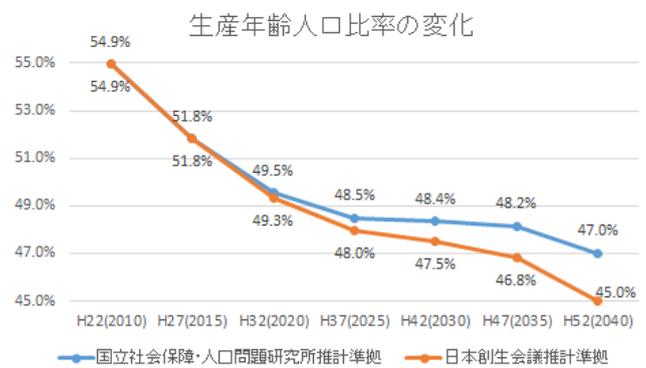
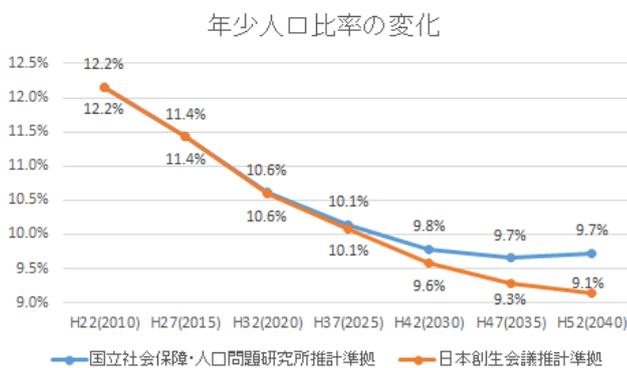
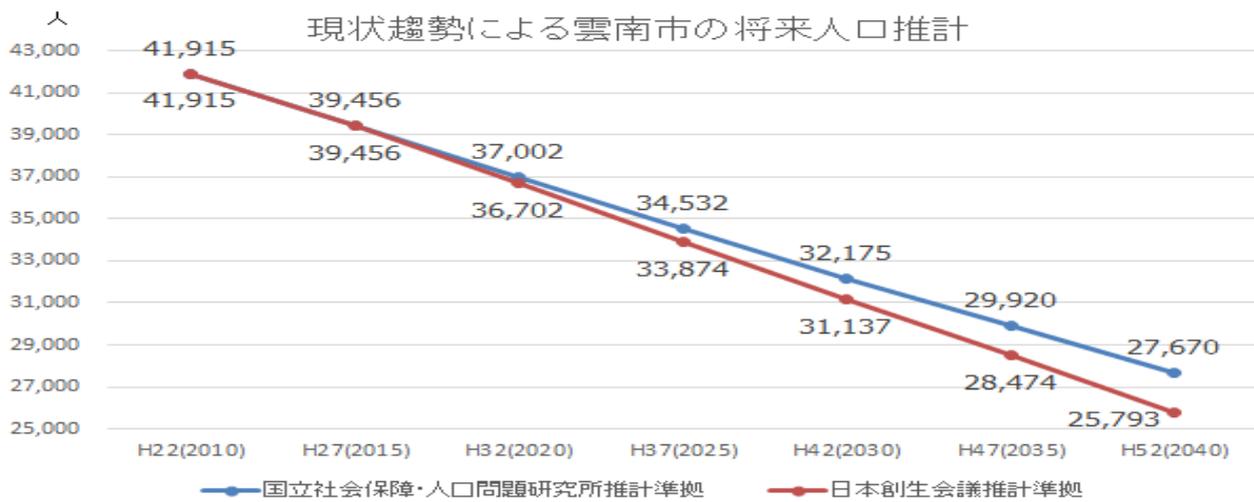


(2) 将来の人口見通し

① 将来人口推計

日本全体が人口減少に突入した中で、昭和60年(1985年)を直近のピークに人口減少が進んでいます。今後人口減少のピッチが早まり、これまで以上に地域間格差の拡大や経済活動の低迷が懸念されます。

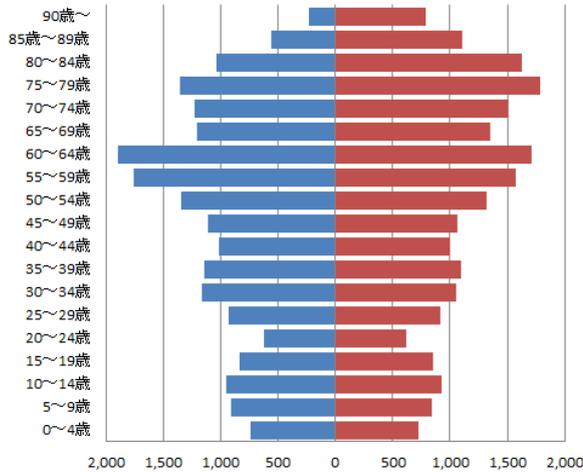
総人口に占める年少人口(0～14歳)の割合(基準年 H22年(2010年) 12.6%)は、平成52年(2040年)には9.7%と減少し、生産年齢人口(15～64歳)の割合(基準年 H22年(2010年) 54.9%)も平成52年(2040年)には47.0%に減少する見込みです。一方、老年人口(65歳以上)は、今後も上昇傾向が続き、高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合。基準年 H22年(2010年) 32.9%)は、平成37(2025)年に40%を超え、平成52年(2040年)には43.3%と超少子高齢化となります。(国立社会保障・人口問題研究所推計)



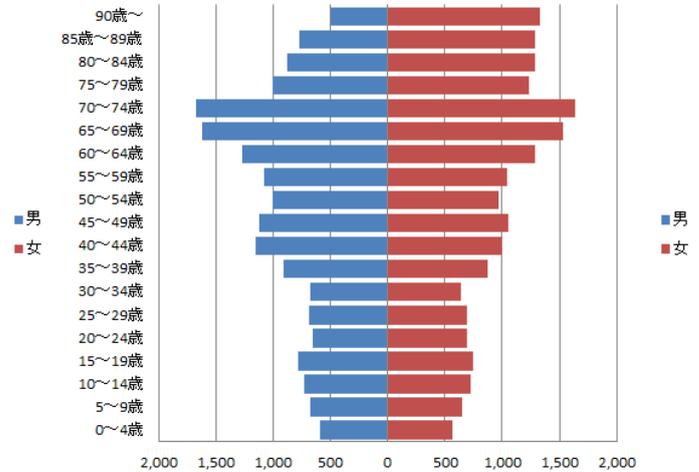
②人口ピラミッドの変化

平成22年国勢調査まで、労働人口が周辺の都市等に流出し、高齢者層と弱年齢者層が残されるひょうたん型(農村型)でありましたが、平成32年以降では、人口減少、出生率の低下、長寿・高齢化が一層進み、逆三角形に近づいていくことが予想されます。

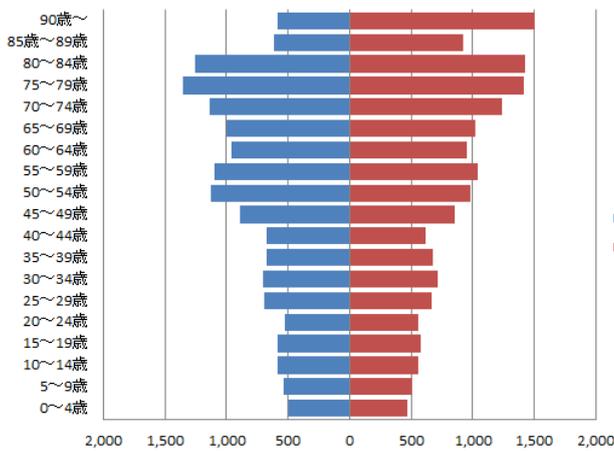
平成22年(2010年)国勢調査



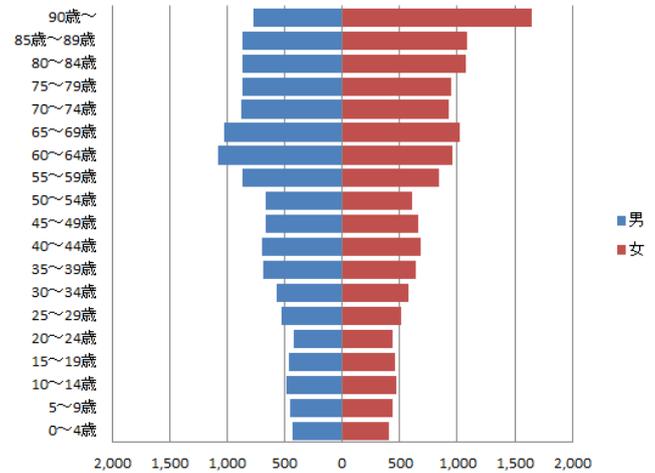
平成32年(2020年)人口推計



平成42年(2030年)人口推計



平成52年(2040年)人口推計



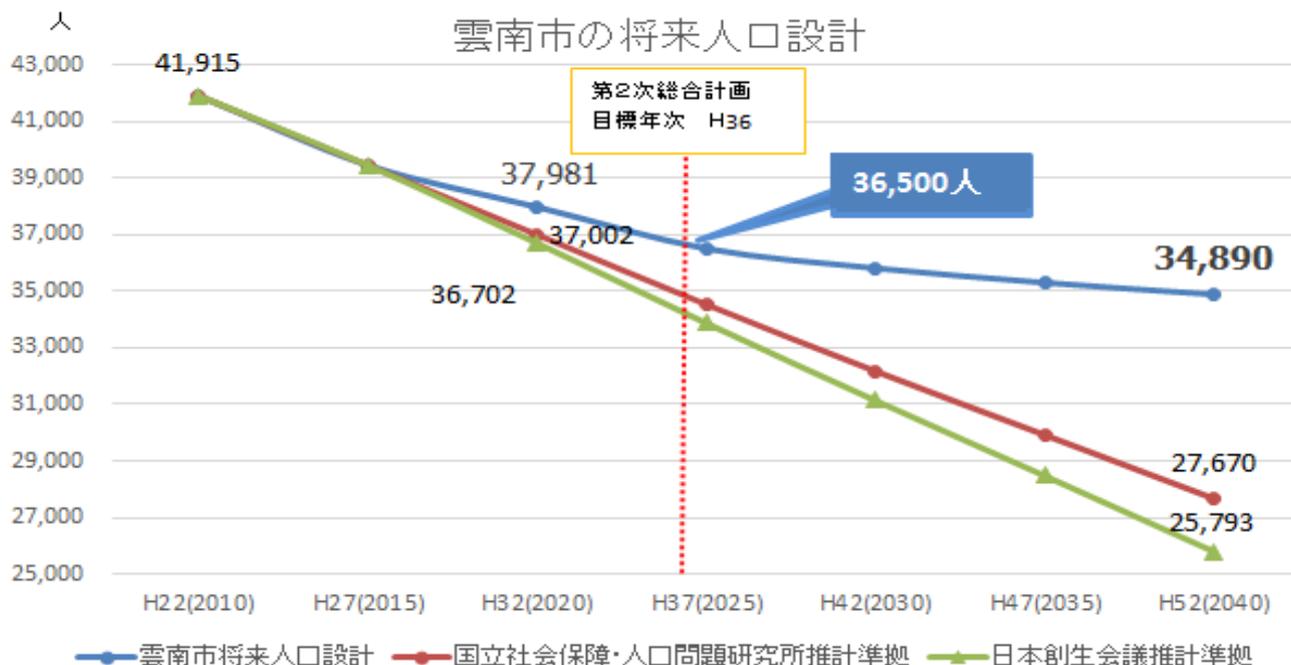
(3)人口の将来展望

全国的に人口減少社会を迎える中、出生率の低下を始めとした全国的な要因に加え、若年層の恒常的な市外流出などの要因により、人口減少がすすみ、直近の国立社会保障・人口問題研究所の試算によると平成52年(2040年)には3万人を割り込み、27,670人と推計されています。

このような状況が続いた場合、公共サービスの質・量の低下、年齢構成のアンバランスによる社会保障分野における現役世代の負担の増大など、様々な問題が懸念されます。そのため、第2次雲南市総合計画において10年後の平成36年の目標人口を36,500人と定め、人口の社会増を図るため、市民と行政の協働により、多様な定住促進施策を展開します。特に20歳代・30歳代を中心とした子育て世代の市外流出の抑制、移住・交流人口の確保のため、子育て環境の整備、質の高い教育の提供、雇用や住宅施策など魅力あるまちづくりをすすめ、若者の流出を防ぎ、転入人口の増加を誘導すること

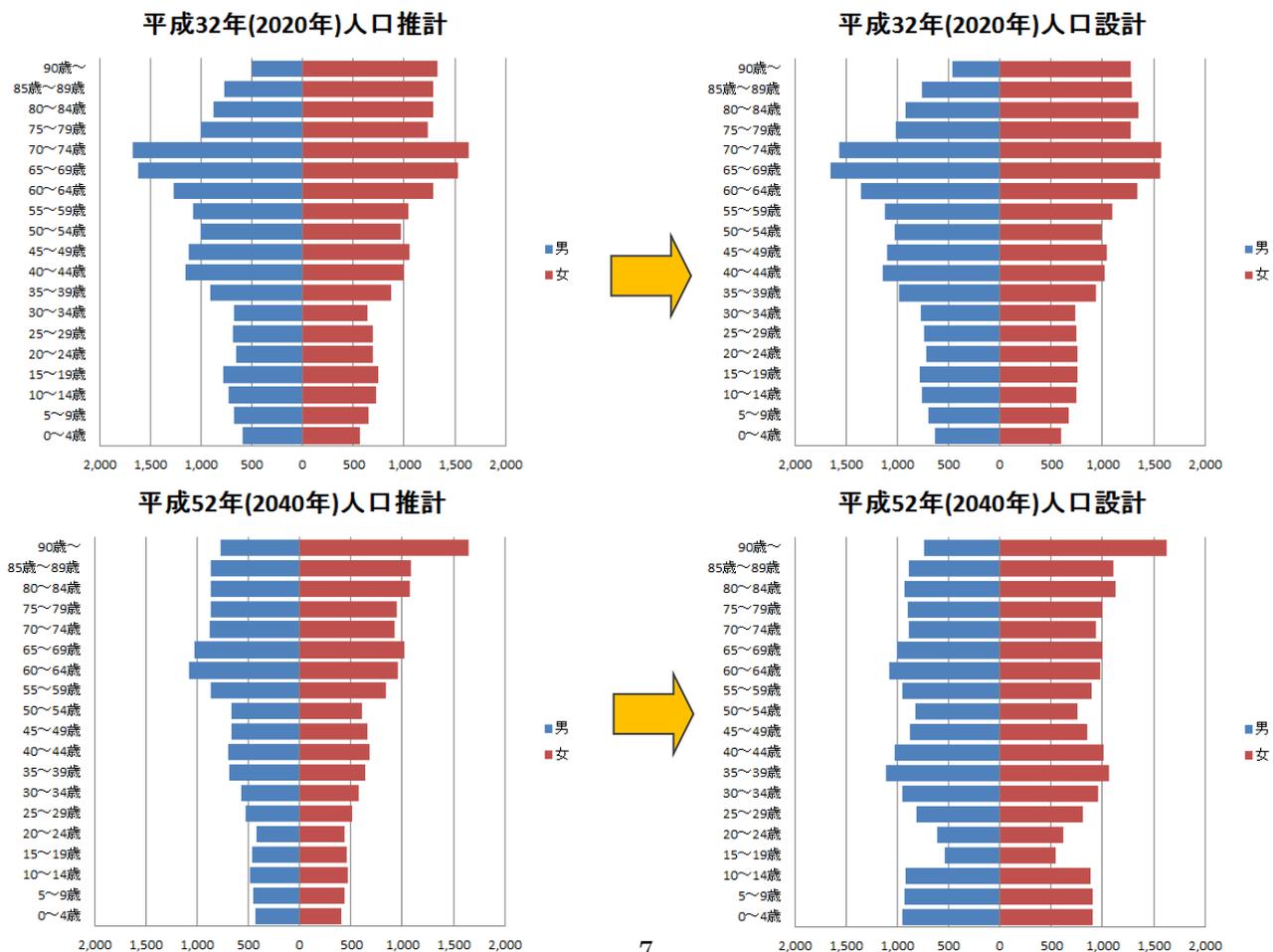
により、長期的な出生数の向上につなげます。さらに、「人づくり」や「若者誘致」をすすめ、雲南市の若者と全国から集まった若者がいきいきと課題解決にチャレンジをするまちをめざします。

このことにより、本計画における目標人口は、平成32年(2020年)において、38,000人程度、平成52年(2040年)では35,000人程度とします。



○将来人口設計は、第2次雲南市総合計画(計画期間H27-H36)で定めた増加目標人口が続くものと仮定し、また合計特殊出生率については単年度0.03の向上を図り、平成42年(2030年)に人口置換水準2.07を上限に設定して推計を行った。

※社会動態による人口減少を20歳代・30歳代を中心とした子育て世代の確保により、社会増を目指すことにより目標人口を設定。



3. まちづくりの基本理念

いのち
「生命と神話が息づく 新しい日本のふるさとづくり」
「課題先進地」から「課題解決先進地」へ

10年前、私たちは、人口減少、少子高齢化、行政課題の多様化、財政の硬直化といった課題に対応するために、自治体合併を選択しました。そして平成16年11月、力を合わせ、これらの課題を乗り越えるための雲南市が誕生しました。私たちは「生命と神話が息づく新しい日本のふるさとづくり」をまちづくりの理念に掲げ、笑顔あふれる地域の絆、世代がふれあう家族の暮らし、美しい農山村の風景、多彩な歴史遺産、新鮮で安全な食と農という私たちのふるさとが継承してきた5つの恵みを、さらに磨き高め、交流を盛んにしていこうとまちづくりに踏み出しました。

そして10年。5つの恵みを活かし、自らの地域は自らの手で良くしていこうと地域自主組織の創意工夫した温かい地域づくりがすすめられています。子どもたちは、多くの市民の協力により、どこにも負けない「キャリア教育」に取り組んでいます。高校生、大学生、若者たちは、自分の夢と社会貢献を実現しようとながり、さらに志のある若者のネットワークは市外へと大きく広がりつつあります。産業の分野では、業種を超えて事業者同士が手を取り合い、雲南ならではの産業振興への取り組みが始められています。一方、次世代の育成や、私たちの思いをもっと外へ伝えていくということが不十分であるという課題も生まれています。

これからの10年。私たちは、力を合わせて課題を乗り越えるという合併時の決意を忘れず、さらに歩みをすすめます。

グローバル経済が進展する社会において、経済の好循環と地域の自立に向けた挑戦。平和や地球環境、食料、エネルギーなど地球規模の課題に対しての雲南市の責務の遂行。格差や差別のない、安全・安心な暮らしづくり。そして、何よりも持続可能な地域に向け、人口の急激な減少を食い止める挑戦。

私たちは、雲南市が継承してきた恵みを活かし、助け合い、情報を共有し、互いに学び合い、そして、外へ伝え、外とつながっていくことで、これらの課題に立ち向かいます。

我が国の人口減少、少子高齢化社会における課題は、今後、世界が抱える課題でもあります。「課題先進地」から「課題解決先進地」へ、雲南市がすすめる取り組みは、世界に提案する私たちのまちづくりです。

私たちは、「人と自然と歴史と食の幸」を受け継いできたことに感謝し、大切にしていきたいです。

私たちは、その幸を活かし、市民力を結集し、課題に立ち向かいます。

私たちは、挑戦を通し交流を生み出し、世界につながります。

4. 雲南市のめざす姿

(1) 雲南市の挑戦

基本理念に掲げた挑戦により、「安全・安心」「活力と賑わい」「健康長寿・生涯現役」の実現をめざします。

多彩な地域づくり組織や市民と行政の協働により、「課題先進地」から「課題解決先進地」へと失敗を恐れない挑戦を続けます。

(2) 『人口の社会増』への挑戦

① 少子化に伴う人口減少社会への対応

雲南市における急激な人口減少は、自然減と社会減の2つの要素によります。要因として自然減は全国的な傾向である少子化の結果であり、さらに20歳代から30歳代を中心とする子育て世代の社会減が大きく影響しています。このため、持続可能なまちづくりに向け、若者の人口流出を抑制し、移住・交流人口の増加により、次世代の担い手を確保していく必要があります。

② 私たちの挑戦

私たちは、平成27年から平成31年の早い段階で、社会動態による人口の減少を食い止め、平成36年までに増加となるまちに向け、挑戦をはじめます。

5. 「まち・ひと・しごと創生」に向けた定住基盤の整備

人口の社会増に向けた定住基盤の向上に取り組みます。そのため、子育て、仕事、住まい、移住・定住を重点分野として施策を展開し、若者の流出を防ぎ、転入人口の増加を図るとともに、長期的な出生数の向上につなげます。

【子育て分野】

保護者の多様な生活形態やニーズに対応するため、乳幼児・児童の預かりサービス、教育・家庭相談窓口の充実や経済的負担の軽減などにより、子育てに係る切れ目のないきめ細やかなサービスの提供に努め、安心して子どもを産み育てることができる環境をつくります。

●目的(対象と意図)

対象	意図
保護者・子どもを産み育てたい夫婦	安心して子どもを産み、育てることができる。

●重要KPI(重要成果指標)

成果指標	現状値(H26)	5年後(H31)
合計特殊出生率	1.60 ◇現状値(H25)	1.81
子育てしやすい環境だと(行政サービスの視点から)感じる保護者の割合	61.1%	70.0%
保育所・認定こども園の年度途中待機児童数 [10月1日基準]	14人	0人

【仕事分野】

地場企業等の成長促進とともに、企業団地の整備や魅力的な立地環境の提供を通して、事業拠点の新設・増設を推進し、雇用の拡大を図ります。また、UIターン者、若者及び女性の就労マッチングを推進するほか、地域の商業機能の維持のため事業承継や空き店舗等での起業・創業を促進します。

●目的(対象と意図)

対象	意図
就労を希望する人	雲南市で働くことができる。

●重要KPI(重要成果指標)

成果指標	現状値(H26)	5年後(H31)
市外からの企業立地増加雇用者数・企業立地認定件数	0人(0件)	10人(1件)
地場企業の企業立地増加雇用者数・企業立地認定件数	20人(2件)	30人(2件)

【住まい分野】

利便性が高い住宅地の供給や、UIターン者の利用ニーズが多い賃貸住宅や空き家の提供に民間事業者や地域自主組織と協力して取り組みます。また、住まいに関する多様なニーズを捉えつつ、子育て世代等の住宅取得をはじめ、住まいの確保に関する支援を行います。

●目的(対象と意図)

対象	意図
住まいを求める人	ニーズに応じた住まいを確保することができる。

●重要KPI(重要成果指標)

成果指標	現状値(H26)	5年後(H31)
新設住宅建設戸数	107戸	132戸
空き家バンク物件の新規入居世帯	34世帯	40世帯

【移住・定住分野】

定住支援員の配置によるきめ細やかな相談、支援を行うとともに、移住希望者等の多様なニーズを的確に捉え、定住情報の効果的な発信、伝達を行います。また、ふるさと納税制度を情報発信の手段として活用することや、地域におけるUIターンへの機運醸成と活動、さらに、結婚対策の取り組みなどにより地域ぐるみの定住対策を推進します。

●目的(対象と意図)

対象	意図
市民・市外の人	雲南市の魅力を感じ、移住・定住する。

●重要KPI(重要成果指標)

成果指標	現状値(H26)	5年後(H31)
人口の社会動態	▲222人	67人
定住支援員が関わった定住人数・世帯数 (下段は、上段のうちUIターンの定住人数・世帯数)	36世帯・87人 22世帯・44人	78世帯・186人 64世帯・151人

6. 「まち・ひと・しごと創生」の重点戦略

「まち・ひと・しごと創生」のリーディング事業として、「子どもから大人までのチャレンジ」を中心としたプロジェクトに取り組みます。これを雲南省の重点戦略として位置づけ、高齢化率が国のおよそ25年先をいく「課題先進地」である雲南省が、「課題解決先進地」の実現への先導的役割を果たします。

《重点戦略》

「子ども×若者×大人チャレンジの連鎖」による持続可能なまちづくり

《戦略のねらい》

「ひとの創生」「しごとの創生」「まちの創生」の好循環による持続可能なまちづくり。それを支えるのはすべて「ひと」であり、「ひとの創生」こそが地方創生の基礎だと考えます。それによる地域課題の解決に向けたチャレンジから生まれる「しごとの創生」。そして多様な人材や働き方の展開から生まれる、市民・地域(事業者)・行政の「総働」による「まちの創生」。この好循環により、市民一人ひとりが誇りをもち、プラチナのように光輝く「プラチナ社会」の実現をめざします。

○ ひとの創生 ～次世代の課題解決人材の育成～

子どもたちのキャリア教育や大学機関との連携による将来の担い手育成と、課題解決人材の誘致・育成による市外と市内の若者の育ち合いを促進し、課題解決人材の自給自足を図ります。

○ しごとの創生 ～課題解決ビジネスモデルの創出～

地域や学校、事業所、NPO等と課題解決人材をつなげ、若者や地域が自ら課題解決に取り組む新たなチャレンジを生み出し、さらに起業や事業承継など様々な産業振興ニーズに対応する雲南省産業振興センターにより持続可能なビジネス展開を支援することで、課題解決ビジネスモデルを創出します。

○ まちの創生 ～多様な人材・セクターによる総働の地域づくり～

中間支援組織の育成・確保や地域自主組織の活動力を高める「法人化」により、多様な人材やセクターが課題解決にチャレンジする総働の地域づくりをすすめます。

この戦略をすすめていくために、新たな6つのプロジェクトに取り組みます。これにより、キャリア教育による「子どもチャレンジ」、志ある若者による「若者チャレンジ」、地域自主組織や事業者による「大人チャレンジ」の連鎖を切れ間なく創り出し、地域が継続的に運営されていく魅力ある雲南省を実現します。

雲南省はチャレンジに優しいまちとなり、雲南省でチャレンジするUIターン者が生まれ、人口の社会増へと向かう。雲南省はそんな未来づくりに挑戦します。

《新たな6つのプロジェクト》

【プロジェクト1】質の高い教育の提供による将来を担う人材の育成《ひとの創生》

学校・地域・家庭・NPO等との協働により保幼小中高一貫した多様なキャリア教育の展開と学力向上を図り、将来のまちづくりの担い手を育成します。

※2キャリア教育=自立した社会性のある大人への成長をめざす人材育成

●目的(対象と意図)

対 象	意 図
幼保園児	体力、正しい生活習慣を身につける
小学校の児童、中学・高校の生徒	① 確かな学力を身につける(基礎学力を高める) ② 【小学生】 ふるさとへの愛着と誇りをもつ ③ 【中学生】 地域課題や地域貢献に関心をもつ ④ 【高校生】 地域課題に対し、主体的に解決策を考え、実践する
不登校児童生徒	学校での生活や学びに意欲をもってもらう

●重要KPI(重要成果指標)

成 果 指 標	現状値(H26)	5年後(H31)
地域や社会を良くするために何をすべきか考えたことがある子どもの割合 【中学3年生意識調査】	29.0% (△2.2%)	46.2% (15.0%)

()は平成26年度の全国平均値との比較

【プロジェクト2】大学機関やNPOと連携した課題解決人材の育成 《ひとの創生》

本気で学びたい大学生に地域課題解決の現場を学ぶフィールドワークやインターンシップなどの学習プログラムを提供する「雲南コミュニティキャンパス」を開校し、課題解決スキルをもつ人材の育成・確保を図ります。

●目的(対象と意図)

対 象	意 図
県内外の大学生	フィールドワークやインターンシップを通じ、地域課題解決スキルを身に付ける
学生を受け入れる市民	学生との学び合いの中で課題解決力を身につける

●重要KPI(重要成果指標)

成 果 指 標	現状値(H26)	5年後(H31)
「雲南コミュニティキャンパス」参加をきっかけに雲南市へU Iターンした学生数(累計)	—	20人

【プロジェクト3】課題解決人材の育成による若者チャレンジの創出 《しごとの創生》

中間支援組織^{※3}や都市圏の社会起業家等と連携し、市内外の志ある若者の育ち合いを促進し、課題解決スキルをもつ若者の育成・確保と課題解決ビジネス^{※4}の創出を図ります。

^{※3}中間支援組織＝行政と地域、市民等の間に立ち、様々なまちづくり活動を支援する組織

^{※4}課題解決ビジネス＝社会課題（公共性のある課題）の解決を目的とした事業

●目的(対象と意図)

対象	意図
市内外の志ある若者	①地域課題解決にチャレンジする ②課題解決ビジネスを創出する

●重要KPI(重要成果指標)

成果指標	現状値(H26)	5年後(H31)
課題解決ビジネスの創出数・従事者数（累計）	—	10件・30人

※若者チャレンジ支援コーディネーターの活動実績

【プロジェクト4】産業振興センターの機能強化による新たな産業創出 《しごとの創生》

専門スタッフやアドバイザーの配置等により、地域産業を支える多様な産業人材の育成・確保や市内事業所の販路開拓支援を進め、新たな産業創出を図ります。

●目的(対象と意図)

対象	意図
新事業に取り組む者	起業・創業(事業承継含む)又は事業拡大し、事業を軌道にのせる

●重要KPI(重要成果指標)

成果指標	現状値(H26)	5年後(H31)
起業・創業件数(事業拡大・事業承継含む)（累計）	5件	50件

※事業承継専門員、専門支援チーム、販路開拓アドバイザーの活動実績

【プロジェクト5】地域やNPOと連携した課題解決人材のUIターン促進 《まちの創生》

地域自主組織やNPO等と連携した取り組みや積極的な情報発信により地域課題解決に関心の高いUIターン者や活動実践者を獲得します。

●目的(対象と意図)

対象	意図
課題解決人材 課題解決人材となりうる人材	雲南市へ移住する又は雲南市で活動する

●重要KPI(重要成果指標)

成果指標	現状値(H26)	5年後(H31)
地域課題解決を志す UI ターン者又は市外在住者の人数	5人	35人

【プロジェクト6】地域自主組織の活動基盤強化による住民主体の地域づくり《まちの創生》

地域自主組織の法人化や人材育成など活動基盤の充実強化を図り、住民主体の地域課題解決に向けた活動を推進します。

●目的(対象と意図)

対 象	意 図
地域自主組織	地域課題解決に取り組みやすい環境を整える

●重要KPI(重要成果指標)

成 果 指 標	現状値(H26)	5年後(H31)
地区計画策定済・策定中の地域自主組織数	23団体	30団体

子ども × 若者 × 大人 チャレンジの連鎖による 持続可能なまちづくり

プロジェクト① まちづくりの担い手を育む!!

質の高い教育の提供による将来を担う人材の育成

学校・地域・家庭・NPO等との協働により、保幼小中高一貫した多様なキャリア教育の展開と学力向上対策により、将来のまちづくりの担い手を育成する。

- 高校との連携強化によるキャリア教育のさらなる充実
- 支援を必要とする子どもたちの自立支援
- スーパーティーチャー活用、放課後学習による学力育成強化

プロジェクト② 課題解決の現場で学び実践家を育てる!!

大学機関やNPOと連携した課題解決人材の育成

本気で学びたい大学生が地域課題解決の現場で学び合う「雲南コミュニティキャンパス」を開校し、課題解決スキルをもつ人材を育成する。

- コーディネーター配置による運営体制の構築
- 学習プログラム(成功モデル)の確立
- 大学ニーズと地域ニーズのマッチング

プロジェクト③ 課題解決人材の育成による若者チャレンジの創出

中間支援組織と連携し市内外の志ある若者の育ち合いを促進し、課題解決スキルをもつ若者の育成・確保と課題解決ビジネスの創出を図る。

- コーディネーターによる課題解決ビジネス創出
- 専門スキル・ノウハウの習得支援
- 市民ファンドの構築や金融機関との連携による支援体制の強化

プロジェクト⑤ 地域やNPOと連携した課題解決人材のUターン促進

地域自主組織やNPO等と連携した取り組みや積極的な情報発信により地域課題解決に関心の高いUターン者や活動実践者を獲得する。

- Uターン人材を活用した専門スタッフの配置
- 地域やNPOと連携した移住体験プログラムの実施
- 空き家活用による活動拠点(シェアオフィス)づくり
- 介護人材や就農希望者の受入プログラムの実施

プロジェクト④ 地域の強みを生かした仕事をつくる!!

産業振興センターの機能強化による新たな産業創出

専門スタッフの配置などにより、地域産業を支える多様な産業人材の育成・確保や市内事業所の販路開拓支援を進め、新たな産業創出を図る。

- 充実した高度専門スタッフによる企業誘致、事業者間マッチング推進
- 起業創業、事業承継を推進する専門家チームの配置
- 雲南市産品の販路拡大支援

プロジェクト⑥ 住民主体の地域づくり促進!!

地域自主組織の活動基盤強化による住民主体の地域づくり

地域自主組織の法人化や人材育成など活動基盤の充実強化を図り、住民主体の地域づくり活動を促進する。

- 体系的な人材育成プログラムの構築
- 国、他自治体等との連携による法人制度推進
- 地域づくり応援隊(外部人材)配置

子どもチャレンジ × 若者チャレンジ × 大人チャレンジ



7. 政策ごとの将来像《今後の方向》

①みんなで築くまち（協働・行政経営）

私たちは、市民力の結集の場である地域づくり組織に参画し、様々な地域課題の解決に挑戦します。また、交流人口を拡大し、訪れる人が住みたくなる魅力あふれるまちをめざします。

そのために行政は、地域づくり活動や若者のチャレンジを支援する一方、中間支援組織の育成など、時代を先取りする行政経営に挑戦します。

○主な重要業績評価指標

- | | |
|---|---------------------------|
| ■人口の社会増(転入から転出を減じた人数) | 67人(2013年 ▲160人) |
| ■まちづくりに関心がある市民の割合 | 80.0%(2013年 73.7%) |
| ■過去1年間に地域活動に参加した市民の割合 | 75.0%(2013年 69.6%) |
| ■地域課題を地域主体で解決できていると感じる市民の割合 | 60.0%(2013年 46.0%) |
| ■市外から移住した世帯数・人数 | 64世帯・151人(2013年 22世帯・55人) |
| ※2013年は定住推進員が関わったもの。2019年は定住推進員がワンストップ窓口として関わるもの。 | |
| ■男女が平等に扱われていると感じる市民の割合 | 65.0%(2013年 60.5%) |

○具体的な施策

01. 市民が主役のまちづくりの推進

◆基本方針

- ・持続可能な地域づくりに向けて、行政とともに地域自主組織及び様々な活動団体等が主体的な課題解決に取り組む環境をつくります。
- ・次世代を担う若者のまちづくりへの参画を促進し、多世代・多様な主体による地域活動の担い手づくり、場づくりを推進します。
- ・起業や地域貢献を志す人材、若者、地域及び行政等をつなぎ、地域活動を支援する中間支援組織を育成・確保します。

◆具体的な事業

- ・まちづくり活動の参加推進
- ・まちづくりの人材確保
- ・まちづくり活動の拠点整備
- ・地域に応じた体制整備

02. 移住・交流の推進

◆基本方針

- ・雲南市への移住・定住に関する情報発信及び相談体制の充実を図ります。
- ・誰もが住み良く活動しやすい環境づくりを進めるとともに、起業や地域貢献活動を志す若者を呼び込む取り組みを強化します。
- ・結婚対策や市外の人との交流促進に関する取り組みを行います。

◆具体的な事業

- ・移住に向けた魅力の発信と交流の促進
- ・移住のための相談・支援体制の充実
- ・定住に向けた環境整備

03. 市民と行政の情報の共有化

◆基本方針

- ・市民にとって分かりやすく、得やすく且つ迅速な情報提供を行います。
- ・市政懇談会、まちづくり懇談会などの広聴機会の充実に努め、市民の意見や要望を市政運営に反映します。

◆具体的な事業

- ・広聴機会の充実
- ・広報媒体による情報提供の充実

04. 男女共同参画の推進

◆基本方針

- ・すべての男女の人権を尊重し、それぞれの個性と能力を活かし、あらゆる活動に対等に参画できる地域づくりに取り組みます。

◆具体的な事業

- ・家庭・学校・地域・職場における男女共同参画の推進
- ・相談・支援体制の充実

05. 時代にあった行政サービスの実現

◆基本方針

- ・市民に親しまれる市役所づくりと市民目線に立った行政サービスの提供に取り組みます。
- ・市民の納得を得ながら徹底した合理化、行政コストの縮減を図ります。
- ・民間活力の活用、広域連携の推進によるサービス向上を図ります。

◆具体的な事業

- ・業務と組織機構の効率化
- ・ICTの活用
- ・民間活力の導入と広域行政の推進
- ・市民に親しまれる窓口サービスの提供
- ・公共施設の適正管理

06. 職員の育成・確保

◆基本方針

- ・人材育成基本方針に基づき職員の確保と能力開発を行い、組織の目標達成に向けて取り組みます。
- ・職員の健康管理と働きやすい職場づくりに努めます。

◆具体的な事業

- ・計画的な定員管理
- ・職員の能力開発
- ・適正な職員配置
- ・働きやすい職場づくり

07. 計画的なまちづくり

◆基本方針

- ・市民・地域づくり組織等との協働により、行政評価や財政計画に基づき計画的、効果的及び効率的にまちづくりを推進し、雲南市総合計画の実現を目指します。
- ・雲南ブランド化プロジェクトの成果を継承・発展させ、持続可能なまちづくりに向けて、20歳代・30歳代を中心とした子育て世代の増加と社会起業や地域貢献活動等にチャレンジする若者の確保を図ります。

◆具体的な事業

- ・基本計画の策定と進行管理
- ・実施計画の策定と進行管理

08. 財政の健全化

◆基本方針

- ・積極的な財源の確保を行い、地方交付税の一本算定への移行を踏まえた財政の健全化を図ります。

◆具体的な事業

- ・持続可能な財政運営
- ・積極的な財源確保
- ・効果的な予算執行
- ・効率・効果的な財産の管理運用

施策ごとの市民と行政の役割分担、成果指標、具体的な事業の方針等は、「施策01.市民が主役のまちづくりの推進」から「施策08.財政の健全化」に記載のとおり。

②安全・安心で快適なまち(定住環境)

私たちは、安心して暮らすことのできる地域や美しい農山村の原風景を守る活動、さらに再生可能エネルギーの活用に取り組みます。

行政は、安全・安心な生活を営むための生活基盤の計画的な整備や維持のほか、自然災害や原発事故などに備える体制の整備をすすめる一方、地域自主組織の自主防災・防犯の活動を支援します。また、都市機能の充実や定住のための住宅施策を一層すすめます。

○主な重要業績評価指標

■中核拠点ゾーンが便利で賑わいがあると感じる市民の割合	60.0% (2013年 49.4%)
■住んでいる地域が便利で住みよいと感じる市民の割合	65.0% (2013年 59.6%)
■自主防災組織の組織率	100.0% (2013年 45.2%)
■身近で犯罪にあう不安を感じている市民の割合	40.4% (2013年 35.0%)

○具体的な施策

09. 都市・住まいづくりと土地利用の推進

◆基本方針

- ・中核拠点ゾーンを中心に地域特性を活かし、雲南らしさを保ちつつ都市機能の充実と効果的な土地利用を促進します。
- ・人口の社会増を目指し、特に若者、子育て世代、UI ターン者のための良質かつ取得しやすい住宅地の供給に取り組みます。

◆具体的な事業

- ・中核拠点ゾーンの整備促進
- ・居住環境の整備促進
- ・計画的な土地利用と開発の推進

10. 自然と地域環境の保全

◆基本方針

- ・自然環境保全に対する意識を高め、桜・街並み・農村風景などを守り、創造していきます。
- ・再生可能エネルギーの導入を促進し、温室効果ガスの削減に取り組みます。

◆具体的な事業

- ・廃棄物(ごみ)の減量と適正処理の推進
- ・温室効果ガス削減の推進
- ・自然環境と景観の創造

11. 地域情報化の推進

◆基本方針

- ・インターネットの高速化や携帯電話不感地解消などの基盤整備を推進し、情報通信環境の向上を図ります。
- ・市民が情報通信機器を利活用するノウハウ習得・能力向上を図ります。

◆具体的な事業

- ・情報通信環境の整備促進
- ・情報通信技術の向上

12. 生活道路の整備

◆基本方針

- ・計画的な道路網の整備とともに、道路施設の本格的な維持更新時代に対応する適切な維持・修繕及び長寿命化に取り組みます。

・除雪体制の確保に努め、冬期における通行の安全性の向上を図ります。

◆具体的な事業

- ・生活道路の新設・改良
- ・生活道路の維持管理

13. 広域幹線道路の整備

◆基本方針

・国道・県道及び高速道路の整備・維持管理による利便性、安全性に優れた道路網の構築を図ります。

◆具体的な事業

- ・国道・高速道路の整備促進
- ・県道の整備促進

14. 公共交通ネットワークの充実

◆基本方針

- ・多様な交通手段の提供により、利用者の利便性を確保します。
- ・公共交通機関の利用促進を行うとともに、交通空白地域の解消を図ります。

◆具体的な事業

- ・公共交通体系の確保
- ・多様な交通サービスの提供

15. 上水道の整備

◆基本方針

- ・水道未普及地域の早期解消に努めます。
- ・安全・安心で安定した水道の供給に努めます。
- ・上水道と簡易水道の経営統合を踏まえた経営強化に取り組みます。

◆具体的な事業

- ・水道施設の整備
- ・水道施設の維持管理
- ・水道経営の安定化

16. 下水道の整備

◆基本方針

- ・下水道の普及を図るとともに、施設の老朽対策として、計画的かつ効率的な改築・更新及び予防保全型維持管理を実施します。
- ・施設統合による経常費用の削減や啓発活動による接続率向上などにより、下水道事業の健全運営に取り組みます。

◆具体的な事業

- ・下水道施設の整備
- ・下水道接続の促進
- ・下水道施設の維持管理
- ・下水道経営の安定化

17. 消防・防災対策の推進

◆基本方針

- ・防災施設の整備及び避難体制の充実とともに、避難勧告等の適確な判断により、防災・減災を図ります。
- ・常備消防体制の強化とともに、消防団体制の実働性の向上を図ります。
- ・自主防災組織の組織化の推進と活動の充実に向けて取り組みます。
- ・一般住宅の耐震化や家庭における防災対策の実施を啓発、推進します。

◆具体的な事業

- ・防災意識の向上と実践
- ・避難体制の確立
- ・防災施設の整備
- ・防火施設と消防体制の充実

18. 交通安全の推進

◆基本方針

- ・交通安全に対する意識啓発を促進し、市民自らの交通安全の意識を高め、安全で安心して暮らせる地域づくりに努めます。
- ・交通事故防止に向けた環境整備を推進します。

◆具体的な事業

- ・交通安全意識の高揚
- ・交通安全施設の整備

19. 消費者保護・防犯対策の推進

◆基本方針

- ・犯罪にあわないための意識の啓発活動を推進するとともに、犯罪が発生しにくい環境づくりに努めます。
- ・犯罪や消費生活についての知識を市民自ら身に付け、被害の未然防止に努めます。
- ・犯罪被害や消費者被害の相談に対して、関係機関と連携し迅速な対応に努めます。

◆具体的な事業

- ・地域防犯体制の充実
- ・子どもの見守り体制の強化

- ・防犯施設・設備の整備
- ・消費者保護の推進

施策ごとの基本方針、成果指標等は、「施策 09.都市・住まいづくりと土地利用の推進」から「施策 19.消費者保護・防犯対策の推進」に記載のとおり。

③支えあい健やかに暮らせるまち(保健・医療・福祉)

私たちは、一人ひとりが、健康で生きがいをもち、住み慣れた地域で支えあいの輪を広げ、安心して暮らせるまちをめざします。各機関や地域づくり組織が様々な分野で連携し、地域ぐるみで支え合いや健康づくりをすすめます。

行政は、子どもたちが健やかに育つよう、子育てしやすい環境を一層充実させます。また、医療体制の充実とともに、介護・障がい者福祉サービス基盤の充実を図り、事業者とともにサービス提供に努め、自立に向けた支援をします。

○主な重要業績評価指標

■子育てしやすい環境だと感じる保護者の割合（行政サービスの視点）	70.0% (2013年 61.3%)
■合計特殊出生率	1.81% (2013年 1.60%)
※一人の女性が一生の間に産む子どもの数の目安で、現状値(2013年)は、厚生労働省の「人口動態統計特殊報告(H20～24)」によるもの。	
■安心して医療機関を利用できると感じる市民の割合	80.0% (2013年 73.0%)
■生きがいを感じている高齢者の割合	75.0% (2013年 71.7%)
■福祉ボランティア活動をした市民の割合	35.0% (2013年 26.3%)

○具体的な施策

20. 地域医療の充実

◆基本方針

- ・医療に関する情報発信を行うとともに、在宅医療の提供体制や救急医療体制の充実を図ります。
- ・保健・医療従事者の確保並びに市立病院の健全経営と施設改築により、地域医療の更なる充実を図ります。

◆具体的な事業

- ・かかりつけ医制度の普及と在宅医療の推進
- ・2次医療機関の充実
- ・救急体制の確保
- ・医療行為を受ける機会の保障

21. 健康づくりの推進

◆基本方針

- ・うんなん健康都市宣言により、健康長寿・生涯現役を目指した健康意識の高揚、健康増進・介護予防活動に地域ぐるみで取り組みます。
- ・がん・生活習慣病などの早期発見、早期治療を推進するとともに、望ましい食生活、身体活動・運動及び休養を通じて、生活習慣病予防に取り組みます。

◆具体的な事業

- ・地域ぐるみで取り組む健康づくり
- ・病気の早期発見と重症化の予防・感染症の予防
- ・食育の推進

22. 高齢者福祉の充実

◆基本方針

- ・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、地域活動をはじめ、いきいきと社会参加することができる環境を整備します。
- ・介護予防、認知症対策とともに、地域や保健・医療・福祉分野が連携した活動及びサービスの充実を図ります。

◆具体的な事業

- ・地域ケア体制の充実
- ・介護サービスの充実と介護予防の推進
- ・社会参加活動の推進

23. 障がい者(児)福祉の充実

◆基本方針

- ・障がいへの理解の拡大とともに、相談窓口の充実及び社会参加の促進を図ります。
- ・在宅生活を支える日中サービス等を充実し、地域生活を支援します。

◆具体的な事業

- ・自立と社会参加の促進
- ・相談体制の強化
- ・福祉サービスの充実

24. 生活困窮者の支援

◆基本方針

- ・就労支援、相談体制の充実を図り、生活困窮者の自立に向けた支援を強化します。

◆具体的な事業

- ・相談体制の強化
- ・自立に向けた指導支援の充実
- ・就労支援の充実

25. 地域福祉の充実

◆基本方針

- ・地域で支え合う意識を高め、体制を整え、自助・共助・公助による福祉活動を推進します。
- ・地域福祉に関する課題を明確にして、地域、行政及び関係機関が連携し、地域の個別課題

の解決に向けて取り組みます。

◆具体的な事業

- ・地域の福祉課題の明確化
- ・支え合う地域づくり

26. 子育て支援の充実

◆基本方針

- ・多様化する保育ニーズに対応するためのサービス及び施設の充実に取り組みます。
- ・保護者の子育てに関する不安や悩みを解消し、子どもたちの健やかな発達を図ります。
- ・就学前の子どもの教育・保育に関する窓口の一元化に向けた体制整備や包括的な取り組みにより、保護者の満足度の向上を図ります。

◆具体的な事業

- ・地域における子育て支援の充実
- ・子どもの心と体の健やかな発達支援
- ・子育てと仕事の両立支援
- ・子育て相談の充実
- ・経済的支援の充実

施策ごとの基本方針、成果指標等は、「施策 20.地域医療の充実」から「施策 26.子育て支援の充実」に記載のとおり。

④ふるさとを学び育つまち(教育・文化)

私たちは、人権を尊重し、子どもたちが心豊かで確かな学力と健康な体を持ち、社会を生き抜く力を身につけるよう総力をあげて取り組みます。若者たちは、いきいきと未来を語り合い、その個性と能力を発揮し、まちづくりに参画します。

また、芸術・スポーツを振興するとともに、まちの文化を学び、磨き、その価値を多くの人に伝えることで、ふるさとに誇りをもった人を育てます。

行政は、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育環境の充実に図るとともに、学校・家庭・地域との協働により、子どもから大人まで多様な学びの環境と機会の充実に図ります。

○主な重要業績評価指標

■全国学力調査結果

小学6年国語	1.5ポイント(2013年)	△3.1ポイント
中学3年国語	2.2ポイント(2013年)	2.0ポイント
小学6年算数	0.8ポイント(2013年)	△2.8ポイント
中学3年数学	1.9ポイント(2013年)	△0.8ポイント

■自分にはよいところがあると思う生徒の割合(中学3年生) 80.0%(2013年 64.5%)

■将来かなえてみたい夢がある生徒の割合(中学3年生) 90.0%(2013年 75.2%)

■地域の子どもを育てようと活動している市民の割合 35.0%(2013年 27.9%)

○具体的な施策

27. 学校教育の充実

◆基本方針

- ・『夢』発見プログラムによる保幼小中高の一貫したキャリア教育を推進し、教育の質の向上を図ります。
- ・学校、家庭、地域、行政の連携・協働により、心身ともに健やかな子どもを育てます。
- ・就学に対して困難さを抱える児童生徒への支援の充実を図ります。
- ・計画的な学校施設等の整備を推進し、快適な教育環境を実現します。
- ・家庭・地域・学校・行政の協働により、心身ともに健やかな子どもを育てます。

◆具体的な事業

- ・すべての子どもにわかりやすい授業づくりの推進
- ・地域力を活かした教育の充実
- ・困難さを抱える児童生徒への支援の充実
- ・学校の施設・設備の充実
- ・規則正しい生活習慣の定着

28. 生涯学習の推進

◆基本方針

- ・学校、家庭、地域、行政が連携し、学習機会の充実を図ります。
- ・交流センターや図書館など、学習の拠点となる施設・設備の充実を図ります。

◆具体的な事業

- ・学習・交流機会の充実
- ・学習環境の充実

29. 青少年健全育成の推進

◆基本方針

- ・家庭における教育力の向上を図り、青少年の規範意識や社会性を身に付けさせます。
- ・学校、家庭、地域の連携による交流・体験活動を推進します。
- ・異文化に触れる機会を提供し、国際感覚豊かな青少年を育成します。

◆具体的な事業

- ・正しい生活態度を身に付けるための家庭・地域の教育
- ・地域における交流体験・学習活動の推進
- ・グローバル人材の育成

30. 平和と人権の尊重

◆基本方針

- ・学校、家庭、地域、職場における学習会などにより、人権・同和問題についての教育・啓発を

推進します。

・「『平和を』の都市宣言」の地として、継続して平和教育に取り組みます。

◆具体的な事業

- ・学校・家庭における平和・人権教育の推進
- ・地域における平和・人権の尊重
- ・職場における平和・人権の尊重

31. 生涯スポーツの振興

◆基本方針

・年齢や性別、障がい等を問わず、市民が生涯においてスポーツや運動に関わる環境づくりを推進します。

◆具体的な事業

- ・スポーツや運動をする機会の充実
- ・スポーツ環境の充実

32. 地域文化の振興

◆基本方針

- ・地域文化に対する市民の関心を高めます。
- ・地域の伝統文化や文化遺産の情報を発信します。
- ・指定文化財を適正に保存・活用します。

◆具体的な事業

- ・地域文化の保存継承
- ・地域文化の活用
- ・文化芸術の振興

施策ごとの基本方針、成果指標等は、「施策 27.学校教育の充実」から「施策 32.地域文化の振興」に記載のとおり。

⑤挑戦し活力を産みだすまち（産業）

私たちは、地域資源を大切にし、6次産業化や地場産業の連携、農商工連携の活動を一層強め、地域経済の好循環を生み出す取り組みをすすめます。また、地域資源をさらに磨きあげ、積極的に市外へ伝え、交流を拡大し、産業として育てるよう努めます。

行政は、農林業や観光、中小企業の振興に加え、企業立地のための環境整備を図るとともに、創業者や経営者の活力ある産業振興に向けた挑戦を支援します。

○主な重要業績評価指標

- | | |
|------------------------|--------------|
| ■農商工連携プロジェクトで生み出された商品数 | 5個(2013年 4個) |
| ■新産業創出補助金による新分野進出の件数 | 6件(2013年 6件) |

■有効求人倍率(雲南圏域)

0.80倍(2013年 0.73倍)

■就職率(雲南圏域)

45.7%(2013年 44.7%倍)

○具体的な施策

33. 地域資源を活かした産業の創出

◆基本方針

- ・地域資源を活用したプロジェクト等を核として「食の幸」の新商品開発及び販路開拓に取り組みます。
- ・関係機関及び事業者間の情報交換と連携促進を図り、創業及び新分野進出等に取り組みます。

◆具体的な事業

- ・新分野進出・新商品開発の戦略立案の支援
- ・新商品の開発支援
- ・新商品の販路開拓支援

34. 雇用機会の充実と安定

◆基本方針

- ・求人・求職者のマッチングを推進します。
- ・働きやすい環境づくりを推進します。
- ・人口の社会増に向け、若者やUIターン者に向けた就労支援を強化します。

◆具体的な事業

- ・求職者に対する就労支援
- ・良好な就労環境の啓発推進

35. 工業の振興

◆基本方針

- ・中国横断自動車道尾道松江線全線開通の効果を活かし、神原企業団地の整備や既存企業団地の拡充を推進します。
- ・企業団地整備に併せた市道等アクセス道を整備します。
- ・雲南市産業振興センターの機能を強化し、情報収集、技術・経営改善の支援を行います。
- ・地場企業を含めた企業立地・誘致優遇制度の充実を図ります。

◆具体的な事業

- ・積極的な企業誘致の推進
- ・地場企業の成長促進
- ・企業立地環境の整備

36. 農業の振興

◆基本方針

- ・農業・畜産の担い手の確保とともに、経営規模拡大や組織化により経営力の強化を図ります。
- ・圃場、農道・水路等の農業基盤の整備・保全を図ります。
- ・安全・安心な農畜産物の生産と6次産業化を推進します。
- ・市外への積極的なセールスや地産地消により、農畜産物の販路拡大を図ります。

◆具体的な事業

- ・農業基盤の整備
- ・農業基盤の保全
- ・担い手の育成・確保
- ・安全・安心で売れる農畜産物の生産
- ・農畜産物の販売及び販路拡大

37. 林業の振興

◆基本方針

- ・循環型林業の推進を図ります。
- ・林道、森林作業道等の路網整備を推進します。
- ・未利用間伐材等の収集によるエネルギー利用を推進します。
- ・市産木材の供給体制を確立するとともに、市産木材の利用促進に努めます。

◆具体的な事業

- ・適正な森林管理
- ・森林資源の活用

38. 観光の振興

◆基本方針

- ・魅力的な観光をプロモーションする雲南市観光協会の組織体制を強化します。
- ・観光地の認知度を高めるとともに、地域資源を活かした観光商品の充実を図ります。
- ・観光客への温かいおもてなしの心の醸成を図ります。
- ・観光施設の老朽対策を計画的に推進します。

◆具体的な事業

- ・観光情報の発信
- ・観光資源の充実
- ・受け入れ体制の充実
- ・受け入れ施設の充実

39. 商業の振興

◆基本方針

- ・中心市街地を中心として、それぞれの地域の特性や役割に応じた地域商業の活性化を図ります。
- ・魅力ある商店街づくりに向け、経営支援の強化や新規の創業支援を行います。

◆具体的な事業

- ・地元購買の喚起と活性化
- ・経営支援の充実

施策ごとの基本方針、成果指標等は、「施策 33.地域資源を活かした産業の創出」から「施策 39. 商業の振興」に記載のとおり。

8. 施策効果の検証と改善

施策効果の検証と改善については、平成19年度より取り組んでいる行政評価システムとともに、第2次雲南市総合計画及び雲南市総合戦略の着実な推進に向け、市民や各種団体等の参画を得て、新たに雲南市総合計画推進委員会を設置し、「人口の社会増」に向けた取り組みなどの調査、検証を行い、その結果に基づく見直し改善を図り、必要に応じて総合戦略を改訂し、人口の社会増に向け、より一層の挑戦を続けます。

9. 政策ごとの将来像の実現に向けた施策展開

政策	施策	頁
① みんなで築くまち 《協働・行政経営》	1 市民が主役のまちづくりの推進	31-32
	2 移住・交流の推進	33-34
	3 市民と行政の情報の共有化	35-36
	4 男女共同参画の推進	37-38
	5 時代にあった行政サービスの実現	39-40
	6 職員の育成・確保	41-42
	7 計画的なまちづくり	43-44
	8 財政の健全化	45-46
② 安全・安心で快適なまち 《定住環境》	9 都市・住まいづくりと土地利用の推進	47-48
	10 自然と地域環境の保全	49-50
	11 地域情報化の推進	51-52
	12 生活道路の整備	53-54
	13 広域幹線道路の整備	55-56
	14 公共交通ネットワークの充実	57-58
	15 上水道の整備	59-60
	16 下水道の整備	61-62
	17 消防・防災対策の推進	63-64
	18 交通安全の推進	65-66
③ 支えあい健やかに暮らせるまち 《保健・医療・福祉》	19 消費者保護・防犯対策の推進	67-68
	20 地域医療の充実	69-70
	21 健康づくりの推進	71-72
	22 高齢者福祉の充実	73-74
	23 障がい者(児)福祉の充実	75-76
	24 生活困窮者の支援	77-78
	25 地域福祉の充実	79-80
	26 子育て支援の充実	81-82
④ ふるさとを学び育つまち 《教育・文化》	27 学校教育の充実	83-84
	28 生涯学習の推進	85-86
	29 青少年健全育成の推進	87-88
	30 平和と人権の尊重	89-90
	31 生涯スポーツの振興	91-92
	32 地域文化の振興	93-94
⑤ 挑戦し活力を産みだすまち 《産業》	33 地域資源を活かした産業の創出	95-96
	34 雇用機会の充実と安定	97-98
	35 工業の振興	99-100
	36 農業の振興	101-102
	37 林業の振興	103-104
	38 観光の振興	105-106
	39 商業の振興	107-108

01. 市民が主役のまちづくりの推進

施策の目的

対象 市民

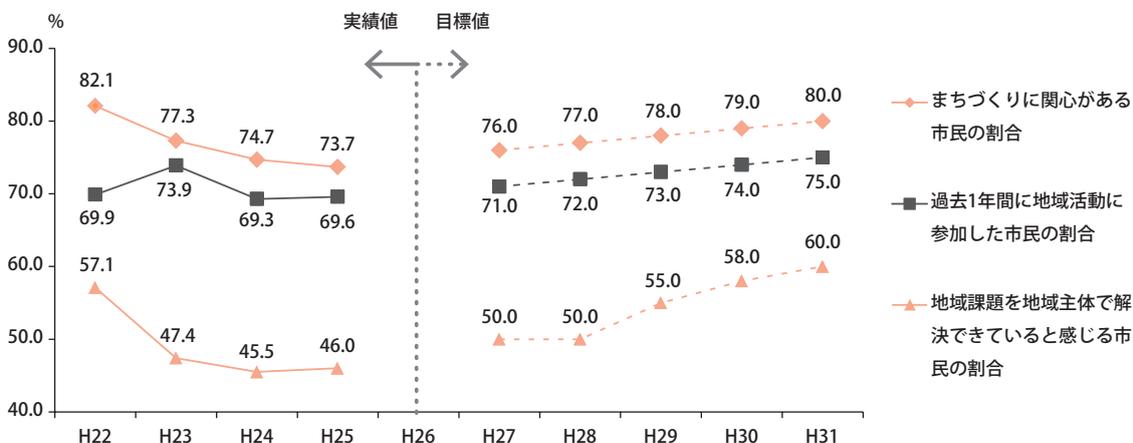
意図 まちづくりの課題を主体的に解決する。

施策の基本方針

- 持続可能な地域づくりに向けて、行政とともに地域自主組織及び様々な活動団体等が主体的な課題解決に取り組む環境をつくります。
- 次世代を担う若者のまちづくりへの参画を促進し、多世代・多様な主体による地域活動の担い手づくり、場づくりを推進します。
- 起業や地域貢献を志す人材、若者、地域及び行政等をつなぎ、地域活動を支援する中間支援組織^{※17}を育成・確保します。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
まちづくりに関心がある市民の割合	73.7%	80.0%
過去1年間に地域活動に参加した市民の割合	69.6%	75.0%
地域課題を地域主体で解決できていると感じる市民の割合	46.0%	60.0%



「地域課題を地域主体で解決できていると感じる市民の割合」のこれまでの実績は、地域課題の解決に向けて地域自らが取り組む意識が定着し、地域課題を掘り下げた結果、課題解決に時間を要することが明確になり低下したと推察されます。

基本事業

市民が主役のまちづくりの推進

まちづくり活動の参加推進

- 対象** 市民 **意図** 活動に参加・参画する。
方針 地域自主組織及び活動団体等の活動発表や紹介などを行うとともに、活動への理解、参画を促進します。また、若者なども参画しやすく、親しみやすい活動の場や機会をつくり、多世代・多様な市民・団体等が活動に参画していく環境をつくります。

まちづくりの人材確保

- 対象** 活動している市民 **意図** 活動のリーダー・担い手を確保する。
方針 講座、研修会の開催により、まちづくりを担うリーダー等の育成を図るとともに、ふるさと教育を通じて、次世代を担う子どもたちを育てていきます。また、地域が求める人材を呼び込んでくるとともに、地域貢献や起業を志す若者の学び・ネットワークの場づくり、地域の課題解決や持続可能なビジネス化への支援を行い、課題解決型人材を育成・確保します。

まちづくり活動の拠点整備

- 対象** 活動している市民 **意図** 活動しやすい場所がある。
方針 活動の拠点となる交流センターを計画的に整備し、環境を整えるとともに、空き家、空き施設などの地域資源を活かした活動の場づくりを推進します。

地域に応じた体制整備

- 対象** 活動している市民 **意図** 地域特性に応じた体制や仕組みをつくる。
方針 地域自主組織のそれぞれの実情に合った地域課題の解決に向けた仕組みづくりを推進するとともに、法人化制度の創設に向けた国への働きかけや「新しい公共」の創出などに取り組みます。また、地域自主組織等の主体的な課題解決の実践を促進するための自主財源確保のノウハウ取得の支援、地域活動を支援する中間支援組織の育成などに取り組みます。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 地域活動に関心をもち、積極的に参加し、協力・連携・交流します。
- 個人や家族、自治会単位では解決できない地域課題を地域自主組織などで話し合い、解決に向け行動します。
- 行政と協働で、地域を越えた幅広いまちづくり活動に取り組みます。
- まちづくり活動を担うリーダーをつくります。

行政（市、県、国）

- まちづくり活動に関する情報を提供します。
- 関係団体等との連携・調整を行い、地域活動を支援します。
- まちづくり活動を担う次世代のリーダー育成を支援します。
- 地域が主体的な活動に取り組むための活動支援とともに、その活動の拠点を整えます。
- 地域を越えた幅広いまちづくり活動を支援します。

これまでの振り返り総括

- 協働を推進するまちづくりの最高規範として、H20年11月1日にまちづくり基本条例を施行しました。H24年度から開催する地域自主組織取組発表会（春・秋年2年）、H25年度に本格導入した「地域円卓会議」は、地域と行政の協議及び地域間の情報交換の場となっています。
- 地域自主組織は、市内全域に43組織が設立され、組織ごとに特徴ある地区計画が策定されています。
- 「生涯学習」機能を中心とした公民館に「地域づくり」と「地域福祉」機能を併せ持つ地域活動の拠点施設として、H22年度に交流センターを市内全域に設置しました。
- 地域自主組織の活動助成金を、H24年度から地域づくり活動等交付金に見直し、H25年度には交流センターに勤務する職員を地域自主組織の直接雇用とし、交付金の拡充を行いました。
- 社会起業や地域貢献を志す若者を対象とした「幸雲南塾」をH23年度から開催しています。また、そうした若者や地域づくり活動を支援していくNPO法人も誕生しました。

※ 17 中間支援組織…行政と地域の間立ち、そのパイプ役として中立的な立場で適切な判断と指導力を持ってNPO法人やまちづくり団体による様々な活動を支援する組織の総称です。組織が持つノウハウやネットワーク、情報などを活用し、主に市民のまちづくりに対する取り組みを育成・支援するとともに、情報の共有、人的ネットワークの形成、人材育成など、協働を推進するコーディネイト役としての機能と役割を果たすものです。

02. 移住・交流の推進

施策の目的

対象 市外の人・市民

意図 雲南市を好きになり、移住・定住してもらう。

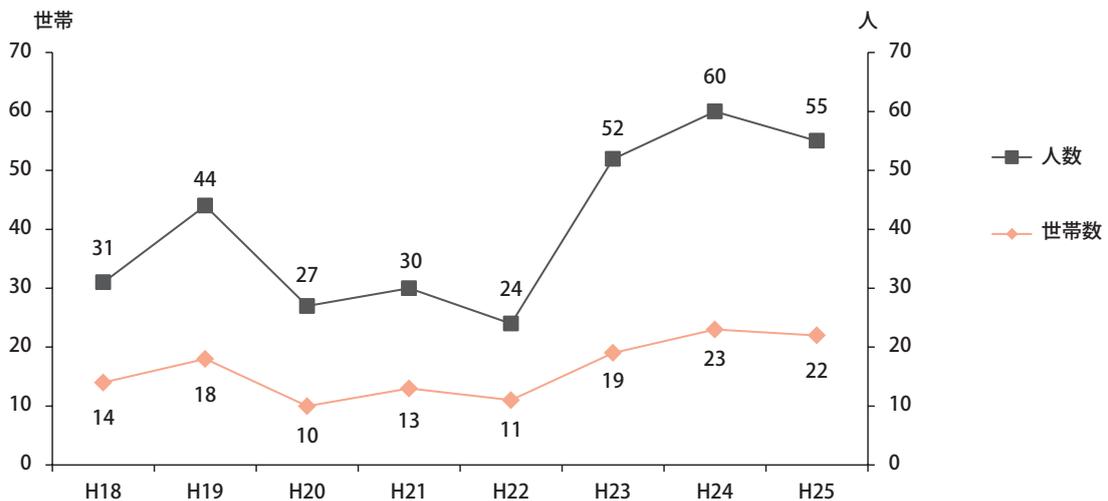
施策の基本方針

- 雲南市への移住・定住に関する情報発信及び相談体制の充実を図ります。
- 誰もが住み良く活動しやすい環境づくりを進めるとともに、起業や地域貢献活動を志す若者を呼び込む取り組みを強化します。
- 結婚対策や市外の人との交流促進に関する取り組みを行います。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
転入者人口	911 人	1,061 人
市外から移住した世帯数・人数 (定住推進員がワンストップ窓口として関わるもの)	22 世帯・55 人	64 世帯・151 人

市外から移住した世帯数・人数（定住推進員がワンストップ窓口として関わったもの）



基本事業

移住・交流の推進

移住に向けた魅力の発信と交流の促進

対象 市外の人・市民

意図 雲南市の魅力を知ってもらう。

方針 移住を考える方が興味を持ち、欲しい情報が分かりやすい「移住サイト」をつくるとともに、専門雑誌などメディアの活用、雲南市ふるさと会など縁のある方を通じた情報発信により、広く積極的に雲南市の魅力を発信していきます。また、婚活中の独身男女の出会いの場づくり支援や農村の多面的機能を活かした都市との交流事業を進めることにより、少子高齢化に対応した集落維持に取り組みます。

移住のための相談・支援体制の充実

対象 市外の人・市民

意図 安心して移住・定住してもらう。

方針 定住推進に係る組織体制の強化を図るとともに、関係機関、地域自主組織及び民間事業者等との連携により、移住・定住に関する相談・支援窓口のワンストップ化や定住されて以降の支援体制の充実を図ります。また、子育て世代や地域貢献活動等を志す若者などへの相談・支援体制を強化して移住促進に取り組みます。

定住に向けた環境整備

対象 市外の人・市民

意図 良好な環境で暮らしてもらう。

方針 地域自主組織や地域住民とともに移住者が安心して暮らせる環境を整えます。また、空き家バンク制度による提供物件の安定的な確保、空き家改修助成制度の充実、住宅新築に関する税制上の優遇措置の活用促進などに取り組みとともに、起業や地域貢献活動を志す若者を呼び込むための活動の場を提供していきます。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 移住してきた人への地域情報の提供などにより、移住者が地域にとけ込みやすい環境をつくります。
- 移住してきた人は、自治会への加入、地域活動への参加などにより、近隣住民との良好な関係をつくります。

行政（市、県、国）

- 地域と連携し、移住し定住されている方からの意見聴取などを行い、移住者が定住していくために支援するとともに、これから移住してくる人にも住みやすい環境を整えます。
- 移住希望者が定住するために空き家情報などの必要な情報を提供します。
- 雲南市を好きになり、応援してもらえるように市民とともに取り組みます。

これまでの振り返り総括

- 移住相談等の専門スタッフとして定住推進員（H17年度～）及び移住支援コーディネーター（H24年度～）を配置し、H25年度までに619人（うち市外から355人）の定住に結びつけました。
- 農地付空き家制度（H24年度～、6物件13筆）、新規就農支援事業（H24年度～、3世帯）、空き家改修事業（H21年度～、21世帯）、UIターン促進空き家リフォーム事業（H24年度～、2世帯）など、特徴的な移住促進策を実施しています。
- 地域自主組織の協力のもと、空き家調査（市内871物件）をH23年度に実施し、希望者へ提供可能な空き家85物件を確保しました。
- 雲南市ふるさと会事業を通じた縁のある皆様により、本市PRやふるさと納税などにご協力をいただいています。
- 結婚対策事業をH18年度から開始し、市内ボランティア団体との連携のもと着実に取り組みを進めています。

03. 市民と行政の情報の共有化

施策の目的

対象 市民

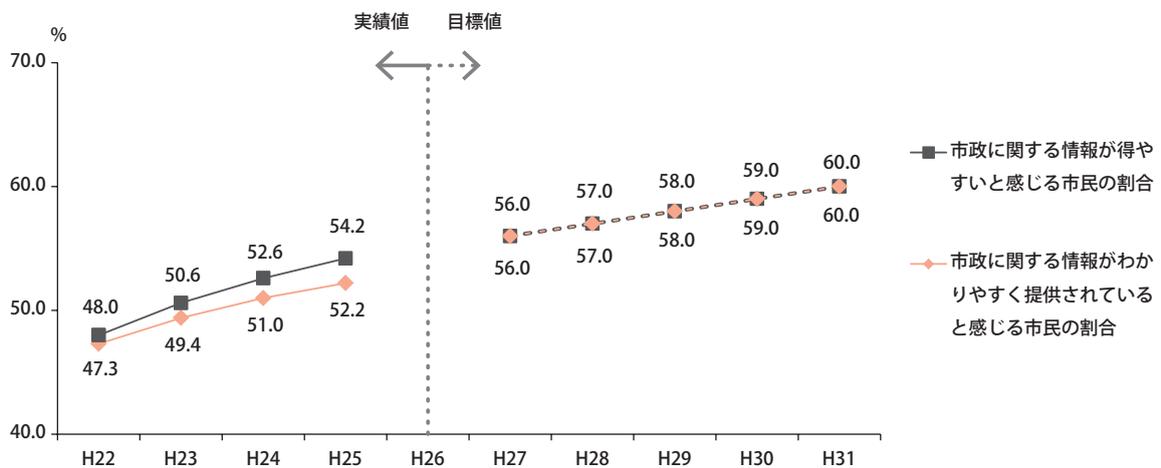
意図 市政に関する多くの情報を得る。

施策の基本方針

- 市民にとって分かりやすく、得やすく且つ迅速な情報提供を行います。
- 市政懇談会、まちづくり懇談会などの広聴機会の充実に努め、市民の意見や要望を市政運営に反映します。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
市政に関する情報がわかりやすく提供されていると感じる市民の割合	52.2%	60.0%
市政に関する情報が得やすいと感じる市民の割合	54.2%	60.0%



※ 18 SNS…「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」。登録された利用者同士が交流できるWebサイトで、友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のサービスです。主な機能としては、自分のプロフィールや写真を公開する機能、公開範囲を設定できる日記機能、共通のテーマで意見交換や情報交換を行うコミュニティ機能、会員同士のメッセージ機能、訪問履歴を残す機能、カレンダー機能などがあります。

※ 19 ICT…Infornation and Communication Technology の略であり、情報通信技術のこと。

基本事業

市民と行政の情報の共有化

広聴機会の充実

対象 市民

意図 広聴の機会・方法を充実する。

方針 市政懇談会、まちづくり懇談会などの内容の工夫と参加しやすい環境づくりに努め、広聴機会の充実を図ります。

広報媒体による情報提供の充実

対象 市民

意図 広報媒体により情報を得る。

方針 ホームページ、市報、CATV、音声告知放送及びSNS^{※18}等の広報媒体を活用し、市民にとって分かりやすく、得やすい情報提供を行います。若年層を主な対象としたICT^{※19}活用による情報提供、高齢者及び障がい者に配慮した提供方法の充実を図ります。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 行政情報の収集に努め、活用します。
- 広聴の機会に積極的に参加します。
- 行政サービスに対する意見・提言をします。

行政（市、県、国）

- 市民に対し迅速・正確でわかりやすい情報を提供します。
- 市民が広聴の機会に参画しやすく、意見・提言をしやすい環境を整えます。

これまでの振り返り総括

- 市政懇談会を合併当初から市内全地域で主に市政に対する広聴の場として開催しています。会場への託児所設置（H25年度～）、手話通訳設置（H26年度～）など、子育て世代や聴覚障がい者にも参加しやすい環境づくりも行っています。
- まちづくり懇談会をH17年度から制度導入し、地域自主組織や自治会などの単位で市長と直接対話できる場として開催してきました（H17年度；3団体40人、H22年度；1団体30人、H25年度；4団体195人）。
- 市長の定例記者会見、出前講座（H21年度～）や円卓会議（H25年度～）なども活用し、分かりやすい情報の提供と共有に努めています。
- H23年度には、市内告知放送の統一及びデータ放送整備が完了し、市内一斉かつ統一した情報発信が可能となりました。また、市ホームページの随時更新に努め、桜まつり際には関連動画も配信しました。閲覧件数も年々増加傾向にあります（各年度月平均；H23年度22,579件、H24年度25,694件、H25年度33,339件、H26年度35,145件（H26年度のみ4～7月平均））。更にH25年度から、SNS（フェイスブック）や動画共有サービス（YouTubeチャンネル）を活用した情報提供も開始しました。



04. 男女共同参画の推進

施策の目的

対象 市民

意図

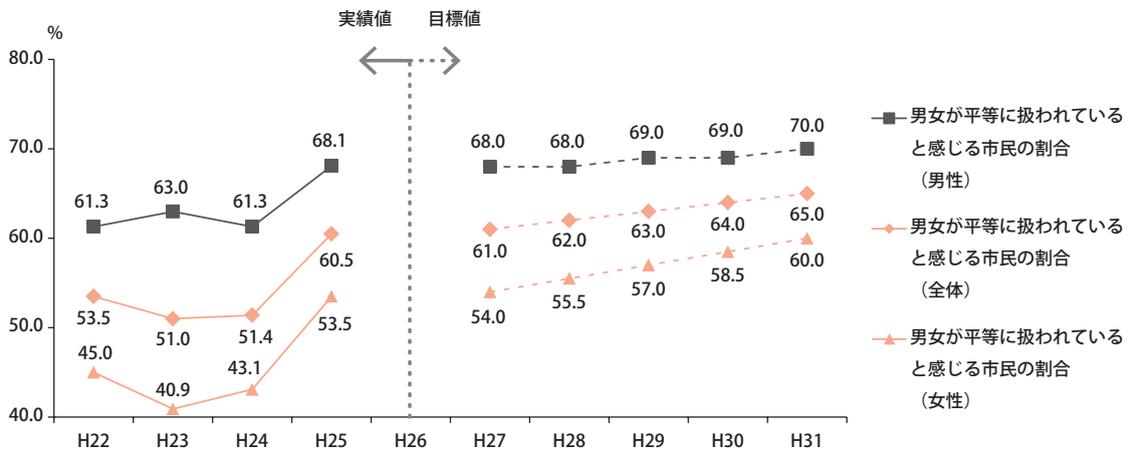
男女がお互いの個性と能力を認め合い、
支えあう家庭・学校・地域・職場をつくる。

施策の基本方針

- すべての男女の人権を尊重し、それぞれの個性と能力を活かし、あらゆる活動に対等に参画できるまちづくりに取り組みます。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
男女が平等に扱われていると感じる市民の割合 (全体)	60.5%	65.0%
男女が平等に扱われていると感じる市民の割合 (男性)	68.1%	70.0%
男女が平等に扱われていると感じる市民の割合 (女性)	53.5%	60.0%



基本事業

男女共同参画の推進

家庭・学校・地域・職場における男女共同参画の推進

対象 市民

意図 家庭・学校・地域・職場における男女共同参画を確立する。

方針 家庭と仕事などの両立支援に向けた学習機会を提供するとともに、地域における制度、慣行や家庭内における性別による固定的役割分担などの話し合いの場が持たれるよう啓発を行います。また、職場や各種団体における女性の活躍促進に向けた啓発を行い、女性の役職への登用や地域活動への参画を推進します。

相談・支援体制の充実

対象 市民

意図 家庭・学校・地域・職場における悩みが相談できる。

方針 地域自主組織、関係機関、事業所、学校等と連携し、男女共同参画に関する不安や悩みに対応する相談窓口や支援体制の充実を図ります。また、DV※20等の被害者支援、暴力の根絶及び予防啓発に努め、女性の人権を守っていきます。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 性別による固定的役割分担意識や慣習、しきたりにとらわれず、家庭・学校・地域・職場で男女が互いに認め合う意識をもちます。
- 地域団体の役員等への女性の参画を積極的に進めるとともに、女性が主体的に活躍できる環境づくりに努めます。
- 事業所では、仕事と家庭の両立を支援するとともに、職場での女性の活躍機会を確保・充実します。

行政（市、県、国）

- 「雲南市男女共同参画都市宣言※21」及び「第2次雲南市男女共同参画計画～雲南市DV対策基本計画～」に基づくまちづくりを推進します。
- 意識啓発を図るため、研修等の機会を提供します。
- 関係する審議会委員等への女性の参画を積極的に進めるとともに、地域で主体的に活動していくリーダー育成を支援します。
- 家庭・学校・地域・職場での不安や悩みに関する相談窓口や支援体制の充実を図ります。

これまでの振り返り総括

- 市民、行政が一体となって、男女共同参画社会の実現をめざす「雲南市男女共同参画都市宣言（H25.9.30）」を行いました。
- 保幼小中高のPTAの女性役員の割合が高くなっています（市内小中学校評議員 H20 年度 40 人 / 133 人・30%、H22 年度 44 人 / 134 人・33%、H25 年度 44 人 / 125 人・35%）。
- まちづくりネットワーク会議運営事業（意識啓発運営事業）により、交流センター・地域自主組織共催事業（H23 年度 67 人 / 3 回、H24 年度 / 211 人 / 5 回、H25 年度 82 人 / 5 回）、交流センター職員研修（H23 年度 70 人 / 1 回、H24 年度 64 人 / 1 回、H25 年度なし）、子育て世代等への研修（H23 年度 637 人 / 10 回、H24 年度 1,063 人 / 23 回、H25 年度 701 人 / 13 回）を行いました。
- 男女共同参画推進リーダー育成講座を開催し、地域でのリーダー育成を図るとともに、事業所に参加を促し、啓発推進を図りました（H23 年度 164 人 / 4 回、H24 年度 108 人 / 4 回、H25 年度 90 人 / 3 回）。
- 労働（職場）環境改善に係る取組みの一環として、H23 年度から市役所においてセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント対策などの研修及びアンケート調査を毎年実施しています。

※ 20 DV…「ドメスティック・バイオレンス」。親しい男女の間でふるわれる暴力のことを言います。「なぐる」「ける」といったような身体的暴力だけではなく、「外出をさせない」「無視する」「暴言をまく」「望まない性行為を強要する」なども含まれます。

※ 21 雲南市男女共同参画都市宣言…P.121 参照

05. 時代にあった行政サービスの実現

施策の目的

対象 行政機能

意図 公平で効率的なサービスを提供する。

施策の基本方針

- 市民に親しまれる市役所づくりと市民目線に立った行政サービスの提供に取り組みます。
- 市民の納得を得ながら徹底した合理化、行政コストの縮減を図ります。
- 民間活力の活用、広域連携の推進によるサービス向上を図ります。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
市の行政サービスに納得している市民の割合	66.2%	70.0%
行政サービス改定の実施率	76.3%	100.0%



基本事業

時代にあつた行政サービスの実現

業務と組織機構の効率化

対象 行政機能

意図 効率的な組織機構で効果的な行政サービスを提供する。

方針 市民との協働の推進、組織力の維持・向上を基本に、定員管理計画に基づく職員数において、効率的かつ効果的な組織機構の構築と事業執行を図ります。そのための手法として行政評価システムを活用し、事務事業の企画・改善を進めます。

ICT 活用の推進

対象 行政機能

意図 ICT の活用によってサービスの充実と効率化を図る。

方針 インターネットやICTを活用し、市民の利便性の向上とともに、行政業務の効率化や低コスト化を図ります。

民間活力の導入と広域行政の推進

対象 行政機能

意図 民間活力や行政の広域化によってサービスを向上する。

方針 市民の理解を得ながら、民間の専門的な知識・ノウハウを活用し、サービス向上につなげます。また、近隣自治体や共通課題を持つ自治体等と連携した課題解決に取り組みます。

市民に親しまれる窓口サービスの提供

対象 行政機能

意図 市民に親しまれる窓口をつくる。

方針 親しまれる窓口づくりと迅速・正確・親切・丁寧な窓口対応に努めます。さらに、本庁舎の窓口サービスの充実を図り、窓口のワンストップ化に向けた取り組みを推進します。

公共施設の適正管理

対象 行政機能

意図 公共施設を適正に管理する。

方針 公共施設等総合管理計画を策定し、長期的な視点から、施設の更新・統廃合・長寿命化を行うことにより、施設等の最適な配置、財政負担の軽減・平準化に努めます。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 市が提供するサービスを評価します。

行政（市、県、国）

- 利便性の高い行政サービスを提供します。
- 市民の理解を得ながら公共施設の見直しを図ります。
- 効率、効果的な組織づくりを行います。

これまでの振り返り総括

- 地方分権改革推進計画及び第1次から第3次一括法に基づく権限移譲の対応、行財政改革実施計画の推進、行政評価制度による事務事業や補助金の見直しなどを行いました。
- 社会状況の変化や市民ニーズに即応した組織機構の構築に努め、危機管理室（H23.4月～）や子育て相談室（H26.4月）等を設置しました。
- 民間活力を活かしたサービス向上を推進し、給食センター調理業務（H23.4月～）、図書館業務（H23.4月～）及び保育所業務（かもめ保育園（H20.4月～）、三刀屋保育所（H22.4月～）及び掛合保育所（H26.4月））を民間委託しました。また、市営住宅の管理代行及び指定管理者制度をH26年度から導入しました。
- 公の施設について、地域の意見を聞きながら類似施設の見直し検討や方針策定、施設使用料の改定を行いました。
- 職員の人件費抑制に努め、①職員削減によりH23年度▲114百万円、H24年度▲165百万円、H25年度▲150百万円、②給与抑制によりH23年度▲81百万円、H24年度▲73百万円、H25年度▲117百万円の減額効果を得ました。

06. 職員の育成・確保

施策の目的

対象 市の職員

意図 資質を高め、職務に活かす。

施策の基本方針

- 人材育成基本方針に基づき職員の確保と能力開発を行い、組織の目標達成に向けて取り組みます。
- 職員の健康管理と働きやすい職場づくりに努めます。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
市職員の接遇に満足している市民の割合	65.6%	70.0%
市職員として求められる能力を発揮している職員の割合	83.6%	85.0%
やりがいを感じて仕事をしている市職員の割合	72.9%	80.0%



基本事業

職員の育成・確保

計画的な定員管理

対象 職員

意図 適正な定員にする。

方針 国・県からの権限移譲などの新たな業務に対応しながら定員管理計画に基づいた職員数管理を行います。

職員の能力開発

対象 一般職

意図 職員資質と能力を高め、発揮する。

方針 組織の目標達成と職員の能力開発を目的とした人事評価、専門知識や接遇向上のための職員研修を継続的に実施していきます。

適正な職員配置

対象 一般職、派遣・駐在職員

意図 適正に人事異動する。

方針 職員の自己申告書や人事評価制度の活用により、適材適所、適切な職員配置に努めます。

働きやすい職場づくり

対象 職員

意図 適正に職員の健康管理、労務管理をする。

方針 時間外勤務の縮減や健康診断などにより、職員の健康管理に努めるとともに、ハラスメント防止をはじめとした、風通しの良い職場づくりを行います。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 行政に透明性や公平性、効率性を求めます。

行政（市、県、国）

- 人材育成基本方針に基づき、職員を育成・確保していきます。

これまでの振り返り総括

- 定員管理計画に基づく職員数管理により、H17年4月現在に637名であった職員数は、H26年4月には516名となりました。
- H26年度から人事評価制度を本格導入し、職員の目標達成と能力開発に活かしています。また、自己申告書制度を活用し、一定の希望を踏まえた適切な職員配置に努めています。
- 接遇、人権、職員が希望する研修など、年間を通じた職員研修を実施しています。新規採用職員は、H22年度より、コミュニケーション能力向上等を目的として、実際に地域に出かける「聞き書き文集」を作成しています。
- 職員の健康管理のほか、ハラスメント防止研修等により働きやすい職場づくりに努めています。

07. 計画的なまちづくり

施策の目的

対象 市の施策

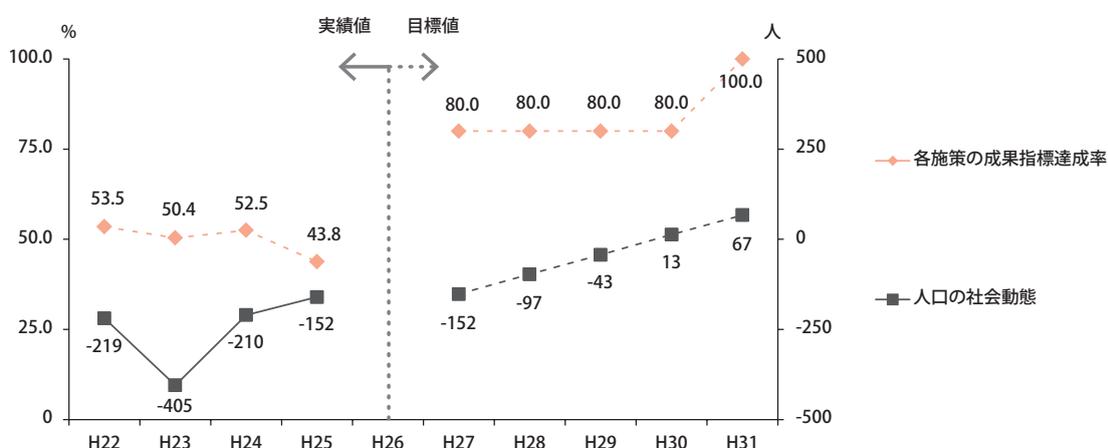
意図 計画的に目標を達成する。

施策の基本方針

- 市民・地域づくり組織等との協働により、行政評価や財政計画に基づき計画的、効果的及び効率的にまちづくりを推進し、雲南市総合計画の実現を目指します。
- 雲南ブランド化プロジェクト※22の成果を継承・発展させ、持続可能なまちづくりに向けて、20歳代・30歳代を中心とした子育て世代の増加と社会起業や地域貢献活動等にチャレンジする若者の確保を図ります。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
各施策の成果指標達成率 (目標を達成した成果指標数 / 成果指標総数)	43.8%	100.0%
人口の社会動態 (転入から転出を減じた人数)	-152人	67人



※22 雲南ブランド化プロジェクト…雲南市が誇る5つの恵み「笑顔あふれる地域の絆」、「世代がふれあう家族の暮らし」、「美しい農山村の風景」、「多彩な歴史遺産」、「新鮮で安全な食と農」を活かした地域ブランドづくりを基本として、平成19年7月に始まりました。「人」、「自然」、「歴史」、「食」の4つの幸に感謝し、継承・発展させ、雲南市ならではの地域資源をまちづくりに活かすことで、雲南市そのものをブランド化していくプロジェクトです。

基本事業

計画的なまちづくり

基本計画の策定と進行管理

対象 施策

意図 計画的に施策展開する。

方針

各施策の進行管理について、施策評価を実施し、効果的な施策展開を図ります。特に、20歳代・30歳代を中心とした子育て世代の定着に向けた大胆かつ積極的な施策展開や、若者などによる起業や地域貢献活動等のチャレンジに対する支援などにおいては、複数施策が横断的につながり効果を高める体制を整備し、人口の社会増に向けて取り組みます。また、H31年度には、前期基本計画を総括するとともに、H32年度以降の後期基本計画を策定します。

実施計画の策定と進行管理

対象 事務事業

意図 計画的に事務事業を実施する。

方針

市民ニーズ等を把握しつつ、財政計画と整合を図り、計画的に事務事業を実施するための実施計画を策定します。行政評価システムを活かした事業企画や政策会議による庁内調整により、事務事業の効果を高めます。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 一人ひとりがまちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりの方向や施策への理解を深めます。
- 自助、共助、公助を考え、まちづくりに参画します。
- 地域自主組織、自治会、NPO等あらゆる団体が、その特性を活かし、まちづくりに参画します。

行政（市、県、国）

- まちづくりのビジョンを示し、市民がまちづくりに参画しやすい環境づくりに努めます。
- 市民との協働による課題解決に向け、施策の企画立案・実行に努めます。
- 行政評価による地域経営の視点にたった計画的な行財政運営を図ります。

これまでの振り返り総括

- 雲南市総合計画をもとに中期財政計画と連動した実施計画や各種計画等の策定、推進を図っています。
- H19年度から行政評価システムを導入し、総合計画の進行管理、地域経営の視点に立ったまちづくりを進めています。年度当初には、組織目標を設定し、各部署及び職員が目的の明確化を図っています。
- 行政評価結果は公表し、議会の意見・提言もいただく中で、まちづくりに反映しています。
- 雲南ブランド化プロジェクト [H19～H26年度] は、優先プロジェクトとして「雲南市の幸（さち）」を活かし部局横断的に取り組み、市の一体感の醸成や認知度の向上に加え、定住・教育・産業分野で地域資源を活かした前向きな取組が多く展開され雲南の素晴らしさが広く伝わるとともに、若者による地域づくり活動が活発化しています。



地域貢献を志す若者による活動提案



08. 財政の健全化

施策の目的

対象 市の財政

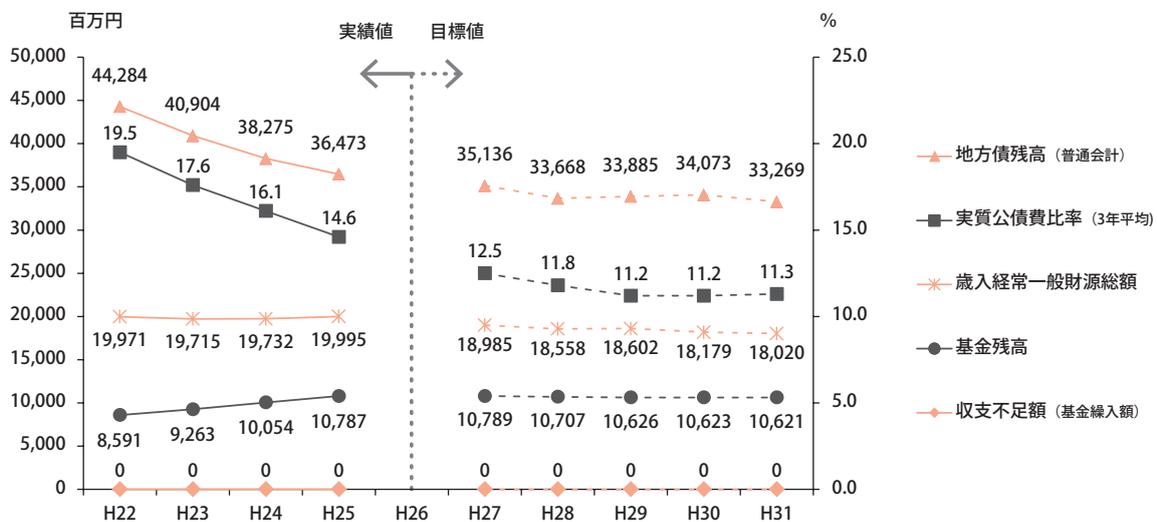
意図 健全に運営する。

施策の基本方針

● 積極的な財源の確保を行い、地方交付税の一本算定※23への移行を踏まえた財政の健全化を図ります。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
収支不足額 (基金繰入額)	0 百万円	0 百万円
実質公債費比率 (3年平均)	14.6%	11.3%
地方債残高 (普通会計) 基金残高	36,473 百万円 10,787 百万円	33,269 百万円 10,621 百万円
歳入経常一般財源総額	19,995 百万円	18,020 百万円
市税徴収率	98.0%	98.0%



基本事業

財政の健全化	持続可能な財政運営 対象 市の財政 意図 適切な将来予想のもとに財政計画を立てる。 方針 行政評価システムと連携するとともに、実施計画の適切な見直し及び国が策定する「地方財政計画」「地方交付税の制度改革」を適切に反映させた財政計画を策定します。
	積極的な財源確保 対象 予算 意図 財源を確保する。 方針 地方交付税の一本算定への移行に伴う制度改革に関して国への働きかけを行い、交付税総額の確保に努めます。また、市税の公平な徴収による高い徴収率の確保、受益者負担の適正化、過疎対策事業債や合併特例債の有効活用、市有遊休施設の売却、及びふるさと納税制度（政策選択基金）の推進などによる財源確保に努めます。
	効果的な予算執行 対象 予算 意図 効果的に予算執行する。 方針 行政評価システムを活用した予算配分により、補助金・負担金の適正化、特別会計・企業会計への適切な繰出し、人件費の管理等を行います。また、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施していきます。
	効率・効果的な財産の管理運用 対象 基金・財産 意図 効率・効果的に財産を管理運用する。 方針 基金を安全かつ効率的に運用するとともに、市有遊休施設の売却・貸付を行います。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）	行政（市、県、国）
<ul style="list-style-type: none"> ● 市の財政運営に関心を持ち、財政状況を理解します。 ● 地域やコミュニティでの共助や市民自ら自助による取り組みをすすめます。 ● 納税の義務を果たします。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 中期財政計画に沿って財政運営を行います。 ● 国に対し、地方の実情を踏まえ、地方交付税をはじめとする財政措置に十分な配慮を求めています。

これまでの振り返り総括

- 職員の削減や給与カットによる人件費削減を行いました（職員数 H17 年度 :637 名⇒ H26:516 名、人件費 H16 年度 :5,402 百万円⇒ H25 年度 :4,410 百万円）。
- 計画的な普通建設事業費による市債発行額の圧縮や計画的な繰上償還の実施しました（H17～H25 年度 繰上償還額 8,715 百万円）。
- 国の緊急経済対策を積極的に活用しました（H20～H26 年度 :9,039 百万円）。
- 合併特例債、過疎債を延長し有効に活用しました（合併特例債 :H31 年度、過疎債 :H32 年度）。
- 過疎債（ソフト分）の新規拡充に伴い有効に活用しました（H26 年度発行枠 :602 百万円）。
- 地方交付税制度の研究会を立ち上げ、H24 年 9 月に「交付税制度研究会報告書」を総務省へ提出しました（H26 年 1 月に、市町村の姿の変化に対応した交付税算定について方向性が示されました。支所に要する経費の算定分 :H26 年度普通交付税算入額 :1,042 百万円）。
- 市税の高い徴収率を確保しました（山陰両県 12 市中 1 位）。
- 指定金融機関の一本化を行いました（H26 年 11 月～山陰合同銀行）。

※ 23 地方交付税の一本算定…平成 11 年度の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（いわゆる地方分権一括法）」により平成の大合併が進められるとともに、合併特例法で合併後一定期間は旧市町村ごとに算定（合併算定替）した交付税の合計が配分されました。段階的に減額される激変緩和期間を経て、合併から最長で 15 年度間適用され、それを過ぎると一つの団体として計算（一本算定）されることとなります。

09. 都市・住まいづくりと土地利用の推進

施策の目的

対象 市内全域

意図 有効かつ効果的に利用・整備する。

施策の基本方針

- 中核拠点ゾーンを中心に地域特性を活かし、雲南らしさを保ちつつ都市機能の充実と効果的な土地利用を促進します。
- 人口の社会増を目指し、特に若者、子育て世代、UIターン者のための良質かつ取得しやすい住宅地の供給に取り組みます。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
中核拠点ゾーンが便利で賑わいがあると感じる市民の割合	49.4%	60.0%
住んでいる地域が便利で住みよいと感じる市民の割合	59.6%	65.0%
新設住宅建設戸数 (全市域対象)	163 戸	132 戸



基本事業

都市・住まいづくりと土地利用の推進

中核拠点ゾーンの整備促進

対象 中核拠点ゾーン

意図 都市機能拠点を整備する。

方針 都市計画マスタープランに基づき、都市機能の充実と暮らしやすさの向上を図るとともに、中心市街地活性化基本計画を策定し、中心市街地の賑わいの創出を図ります。また、(都)新庄飯田線街路整備事業の整備促進、及び丸子山周辺土地区画整理事業の完了を目指し取り組みます。

居住環境の整備促進

対象 市内全域

意図 居住環境を整備する。

方針 安価で利便性が高い住宅地の整備・供給、民間開発の誘導とともに、市営住宅等の整備・維持管理、環境等に配慮した住宅建築や住環境構築の啓発・普及を図ります。また、都市公園や農村公園などの整備・保全に努めます。

計画的な土地利用と開発の推進

対象 市内全域

意図 計画的に有効な土地利用を進める。

方針 法令等に基づき、秩序ある土地利用と開発を促進します。また、地籍調査事業は、早期に完了するよう着実に取り組みます。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 法令等を遵守し秩序ある開発と土地の有効利用に努めます。
- 環境にやさしい住宅等の建設と良好な周辺環境の保全に努めます。
- 住宅等を適切に維持管理します。
- 地籍調査の推進に協力します。

行政（市、県、国）

- 都市計画マスタープランに基づいた中心市街地形成に取り組みます。
- 定住化に向けた住まいづくりを促進します。
- 市営住宅、公園を管理し、計画的な維持修繕・改築に努めます。
- 秩序ある開発のための指導、調整を行い、有効かつ効果的な土地利用を図ります。
- 地籍調査を計画的に実施します。

これまでの振り返り総括

- 国道 54 号拡幅、(都)新庄飯田線及び関連市道の整備、大木原・丸子山周辺の区画整理などにより、街路及びその周辺整備を進めてきました。また、木次運動公園など都市公園のバリアフリー化を実施しました。
- 市の住宅施策と連携した島根県住宅供給公社（H19 年度～大東ニュータウン、H24 年度～金丸団地 などの分譲）、雲南市土地開発公社（H18 年度～下熊谷西住宅団地、H22 年度～そら山住宅団地、H27 年度～（予定）金丸団地第 2 期整備・下阿用住宅団地 などの分譲）による分譲事業が行われています。H25 年度末までの分譲区画数は、181 区画です。
- 中核拠点ゾーンを中心に民間賃貸住宅の建設が進んでいます。公営住宅は、公営住宅ストック総合活用計画等に基づく計画的な住宅改善を図る一方、管理面では、H26 年度から市営住宅の管理代行及び指定管理者制度を導入しています。
- H25 年度には、市の都市づくりの基本となる都市計画マスタープランを策定しました。
- 地籍調査事業は、H24 年度に概ね 10 年間の完了を目指し計画見直しを行いました。

10. 自然と地域環境の保全

施策の目的

対象 市民

意図 自然環境、景観を守る意識を高め、地球環境に配慮した生活をおくるとともに創造する。

施策の基本方針

- 自然環境保全に対する意識を高め、桜・街並み・農村風景などを守り、創造していきます。
- 再生可能エネルギー※24の導入を促進し、温室効果ガスの削減に取り組みます。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
自然環境が守られていると感じる市民の割合	72.4%	75.0%
自然環境・景観の保全のために何らかの取り組みをしている市民の割合	51.2%	57.0%
市民1人1日あたりのごみ排出量	700g/人・日 ◇現状値 (H24)	646g/人・日
ごみの資源化率 (RDF方式による固形燃料分を含む)	53.3% ◇現状値 (H24)	56.0%



市立学校に設置されている太陽光発電システム

基本事業

自然と地域環境の保全

廃棄物（ごみ）の減量と適正処理の推進

対象 市民

意図 ごみを減量するとともに適正に処理する。

方針 3R（リデュース・リユース・リサイクル）※25の推進、家庭や事業所のごみ減量化の促進、ごみ分別の徹底、及びマイバック運動の推進などを行います。また、ごみ処理施設を維持・確保し、ごみの受入れ処理環境を整えます。

温室効果ガス削減の推進

対象 市民

意図 温室効果ガスの排出量を削減する。

方針 再生可能エネルギーの活用の拡大を図った太陽光発電機器、木質チップボイラー等の導入を促進するとともに、クールビズ・エコ通勤の実施や各種省エネ機器の導入などの推奨により、省エネルギー化に向けた活動を推進します。

自然環境と景観の創造

対象 市民

意図 自然環境と景観を守り創造する。

方針 地域、事業所及び学校で一人ひとりが意識を高め、自然景観の保全活動を実践します。また、不法投棄は、市民活動やパトロールにより防止対策を行うほか、衛生・防災及び景観に悪影響を与える空き家対策の制度化を国の動向も踏まえ進めます。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 自然環境・景観の保全に対して関心をもち、意識を高めます。
- 日常生活の中で環境保全や省エネルギー化に努めます。
- 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進やマイバック運動等により、ごみ排出量の縮減に努めます。

行政（市、県、国）

- 市民、事業者への意識啓発を行うとともに、環境保全に関する活動団体の取り組みを支援します。
- 再生可能エネルギーの利活用を促進します。
- 3Rを啓発・推進し、廃棄物の再資源化及び縮減を促進します。

これまでの振り返り総括

- 市の花である「桜」の管理や植栽、太陽光発電機器の設置促進、下水道整備、農地水保全管理支払交付金制度（H26年度から「多面的機能支払交付金制度」）及び森林保全活動の推進などにより、自然景観の創造と大気・水環境及び農村景観等の保全を図っています。
- H24年度から、木質チップボイラーの導入など、森林バイオマスエネルギー事業を行っています。
- H23年度からH25年度までの住宅用太陽光発電機器導入補助事業の活用実績は100件であり、市内全ての小中学校施設をはじめとする公共施設への太陽光発電機器の導入を進め環境教育や啓発活動にも活かしています。
- 古紙・古着回収の充実、可燃ごみ分別等の積極的な啓発及びRDF方式によるごみの固形燃料化の推進などに取り組んでいます。また、H24年9月から市内10店舗（7事業者）でレジ袋有料化が開始され、マイバック持参率は、開始前後（H24年8月及び10月関係10店舗調査）で42.6%から86.1%へ倍増し、H25年9月現在では87.6%となりました。
- ごみ、し尿及び汚泥等の処理施設の確保・老朽対策に取り組んできました。

※24 再生可能エネルギー…自然界に存在（バイオ燃料や太陽光など）し、一度使っても、短期間で再生できて枯渇しないエネルギー資源。

※25 3R…Reduce（リデュース：減らす）、Reuse（リユース：再利用）、Recycle（リサイクル：再資源化）の頭文字をとったものです。まずは消費を減らす（Reduce）ことから始め、次に、使えるものは繰り返し使い（Reuse）、そして使えなくなったら原材料として再利用（Recycle）しようとするものです。

11. 地域情報化の推進

施策の目的

対象 市民

意図 高度情報通信環境を利活用する。

施策の基本方針

- インターネットの高速化や携帯電話不感地解消などの基盤整備を推進し、情報通信環境の向上を図ります。
- 市民が情報通信機器を利活用するノウハウ習得・能力向上を図ります。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
日頃インターネットを利用している市民の割合	38.3%	45.0%



基本事業

地域情報化の推進

情報通信環境の整備促進

対象 市民

意図 情報通信環境を確保する。

方針 雲南市情報化計画を策定し、インターネットの高速化や携帯電話不感地解消のため、民間事業者への参入要請を行いつつ、官民連携しながら情報通信基盤の整備を推進します。

情報通信技術の向上

対象 高度情報通信技術を持たない市民

意図 情報通信技術を習得する。

方針 IT講習会などにより、市民の情報通信機器の利活用能力の向上を図ります。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- ICTリテラシー（情報活用能力）の向上に努めます。

行政（市、県、国）

- 情報通信環境（CATV及び告知放送、インターネット環境）を整備します。
- 市民のICTリテラシー（情報活用能力）が向上するよう支援します。
- 民間事業者に対し、市内への情報通信事業の参入を働きかけます。

これまでの振り返り総括

- 移動通信不感地解消事業により携帯電話の不感地エリアは解消しました（今後そのエリア内の一部に残る不感地点の対策を講じる必要あり）。
- H23年の地上デジタルテレビ放送化に伴いケーブルテレビ放送のデジタル化整備を行いました。また、同年に告知放送の市内一斉放送システムを構築しました。
- IT講習会やパソコンの使い方相談などを実施し、情報活用能力の向上を図っています。
- インターネットの高速化について、民間事業者が市内に参入し、H25年度末時点で木次、三刀屋、大東町の一部地域で利用可能となり、市全体でのカバー率は約45.8%となっており、若者をはじめとする移住者の情報通信環境基盤が整備されつつあります。

12. 生活道路の整備

施策の目的

対象 A) 市民（道路利用者）
B) 生活道路（市道）

意図 市内を安全に移動できる。

施策の基本方針

- 計画的な道路網の整備とともに、道路施設の本格的な維持更新時代に対応する適切な維持・修繕及び長寿命化に取り組みます。
- 除雪体制の確保に努め、冬期における通行の安全性の向上を図ります。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
市道改良率（1車線改良を含む）	56.8%	57.6%
市道の歩道整備率	4.4%	4.7%
生活道路で危ない場所があると感じている市民の割合	72.9%	70.0%
生活道路が安全で便利だと感じている市民の割合	55.4%	60.0%



基本事業

生活道路の整備

生活道路の新設・改良

対象 道路利用者

意図 安全に移動できるように道路を新設・改良する。

方針 地元要望を把握しながら、道路整備計画に基づき、計画的な新設・改良整備を行います。

生活道路の維持管理

対象 道路利用者

意図 安全に移動できるように道路を維持管理し、情報を発信する。

方針 道路維持管理計画等に基づき、計画的かつ適切な維持・修繕及び長寿命化に取り組むとともに、地域住民の協力を得ながら道路愛護活動を行います。また、道路のサイン計画※26に基づく計画的な案内看板の設置、市ホームページ、CATV文字放送及びインターネットなどを活用した道路情報の発信を行います。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 道路の危険箇所を発見した場合は、市に情報提供を行います。
- 整備事業が円滑に推進するように協力体制を整えます。
- 道路愛護活動への参加など、地域での積極的な維持管理に努めます。

行政（市、県、国）

- 道路整備計画に基づき計画的な道路整備を行います。
- 道路整備にあたっては、住民理解を得ながら実施します。
- 道路維持管理計画に基づき適切な道路維持管理を行います。

これまでの振り返り総括

- 市道整備については、合併時からの継続路線を H24 年度に概ね完了し、引き続き新たな整備計画（H24 年度策定）に基づき整備を進めています。H25 年 4 月現在の市道整備率は、56.8% に向上し、県平均を 2.8% 上回っています。
- 道路施設の維持管理計画（H24 年度策定）に基づく修繕実施、各総合センターへの作業員配置、高所作業車導入などにより、効率的できめ細やかな維持管理に努めています。
- 道路構造物について、市が管理する橋梁約 1000 橋のうち 400 橋、トンネル 2 か所の緊急点検を実施しました。
- 除雪機械の民間所有台数の減少に伴い、合併以降市所有機械を増台して（車道用 17 台・歩行用 12 台（リース機械含む）増台）、冬期における通行の安全性と利便性の向上を図っています。

※ 26 サイン計画…あらゆる人々が、目的地に安全かつ円滑に移動できるように、その情報伝達手段となる標識や案内板などの「サイン」を体系的に整備するため、配置やデザインなどを定めるものです。

13. 広域幹線道路の整備

施策の目的

対象 道路（国道・県道、高速道路）利用者

意図 雲南市と他都市及び市内を安全で便利に移動できる。

施策の基本方針

- 国道・県道及び高速道路の整備・維持管理による利便性、安全性に優れた道路網の構築を図ります。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
主要地方道改良率	82.7%	85.5%
一般県道改良率	61.1%	65.0%
国道 54 号三刀屋拡幅整備率 (三刀屋中学校前交差点～里方交差点)	29.3%	53.7%
生活道路が安全で便利だと感じている市民の割合	55.4%	60.0%



(都) 新庄飯田線整備事業



国道54号三刀屋拡幅事業

基本事業

広域幹線道路の整備

国道・高速道路の整備促進

対象 道路利用者

意図 安全で便利に国道・高速道路を利用する。

方針 期成同盟会を中心とした協力団体との活動や国への要望活動等により、国道54号三刀屋拡幅事業などを着実に推進させるとともに、道路施設が適正に維持管理されるよう国等関係機関と連携していきます。また、神原企業団地整備に併せて、団地へのアクセス向上を図ったスマートインターチェンジ^{※27}の整備に取り組みます。

県道の整備促進

対象 道路利用者

意図 安全で便利に県道を利用する。

方針 期成同盟会による積極的な整備促進活動や取付市道などの関連整備の実施により、事業を推進します。また、道路施設が適正に維持管理されるよう県と連携していきます。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 道路の危険箇所を発見した場合は、道路管理者に情報提供を行います。
- 整備事業が円滑に推進するように協力体制を整えます。
- 道路愛護活動など、地域で維持管理に協力します。

行政（市、県、国）

- 国・県は、住民理解を得ながら事業を実施します。
- 市は、国・県及び地域との連絡・調整を図り、事業促進に努めます。

これまでの振り返り総括

- 高速道路及び国道・県道については、期成同盟会を中心とした協力団体との取り組みにより、着実な整備促進が図られました。
- 松江自動車道は、H23年度に吉田掛合ICから三刀屋木次IC間、H24年度には全線が開通し、広島市への所要時間は約40分短縮されました。
- 国道54号三刀屋拡幅事業（H5年度着工/4.1km区間）は、中心市街地の幹線道路として、1期（H16年度完了；県道三刀屋木次IC線交差点～下熊谷交差点）、2期（H22年度完了；下熊谷交差点～里熊大橋南詰）、3期（H27年度完了予定；里熊大橋～里方交差点）の整備が進んでいます。
- （都）新庄飯田線整備事業（H16年度着工）は、H26年3月に（主）松江木次線分岐から大東総合センター間が供用開始し、また、（主）出雲三刀屋線は、長期間事業休止していた伊萱工区の整備が動き出しました。

※27 スマートインターチェンジ（スマートIC）…高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスタップから乗り降りができるように設置され、通行可能な車両（料金の支払い方法）をETC（電子料金収受システム）搭載車両に限定しているインターチェンジ（IC）です。利用車両が限定されているため、簡易な料金所の設置で済み、従来のICに比べて低コストで導入できるなどのメリットがあります。

14. 公共交通ネットワークの充実

施策の目的

対象 公共交通機関利用者

意図 市内及び市外に向けて安全・便利に移動できる。

施策の基本方針

- 多様な交通手段の提供により、利用者の利便性を確保します。
- 公共交通機関の利用促進を行うとともに、交通空白地域※²⁸の解消を図ります。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
市内の公共交通サービス機関（バス・JR・だんだんタクシー・デマンド型乗合バス※ ²⁹ ）に満足している市民の割合	36.7%	45.0%



基本事業

公共交通ネットワークの充実

公共交通体系の確保

対象 公共交通機関利用者

意図 利便性の高い公共交通機関を利用する。

方針 市民バス再編計画に基づき、利用者の減少や利用者ニーズの変化に応じた持続可能なサービスの提供とバス車両の更新・確保を図ります。また、高速バス路線便への接続の充実や他自治体と連携した民間事業者によるバス運行の相互乗り入れ、JR木次線などの利用促進を行っています。

多様な交通サービスの提供

対象 公共交通機関利用者

意図 利用者に配慮された多様な交通サービスを利用する。

方針 だんだんタクシー・デマンド型乗合バスの運行エリアの拡大、福祉有償運送、過疎地有償運送及び自治会等のボランティア運送の支援などにより、利用者の利便性を高めるとともに、交通空白地域の解消を図ります。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 公共交通機関を積極的に利用します。
- 駅舎及びバス停の美化に努めます。
- 事業者は、利用者の安全・安心を第一に、高齢者や障がい者にも配慮した運行を行います。

行政（市、県、国）

- 高齢者、障がい者、児童・生徒等の交通手段を確保します。
- 関係事業者と連携し、利用者の利便性の向上を図ります。
- 運行形態の見直しなどにより、効率的な運行を図ります。
- ノーマイカーデーの推進などを通じ、公共交通機関の利用促進を図ります。

これまでの振り返り総括

- H23年度に市民バス再編計画を策定し、H24年度から新たに5地区（海潮、鍋山、春殖・幡屋、阿用・久野、飯石・中野地区）のデマンド型乗合タクシー（だんだんタクシー）の運行開始や広域路線バス吉田大東線の利用運賃を1乗車200円に均一化するとともにダイヤ改正などを行っています。
- 市民バスとしては、大型車両5台、中型車両4台、マイクロ12台、小型車両5台を保有、運行しています（H26年4月時点）。運行開始以降購入したバス車両の老朽化が進み、H23年度から計画的な車両更新を行っています。更新にあわせて、広域路線バスでは低床・車椅子対応の車両導入も進めました。
- 多様な利用者ニーズを踏まえ、だんだんタクシー・デマンド型乗合バス運行、NPO（ほっと大東・未来の華）などによる福祉有償運行及び過疎地有償運行（雲南市社会福祉協議会）といった運行形態を導入しています。また、高齢者及び障がい者の優待回数乗車券制度や免許返納者の乗車券無料交付制度について、H26年度に制度拡充しました。
- 一部地域では、スクールバスと市民バスを効率的に一体運行する混乗利用型運行も実施してきましたが、吉田地域については、利用者意見等を踏まえ、この運行形態をH26年度に廃止しました。
- 松江自動車道の開通に伴う高速バスと市民バスのアクセス向上や高速道路内のバス停整備を行ったほか、JRや民間バス事業者とは連携してダイヤ改正や競合回避など地域の公共交通ネットワークの維持・向上に努めています。
- 市民バス・JRなど市内の公共交通機関に満足している市民の割合（市民アンケート結果）は、4割に満たない中、高齢者の同割合は5割を超えています（引き続き利用率の高い世代等のニーズをサービスの充実につなげることが重要です）。

※ 28 交通空白地域…一般的に、自宅からバス停までの距離が300～500m以上離れると、日常的なバスの利用率は急速に低下すると言われていることから、雲南市では、住居がバス停から半径400m以上離れた地域を「交通空白地域」としています。交通空白地域の明確な定義はなく、それぞれの地域の実情に合わせて定義付けしているものです。

※ 29 だんだんタクシー・デマンド型乗合バス…利用者が電話などで予約し、自宅から目的地（商業施設、医療機関、公共施設等）の間を運行する交通機関です。10人乗り以下の車両を「だんだんタクシー」、11人乗り以上の車両を「デマンド型乗合バス」と言います。

15. 上水道の整備

施策の目的

対象 市民

意図 安全・安心で安定した水道の供給を受ける。

施策の基本方針

- 水道未普及地域の早期解消に努めます。
- 安全・安心で安定した水道の供給に努めます。
- 上水道と簡易水道の経営統合を踏まえた経営強化に取り組みます。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
水道普及率※ ³⁰	94.9%	96.6%
有収率※ ³¹	89.2%	89.8%



基本事業

上水道の整備	水道施設の整備 対象 給水区域外の市民 意図 水道が供給できるように整備する。 方針 地元の協力を得ながら、水道総合整備計画に基づき、水道未普及地域の解消を進めます。
	水道施設の維持管理 対象 給水区域内の市民 意図 安全・安心で安定した水道が供給できるように維持管理する。 方針 恒常的な点検や漏水調査、計画的な老朽管等の更新により、水道施設を適正に維持管理していきます。
	水道経営の安定化 対象 給水区域内の市民 意図 健全な水道事業経営により、安定した水道供給を行う。 方針 適正な料金水準を設定するとともに、水道料金の未納対策を行い、利用者の公平性の確保に努めます。また、水道施設の統廃合などにより、効率的に施設を運用し、経常費用の削減に努めます。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）	行政（市、県、国）
<ul style="list-style-type: none"> ● 水道未普及地区における上水道整備の必要性を認識し、加入・接続します。 ● 給水装置の適正な管理に努めます。 ● 水道料金や施設整備に必要な負担金は、期限内に納入します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 水道事業総合整備計画に基づき、未普及地区の解消や老朽管等の更新等を計画的に実施します。 ● 水道施設の適正利用に関する啓発活動を行います。 ● 経営の効率化と経費縮減に取り組み、適正な料金水準を設定するとともに有収率の向上と未納対策に努めます。

これまでの振り返り総括

- H23年4月より、県企業局三代浄水場から受水を開始し、現在、日量600m³を受水しています。加茂大東連絡管を整備することにより、H25年3月より大東町の下佐世及び養賀の一部へ加茂町から供給しています。また、H23年度から海潮地区簡易水道整備事業に着手し、H28年度の完了を目指していますが、海潮地区は新越戸浄水場から送水することとし、それにより不足する水量を加茂町から供給します。（受水はH33年度から日量1,000m³）
- 安全・安心で、安定した水の供給を行うため、老朽化した三代浄水場、掛合浄水場、下熊谷第1水源地、下熊谷第2水源地及び配水管等の計画的な更新を実施しました。また、他事業に関連する支障移転工事においても老朽管の更新が図られました。また、漏水調査を実施し、漏水箇所の計画的な改善に向け取り組んでいます。
- H24年度、水道事業に関する審議会から料金改定について答申を受け、H26年5月から平均5.9%の料金改定を行いました。また、H22年度に導入した滞納管理システムにより、事務の効率化が図られ収納率が約11%向上しました。
- H29年度から簡易水道事業が上水道事業へ経営統合されることに伴い、H23年度から固定資産の調査を実施しました（今後、財源整理、起債残高整理、既存システム改修及び統合認可申請を行います）。

※ 30 水道普及率…上水道、簡易水道及び専用水道から給水を受けている人口の割合。総給水人口（水道人口+簡易水道人口+専用水道人口）/総人口

※ 31 有収率…給水する水量と料金として収入のあった水量との比率。年間総有収水量/年間総配水量

16. 下水道の整備

施策の目的

対象 市民

意図 衛生的な生活環境の中で暮らす。

施策の基本方針

- 下水道の普及を図るとともに、施設の老朽対策として、計画的かつ効率的な改築・更新及び予防保全型維持管理を実施します。
- 施設統合による経常費用の削減や啓発活動による接続率向上などにより、下水道事業の健全運営に取り組みます。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
下水道接続率	77.9%	80.3%
下水道整備率	88.1%	89.9%



基本事業

下水道の整備	下水道施設の整備 対象 下水道未整備区域の市民 意図 下水道に排水できるように整備する。 方針 集合処理区域の施設の計画的な老朽対策を進めるとともに、集合処理区域外の合併処理浄化槽の整備促進を図ります。
	下水道接続の促進 対象 下水道の未接続者 意図 下水道に接続する。 方針 広報活動や維持管理組合との連携により、接続率の向上を図った啓発活動を行っていきます。
	下水道施設の維持管理 対象 下水道接続済の市民 意図 下水道に排水できるように維持管理する。 方針 定期的な点検と緊急時の体制確保により、施設を適正に維持管理していきます。また、広報・啓発活動を行い、利用者の適正な使用を呼び掛けます。
	下水道経営の安定化 対象 下水道接続済の市民 意図 健全な下水道事業経営により、安心して排水する。 方針 適正な料金水準を設定するとともに、使用料の未納対策を行い、利用者の公平性の確保に努めます。また、施設を効率的に運用し、事業経営に係る経常費用の削減に努めます。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）	行政（市、県、国）
<ul style="list-style-type: none"> ● 下水道整備の必要性を認識し、加入・接続します。 ● 排水設備の適正な管理に努めます。 ● 使用料や施設整備に必要な負担金は、期限内に納入します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 下水道施設を整備するとともに、施設の長寿命化を図り、計画的な改築・更新を行います。 ● 住民・地域への接続促進や適正利用に関する啓発活動を行います。 ● 管理経費の縮減や使用料の未納対策に努め、適正な料金水準を設定します。

これまでの振り返り総括

- 特定環境保全公共下水道事業などにより、集合処理区域の整備が概ね完了しました。
- 集合処理区域外では、合併処理浄化槽設置事業により、合併以降 1,374 基の浄化槽整備を行いました。
- 下水道整備率は、H25 年度には 88.1% となり、H17 年度から 16.8% 向上しています。公開されている最新の県内整備率と比較すると、H24 年度実績において本市は 13.3% 高い水準にあります。
- 下水道施設の機能診断、最適整備構想や長寿命化計画の策定などにより、計画的かつ効率的な維持、改築・更新を進めてきました。
- 下水道接続率の向上と料金未納対策の強化、経営事務の効率化などにより安定した下水道経営の構築に努めてきました。

17. 消防・防災対策の推進

施策の目的

対象 市民

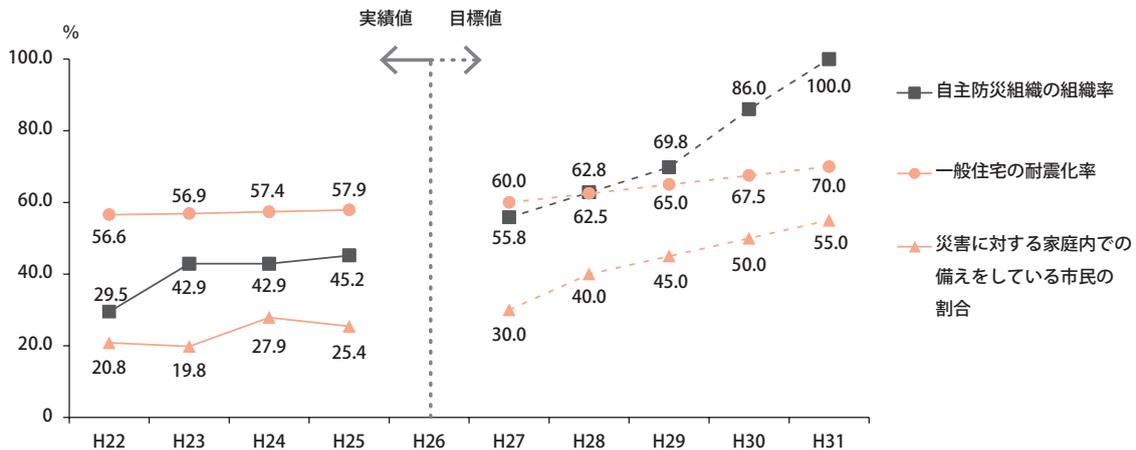
意図 生命・財産を火災・災害から守る。

施策の基本方針

- 防災施設の整備及び避難体制の充実とともに、避難勧告等の適確な判断により、防災・減災を図ります。
- 常備消防体制の強化とともに、消防団体制の実働性の向上を図ります。
- 自主防災組織の組織化の推進と活動の充実に向けて取り組みます。
- 一般住宅の耐震化や家庭における防災対策の実施を啓発、推進します。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
火災発生件数 (暦年)	29 件	15 件未満
自主防災組織の組織率	45.2%	100.0%
災害に対する家庭内での備えをしている市民の割合	25.4%	55.0%
一般住宅の耐震化率	57.9%	70.0%



基本事業

消防・防災対策の推進	防災意識の向上と実践 対象 市民 意図 家庭・地域で防災意識を高め、対策を施す。 方針 啓発活動や出前講座、研修会、防災訓練等を行うとともに、自主防災組織の組織化の推進や一般住宅の耐震化の啓発・促進を行います。また、自主防災組織において取り組む、非常備蓄品の備蓄機能の向上や家庭への非常備蓄品の斡旋を推進します。
	避難体制の確立 対象 市民 意図 非常時に避難行動がとれる。 方針 災害情報の発信や、判断・伝達マニュアルに沿った避難勧告等の発令・伝達を適切に実行するとともに、避難行動要支援者に関する情報の提供・共有、避難所開設に伴う職員配置計画の確立などを行います。また、原子力災害に関わる住民避難訓練の実施や広域避難計画の実効性の向上を図ります。
	防災施設の整備 対象 市民 意図 被害にあわない、拡大しないように防災施設を整備する。 方針 危険箇所の点検等により、国・県と連携し防災施設を整備するとともに、無線による情報伝達手段の確保、指定避難所及び福祉避難所の充実、防災備蓄倉庫の確保などを計画的に行います。
	防火施設と消防体制の充実 対象 市民 意図 火災等に対応できるように施設・体制を整備する。 方針 消防団の編成基準を設け、実働性の高い消防団体制を整備します。また、常備消防体制の充実を図るとともに、自主防災組織による活動の支援や防火水槽などの防火施設の計画的な整備を図ります。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）	行政（市、県、国）
<ul style="list-style-type: none"> ● 「自分の命は自分で守る」ことに努めます。 ● 防災・減災の意識を高め、自主防災組織の結成や家庭での備え・個人住宅の耐震化など自主的な防災活動に努めます。 ● 行政が行う防災関連事業に協力します。 ● 事業所においては、地域の取り組みに協力するとともに、自主的な防災活動にも努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の防災・減災意識の高揚を図ります。 ● 大雨時の情報提供を行い、早めの避難行動につなげます。 ● 火災・災害対応の体制整備や防災対策を実施します。 ● 個人住宅等の耐震化の促進と、公共施設の耐震化を進めます。

これまでの振り返り総括

- 災害対策基本法（H25.6月改正）により、指定避難所（72施設）と福祉避難所（21施設）の指定を行いました。
- 自主防災組織が地域自主組織単位での組織化が進みつつあり、出前講座や円卓会議等による組織育成を行っています。
- H20年度に防災ハンドブック及びハザードマップを作成し、第2版をH25年度に作成、H26年度に自治会発送を通じて配布を行いました。
- 木造住宅耐震化等促進事業をH23年度から行っています（H25年度末累計：46件）。
- 雲南市災害時要援護者避難支援事業により、個人情報の取り扱いについての研修会及び地域ぐるみでの避難訓練や学習会などを行いました（モデル地区：6地区）。
- 地域防災計画（原子力災害対策編、H26.5月改定）及び広域避難計画（H25.2月）を策定し、原子力災害に備えた避難訓練を実施しました。
- 消防施設備品整備補助事業や上水道消火栓等整備事業、防火水槽整備事業などにより、消防防災施設や備品を整備しています。
- 消防団運営事業では、団員確保が喫緊の課題となっていることから、消防力の低下をきたさないことを前提に消防団の再編に取り組んでいます。特に常備消防とは、連携を密にし体制確保に努めています。
- 地元要望などにより急傾斜地の危険箇所を把握し、対策事業の実施や国・県に事業化を求めています。
- 県の排水ポンプ車を活用し、内水氾濫の被害防止を図っています（H24.7月）。

18. 交通安全の推進

施策の目的

対象 市民

意図 交通事故に遭わない、起こさない。

施策の基本方針

- 交通安全に対する意識啓発を促進し、市民自らの交通安全の意識を高め、安全で安心して暮らせる地域づくりに努めます。
- 交通事故防止に向けた環境整備を推進します。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
交通事故発生件数 (暦年 / 高速道路を除く)	1,016 件	1,000 件未満
交通事故死傷者 (死者 (上)・負傷者 (下)) 数 (暦年 / 高速道路を除く)	2 人 84 人	0 人 80 人未満
運転したり、歩いたりしていて 危ない (ヒヤッ) と感じた市民の割合	69.6%	65.0%



基本事業

交通安全の推進

交通安全意識の高揚

対象 市民

意図 交通安全意識を高める。

方針 警察等との連携により、学習会や街頭指導、広報活動、交通指導員による啓発を行っていくとともに、交通安全団体の活動を支援し、交通安全意識の高揚を図ります。また、高齢者の関わる交通事故が増加傾向にあることから、関係機関と連携し対策の強化を図ります。

交通安全施設の整備

対象 市民

意図 道路を安全に通行する。

方針 市民要望や道路パトロールにより、危険箇所を把握し、必要な交通安全施設の整備を推進します。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 交通安全講習等に積極的に参加します。
- 交通安全意識を高めます。
- 交通ルールを守り、交通マナーの向上に努めます。

行政（市、県、国）

- 交通事故防止に向けた講習や啓発活動を行います。
- 地域、関係機関等と連携し、交通安全施設を整備します。

これまでの振り返り総括

- 交通安全対策協議会が中心となり、警察、学校及び地域住民による交通安全活動を推進しています。
- 交通指導員と関係機関等が連携し、継続的な街頭指導など、交通安全意識向上への取り組みを続けていますが、依然年間1,000件以上の交通事故が発生しています（合併以降、交通事故死者数ゼロを達成したのはH19及びH22年度のみであり今後も啓発活動の徹底が必要）。
- 交通安全施設整備事業により、毎年、カーブミラーやガードレール、区画線などを整備しています。
- H24年度に道路管理者、警察、教育委員会の関係者において実施した緊急通学路点検では、117箇所の危険箇所を把握、また、地域から要望のあった箇所については、関係機関が地域住民とともに現地立会を行い、必要な対策を図っています。

19. 消費者保護・防犯対策の推進

施策の目的

対象 市民

意図 消費者被害、犯罪にあわない。

施策の基本方針

- 犯罪にあわないための意識の啓発活動を推進するとともに、犯罪が発生しにくい環境づくりに努めます。
- 犯罪や消費生活についての知識を市民自ら身に付け、被害の未然防止に努めます。
- 犯罪被害や消費者被害の相談に対して、関係機関と連携し迅速な対応に努めます。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
刑法犯認知件数 (暦年)	194 件	140 件
身近で犯罪にあう不安を感じている市民の割合	40.4%	35.0%



児童生徒の登下校時の見守り活動の様子

基本事業

消費者保護・防犯対策の推進	地域防犯体制の充実	対象 市民・事業者	意図 地域で防犯活動を行う。
		方針 地域や警察との連携や意識啓発、研修会の開催等により、地域防犯活動の推進を図ります。	
	子どもの見守り体制の強化	対象 子ども	意図 犯罪に巻き込まれない。
		方針 防犯ボランティア団体等による見守り活動を実施するとともに、各種媒体による啓発活動、学校や地域での防犯教育・研修等により、防犯学習を推進します。関係団体等と連携して防犯意識の高揚及び活動の充実を図ります。	
	防犯施設・設備の整備	対象 市民・事業者	意図 犯罪被害を防ぎ、犯罪を抑止する。
		方針 危険箇所へのLED防犯灯の整備や防犯カメラの設置により、犯罪抑止に努めていきます。	
	消費者保護の推進	対象 市民	意図 消費者被害にあわない。
		方針 雲南市消費生活センターによる啓発活動を行うとともに、消費者被害を防止するため関係機関との連携を図り保護対策を推進します。	

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）	行政（市、県、国）
<ul style="list-style-type: none"> ● 安全で安心な地域コミュニティの形成に努めます。 ● 防犯や消費者被害に関する研修会等に積極的に参加します。 ● 地域や事業所（金融機関等）での防犯に対する組織的な活動を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 警察や地域安全推進員など防犯活動団体と連携し、活動支援及び啓発活動等を行います。 ● 防犯施設の整備支援を行い、犯罪及び犯罪被害の抑止に取り組みます。 ● 消費生活センターを中心に、消費者被害に関する相談、知識の普及啓発、情報提供、消費者団体の活動支援を行います。

これまでの振り返り総括

- 「雲南市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議」を開催し、地域での活動やPRに努めています。
- 安全安心メールを運用しています（運用開始後2,100件）。
- 雲南防犯連合会に参画し、防犯広報・啓発活動を積極的に取り組んでいます。
- 「雲南市暴力団排除条例」を運用しました（H24年3月運用開始）。
- LED防犯灯設置事業で各自治会から要望のあった防犯灯を設置し、合計設置数700箇所となりました。
- 市内6町に1基ずつ防犯カメラ（寄贈）を設置し、犯罪抑止に努めています。
- 雲南市消費生活センターをH22年4月に開設し、消費者相談や広報を通じた様々な消費者被害防止の情報提供を行っています。年間約50件の相談や問い合わせがあります。主に特殊被害詐欺やメールによる不当な請求の相談が多くなっており、雲南市内でも被害が発生しています。

20. 地域医療の充実

施策の目的

対象 市民

意図 安心して医療機関を利用できる。

施策の基本方針

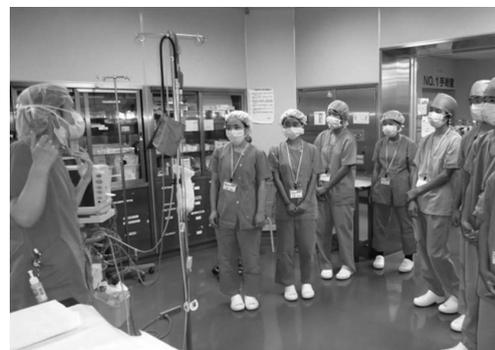
- 医療に関する情報発信を行うとともに、在宅医療の提供体制や救急医療体制の充実を図ります。
- 保健・医療従事者の確保並びに市立病院の健全経営と施設改築により、地域医療の更なる充実を図ります。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
安心して医療機関を利用できると感じる市民の割合	73.0%	80.0%
雲南圏域（2次医療※32 圏）医師数（人口10万対）	132人 ◇現状値（H24）	145人



（市立病院の改築イメージ図）



- ※ 32 2次医療…診療所などでは扱えないような病気、入院、手術が必要な患者に対応する医療を指します（地域の中核的病院など）。また、2次医療機関では対応できない脳卒中、心筋梗塞など、重篤な患者に対応する医療を3次医療（大学病院など高度医療や先端医療を提供する病院）と言います。
- ※ 33 1次医療…軽度の症状の患者に対応する医療を指します（かかりつけ医や診療所など）。
- ※ 34 オープンベッド（開放病床）制度…病院ベッドの一部を開業医（かかりつけ医）に開放し、紹介により入院された患者の診療を病院の医師と共同で行う制度です。病院の医師と開業医との連携（病診連携）をより密なものとし、地域住民に初期治療から入院が必要となる高度医療まで一貫した医療を提供することができます。
- ※ 35 地域包括ケア病棟…入院治療後、病状が安定した患者に対して、リハビリや退院支援など、効率的かつ密度の高い医療を提供する為に、厳しい施設基準をクリアし、国から許可を受けた「在宅復帰支援のための病棟」です。また、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築・推進が求められています。

基本事業

地域医療の充実

かかりつけ医制度の普及と在宅医療の推進

- 対象** 市民 **意図** かかりつけ医を持つ。自宅での治療を受けることができる。
方針 医療の現状と課題について、市民への適切な情報提供と啓発を行うとともに、地域医療を守る団体及び患者団体等の活動を支援します。また、医師会と連携し、身近な1次医療^{※33}機関の維持確保に努めつつ、圏域内外の病診連携を推進し、安心して在宅療養できる体制の充実に図ります。

2次医療機関の充実

- 対象** 市民 **意図** 2次医療を受けることができる。
方針 医師・看護師等の医療従事者の確保・育成に努めるとともに、市立病院の健全経営及び施設改築などにより、地域医療の更なる充実に図ります。また、市内で安心して子どもを産み育てることができる医療機能の確保に努めます。

救急体制の確保

- 対象** 市民 **意図** 救急医療を受けることができる。
方針 市立病院などでの休日・夜間の医療体制を確保するとともに、消防署及び市内外の救急医療機関との連携を図り、救急医療体制を維持・確保します。また、ドクターヘリの活用による救急搬送体制の充実に図ります。

医療行為を受ける機会の保障

- 対象** 市民 **意図** 医療行為を受けることができる。
方針 国民健康保険や後期高齢者医療制度などの適正な運用を図ります。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）	行政（市、県、国）
<ul style="list-style-type: none"> ● 身近なかかりつけ医を持ちます。 ● 疾病に関する正しい知識を持ち、適切に医療機関を利用します。 ● 地域医療に対する関心を持ちます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 医師・看護師等の確保を図ります。 ● 住民に地域医療の適正な利用を啓発します。 ● 雲南市立病院の改築により、療養環境の充実に図ります。 ● 在宅医療の推進を図ります。 ● 市内外の医療機関との連携を図ります。

これまでの振り返り総括

- 市立病院の経営健全化は H24 年度以降経常収支の黒字化と内部留保資金の着実な蓄積により、経営基盤の強化が図られています。
- 市立病院改築事業に着手し、H24 年度に基本構想を策定、H26 年度に実施設計を行っています（H27 年度から工事着手を予定）。
- H26 年度に市立病院に助産外来を設置し、妊産婦に対する相談体制の充実に図りました。
- 市立病院では、オープンベッド制度^{※34}の導入や地域包括ケア病棟^{※35}の設置（H26 年 9 月）により、病診連携の推進と在宅復帰率の向上を図りました。
- 救急医療病院運営補助事業により、休日、時間外の救急患者の受け入れを確保しました。
- 市立病院を支援する市民団体が結成され、地域医療及び適正受診についての理解が深まりました。
- 「子どもの急病上手なお医者さんのかかり方」のパンフレット配布など、正しい医療機関の利用方法を啓発しました。
- 医療職人材確保事業創設以来、17 名の地域枠推薦入学があり、現在 15 名が医学部に在籍、また、卒業生 2 名が初期及び後期研修に従事しています。
- H23 年 6 月からドクターヘリが導入（H23 年度 83 件・H24 年度 102 件・H25 年度 137 件）され、市内 37 か所の臨時離発着場を確保しました。

21. 健康づくりの推進

施策の目的

対象 市民

意図 心身ともに健康で暮らす。

施策の基本方針

- うんなん健康都市宣言^{※36}により、健康長寿・生涯現役を目指した健康意識の高揚、健康増進・介護予防活動に地域ぐるみで取り組みます。
- がん・生活習慣病などの早期発見、早期治療を推進するとともに、望ましい食生活、身体活動・運動及び休養を通じて、生活習慣病予防に取り組みます。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
日常的に健康づくりに取り組んでいる市民の割合	62.0%	70.0%
被保険者一人あたり国保医療費（費用額）	394,631 円	488,000 円
40 歳～ 64 歳全がん男女別年齢調整死亡率 ^{※37} (人口 10 万対)	男 170.9 / 女 68.1 ◇現状値 (H 24)	男 141.0 / 女 43.0
全年齢自死男女別年齢調整死亡率 (人口 10 万対)	男 37.9 / 女 6.4 ◇現状値 (H 24)	男 27.0 / 女 1.3



※ 36 うんなん健康都市宣言…P.123 参照

※ 37 年齢調整死亡率…年齢構成の異なる集団間で死亡状況の比較ができるように年齢構成を調整し、そろえた死亡率です。年齢構成に差がある集団間で死亡率を比較すると、高齢者の多い集団では高くなり若年者の多い集団では低くなる傾向があることから、年齢調整死亡率を用いることにより正確に地域比較や年次比較をすることができます。

※ 38 ゲートキーパー…自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人を指します。

基本事業

健康づくりの推進

地域ぐるみで取り組む健康づくり

対象 市民

意図 地域ぐるみで健康づくり活動に取り組む。

方針 健康づくり推進協議会が中心となり、地域自主組織、住民団体及び関係機関等との推進体制の充実を図るとともに、地域運動指導員、食生活改善推進員等の確保・育成、保健師など専門職による健康相談や健康教室の実施、個人に合った運動習慣の確立により健康づくり活動を推進します。また、自死防止総合対策検討委員会を中心に、地域の中で自死防止対策を推進します。

病気の早期発見と重症化の予防・感染症の予防

対象 市民

意図 病気を早期に発見し、重症化を予防する。感染症を予防する。

方針 医療機関、地域自主組織及び健康づくり活動団体などと連携して、がん検診や特定健診・各種健診の受診率の向上を図るとともに、疾病の重症化及び感染症の予防に取り組めます。また、身体教育医学研究所うんなんや島根大学との連携により、科学的根拠や健康管理データに基づいた情報提供及び保健指導を行います。

食育の推進

対象 市民

意図 より良い食習慣を身に付ける。

方針 食育計画に基づく安全・安心な食の普及・啓発を推進するとともに、食生活改善推進員や保健師などの活動により、望ましい食生活の実践を促進します。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 生涯にわたり自ら健康管理を行い、積極的な健診受診、生活習慣病の予防、早期発見・早期治療に努めます。
- 個人や家庭で健康づくりを実践し、地域、学校、職場などでは健康づくりのための環境整備に取り組めます。
- 自治会・地域自主組織等が自らの健康課題を認識し、健康づくりに取り組めます。

行政（市、県、国）

- 「うんなん健康都市宣言」に基づき、健康なまちづくりを推進します。
- 地域における健康づくりの核となる人材の育成に努めます。
- 心身の健康に関する課題を明らかにし、科学的根拠のある情報に基づき、市民に健康づくりを働きかけます。
- 市民の健康づくりの実践のために健診・健康教室・健康相談などを行います。

これまでの振り返り総括

- 市民の健康意識を高め、協力して健康なまちづくりを推進するために「うんなん健康都市宣言（H26.11.1）」を行いました。
- 地域運動指導員（194名）、食生活改善推進員（53名）を新たに育成しました。
- 地域の組織や住民団体の参画により健康づくり推進協議会の体制強化を図り、健康づくりを推進しました。
- 雲南市自死防止総合対策検討委員会・連絡会を設置し、壮年期男性の自死者を減らす対策に取り組み、380名のゲートキーパー^{※38}を養成しました。
- 島根大学医学部との連携による健康調査の結果、塩分摂取・高血圧・BMI（体格指数）等、健康実態については地域差があることが明らかとなり、地域の実態に応じた普及啓発につながっています。
- 健診の受診率向上のために土日、夕方検診や無料クーポン券配布により、新規受診者の動機づけを行いました。
- 特定健診の結果を踏まえ、メタボリックシンドローム予備群に対する特定保健指導を実施しました。
- 市内6運動施設による運動教室を実施しました。
- 市立病院の出勤講座や市の健康教育・健康相談を継続的に実施しています。
- H18年度に設置した身体教育医学研究所うんなんにおいて、科学的根拠に基づき、健康づくり事業を行いました。
- H22年度に食育ネットを組織し、雲南市の食育推進を加速化させました。

22. 高齢者福祉の充実

施策の目的

対象 65歳以上の市民

意図 生きがいを持って、いきいきと暮らす。

施策の基本方針

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、地域活動をはじめ、いきいきと社会参加することができる環境を整備します。
- 介護予防、認知症対策とともに、地域や保健・医療・福祉分野が連携した活動及びサービスの充実を図ります。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
生きがいを感じている高齢者の割合	71.7%	75.0%
要介護認定率 (認定者数 / 1号被保険者数)	19.2%	19.2%



基本事業

高齢者福祉の充実	地域ケア体制の充実 対象 65歳以上の市民 意図 住み慣れた地域で安心して暮らす。 方針 地域包括支援センターを中心とした総合相談窓口の充実とともに、地域や保健・医療・福祉の関係機関が連携した活動の強化を図ります。また、移動支援、買い物支援及び見守りなどの生活支援、安心して暮らすことができる施設サービスの充実、施設・住まいの確保などにより、福祉サービスの充実を図ります。
	介護サービスの充実と介護予防の推進 対象 65歳以上の市民 意図 介護予防をする。介護サービスを受ける。 方針 認知症の早期発見、初期支援により、認知症対策を推進します。また、生活習慣病や運動器疾患の予防とともに、介護サービスの充実を図ります。
	社会参加活動の推進 対象 65歳以上の市民 意図 地域とのつながりを持つ。 方針 高齢者の経験、技能及び資格を活かせる機会や環境をつくります。また、地域などでの健康づくり活動、ボランティア活動、交流活動などへの参加を促進します。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）	行政（市、県、国）
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域内での声掛け、見守りなど地域での相互扶助を行います。 ● 高齢者が地域での交流活動に参加しやすい環境をつくります。 ● 高齢者自ら健康管理に努め、地域活動等に積極的に参加するとともに、趣味や就労への意欲を持ち続けます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域での相互扶助のネットワークづくりや交流活動を支援します。 ● 高齢者が安心して暮らすことができる基盤整備を進めます。 ● 高齢者の健康づくりや介護予防活動を支援します。 ● 高齢者の経験や技能、資格を活かせる環境をつくります。

これまでの振り返り総括

- 雲南地域介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービス事業所（7事業所）、特別養護老人ホーム（70床）などの介護基盤整備を進めました。
- 認知症対策として、認知症地域支援推進協議会の設置、徘徊 SOS ネットワークシステム構築（H25年度末協力機関・協力者 828）、認知症サポーター養成（H25年度末 4,937人）、もの忘れ相談検診などを行いました。
- 地域包括支援センターによる総合相談窓口の充実（H25年度相談延件数 15,215件）、福祉タクシー利用助成（H21年度～）・高齢者等タクシー利用助成（H24年度～）、だんだんタクシー・デマンド型乗合バス運行、生活管理指導事業（H25年度生活管理指導員派遣実利用者数 51人）及び配食サービス（H25年度末実利用人数 200人）など日常生活における支援を行いました。
- 高齢者の社会参加と生きがいづくりに向けて、シルバー人材センター、老人クラブの運営を支援しました。地域と交流があると感じる高齢者の割合は、約7割（H17年度：約6割）であり、自ら地域の中で世代間交流活動などに参加される姿が見られます。
- 特定高齢者通所型介護予防事業（H25年度はつらつデイサービス実利用者数 432人）や、地域運動指導員（194人養成）によるいきいきサロン（H25年度末 295サロン）での運動指導など介護予防事業を実施しました。

23. 障がい者（児）福祉の充実

施策の目的

対象 市民

意図 日常生活をいきいきと安心して暮らす。

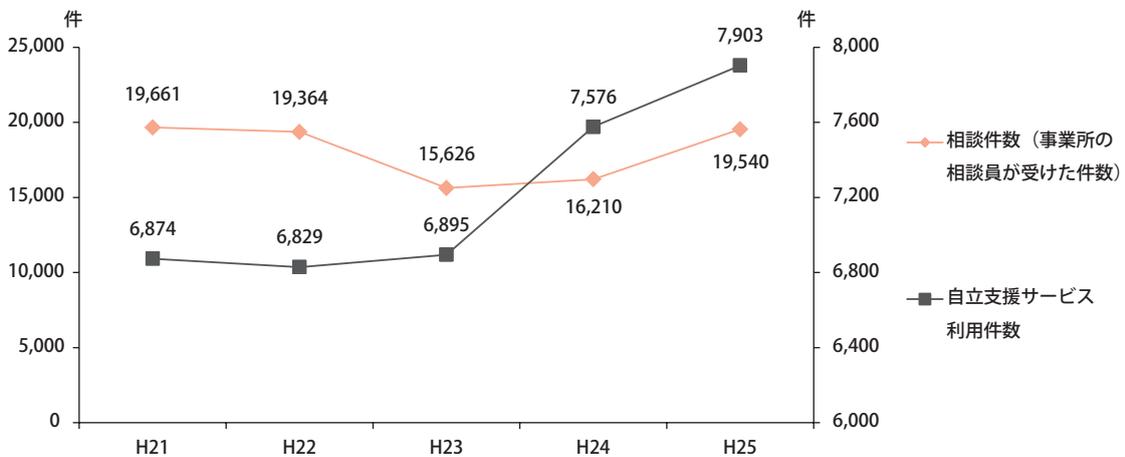
施策の基本方針

- 障がいへの理解の拡大とともに、相談窓口の充実及び社会参加の促進を図ります。
- 在宅生活を支える日中サービス等を充実し、地域生活を支援します。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
障がい者が社会参加しやすい環境だと感じる市民の割合	26.6%	34.0%
障がい者雇用率	1.71%	2.20%

相談件数・自立支援サービス利用件数



基本事業

障がい者（児）福祉の充実

自立と社会参加の促進

対象 市民

意図 障がい者が社会参加しやすくする。

方針 障がいへの理解を深めるための啓発活動を行うとともに、就職及び継続的な就労に向けた支援や地域活動などに参加しやすい環境づくりを行います。また、施設等のバリアフリー化を進め、障がい者にやさしい住環境づくりを推進します。

相談体制の強化

対象 障がいのある市民及びその家族

意図 障がいに関して相談する。

方針 相談支援事業所との連携を強化し、身近な相談窓口の確保・充実を図るとともに、権利擁護や差別防止等に関する相談機能の充実を図ります。また、発達障がいについて、状況に応じた切れ目のない相談・支援体制を関係機関とともに整えます。

福祉サービスの充実

対象 障がいのある市民及びその家族

意図 安心して暮らす。

方針 在宅生活を支える移動支援をはじめとした日常生活に必要な支援とともに、就労につなげるための研修機会などの充実を図ります。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 障がいの理解を深め、障がいのある人の見守りや声掛けを行います。
- 障がいのある人も自ら積極的な社会参加に努めます。
- 事業所では、障がい者の雇用機会の充実を図ります。

行政（市、県、国）

- 在宅福祉サービス・相談支援の充実により、地域生活への移行を支援します。
- 障がいのある人への理解について啓発を行います。
- 関係機関等と連携し、障がいのある人の就労・自立に向けて支援します。

これまでの振り返り総括

- H18年度の障害者自立支援法の施行に伴い、基幹型相談支援事業所（1ヶ所）、指定相談支援事業所（4ヶ所（うち委託型3ヶ所））が設置されました。さらに、H24年度の法改正により、障がい福祉サービス体系が改められ、グループホーム・ケアホーム（4ヶ所）、生活介護施設（1ヶ所）の整備を進めました。
- 福祉タクシー利用助成（H21年度～）、精神障がい通院医療費及び交通費助成（H18年度～）などは、本市独自の生活支援として実施しています。
- H25年度の市内の障がい者雇用率は1.71%であり、県平均の2.32%より低いことから、就労に向けた継続的な支援に努めています。
- 市ではH25年度より優先調達方針を定め、障がい者就労施設から、特定信書便業務、清掃業務等の調達に努めています。
- 関係者とともに設置を働きかけてきた出雲養護学校雲南分教室（1学年定員8人）の開校がH27年4月に予定されています。

24. 生活困窮者の支援

施策の目的

対象 生活困窮者

意図 生活保護に陥らない、自立する。

施策の基本方針

- 就労支援、相談体制の充実を図り、生活困窮者の自立に向けた支援を強化します。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
生活保護率	4.99‰ ^{※39}	6.80‰
生活保護から自立した世帯数 (死亡・転出は含めない)	9 世帯	10 世帯

※ 39 ‰…「パーミル」。1000 分率を表す単位です。例えば 1‰は、1/1000=0.001=0.1%となります。

基本事業

生活困窮者の支援

相談体制の強化

対象 生活困窮者

意図 相談しやすい体制をつくる。

方針 社会福祉協議会など関係機関とともに、生活困窮者に対する相談・支援体制を強化します。また、民生委員・児童委員等と連携し、生活困窮の早期段階での相談・支援体制の構築を図ります。

自立に向けた指導支援の充実

対象 生活困窮者

意図 生活を立て直す。

方針 自立に向けた支援計画を策定するとともに、住まいの確保や生活の立て直しに向けた指導・支援を強化します。また、生活保護受給者には、ケースワーカー及び専門職（医療社会指導員・就労支援員）が、定期的な自宅訪問や主治医からの聞き取りを行い、必要な指導・支援を実施します。

就労支援の充実

対象 働くことができる生活困窮者

意図 就労する。

方針 就労支援員などによる就労支援体制を強化するとともに、ハローワークなど関係機関との連携を図り、就労に向けた支援を行います。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 民生委員等は、早期に生活困窮者の相談に応じ、行政等へ繋がります。
- 生活保護から早期に自立できるよう努力します。

行政（市、県、国）

- 生活保護制度の適正な運用を図ります。
- 生活困窮者世帯の自立に向け、関係機関と連携して支援します。
- 生活困窮者世帯の必要に応じた相談対応や支援を行います。

これまでの振り返り総括

- 生活保護法に基づき適正に保護の要否を決定し、被保護世帯には定期的な訪問や就労活動など、自立支援を積極的に実施しています。
- H26年4月の消費税率の引き上げの際に、非課税世帯を対象とした臨時福祉給付金を給付しました。
- 各総合センターへは身近な受付・相談窓口を設置しています。
- H22年度からは就労支援員（1名）を配置することにより、ハローワーク等と連携し、求人情報の提供・就労に向けた支援を行いました。また、稼働能力のある被保護者であって一般就労の出来ない方には、本人の意思を配慮した就労支援を行っています。

25. 地域福祉の充実

施策の目的

対象 市民

意図

地域で支えあう意識を高め、福祉活動を実践する。

施策の基本方針

- 地域で支え合う意識を高め、体制を整え、自助・共助・公助による福祉活動を推進します。
- 地域福祉に関する課題を明確にして、地域、行政及び関係機関が連携し、地域の個別課題の解決に向けて取り組みます。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
地域福祉活動に関心がある市民の割合	65.2%	70.0%
福祉ボランティア活動をした市民の割合	26.3%	35.0%



地域自主組織による水道検針事業を兼ねた高齢者の見守り



見守りを兼ねた自宅訪問（携帯電話機種説明）

基本事業

地域福祉の充実

地域の福祉課題の明確化

対象 市民

意図 地域ごとに課題を明確にし、解決に向けた取り組みを行う。

方針 地域の状況や実態、問題・課題を把握し、地域課題の明確化を図ります。また、地域福祉の学習会や地域円卓会議を通じて、課題解決に向けた方法を学び、地域で検討し、実践していく環境をつくります。

支え合う地域づくり

対象 市民

意図 地域で支え合う体制をつくる。

方針 地域での声掛けや要支援者の把握などを行い、地域で支え合う機運を高め、地域ぐるみで取り組む環境をつくります。また、地域自主組織が中心となり、行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会福祉委員、地域福祉推進員及び様々な団体と連携して、地域の課題解決に向けた推進機能の向上を図ります。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 地域内での声掛け・見守り等、地域相互扶助の意識を高めます。
- 地域の福祉活動に積極的に参加します。
- 地域福祉活動を担う人材を育成します。

行政（市、県、国）

- 地域自主組織、社会福祉協議会等関係機関との連携を図った推進体制をつくります。
- 地域福祉活動を担う人材育成と参加・参画しやすい環境づくりを支援します。

これまでの振り返り総括

- 地域福祉の充実に向け、福祉法人、市民、民間団体、行政が連携して活動しています。
- H25年度に地域福祉の推進体制が変更されたことにより、地域一体となって福祉活動が展開できるようになりました。
- H25年度以降、地域自主組織の円卓会議、活動発表会、地域訪問などにより、地域の活動状況や課題把握、地域間の情報共有が図れています。
- 災害時要援護者避難支援計画の見直しにあたっては、要支援者の登録を地域申告方式により行うことで協議を進めています。
- H25年度に事業者と行政の協定等による見守り活動が開始されたほか、地域の実情に応じた様々な見守り活動が進められています。

26. 子育て支援の充実

施策の目的

対象

子どもの保護者と産み育てたい夫婦
※子どもとは、乳幼児・児童・生徒（0歳～18歳）

意図

安心して子育てができる。

施策の基本方針

- 多様化する保育ニーズに対応するためのサービス及び施設の充実に取り組みます。
- 保護者の子育てに関する不安や悩みを解消し、子どもたちの健やかな発達を図ります。
- 就学前の子どもの教育・保育に関する窓口の一元化に向けた体制整備や包括的な取り組みにより、保護者の満足度の向上を図ります。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
子育てしやすい環境だと感じる保護者の割合 (地域の視点)	61.3%	70.0%
子育てしやすい環境だと感じる保護者の割合 (職場の視点)	55.6%	65.0%
子育てしやすい環境だと感じる保護者の割合 (行政サービスの視点)	61.3%	70.0%
合計特殊出生率※40	1.60	1.81

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）	行政（市、県、国）
<ul style="list-style-type: none"> ● 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任をもち、心身の調和のとれた発達を図るよう努めます。 ● 親子の愛着を育み、子どもに正しい生活習慣を身につけさせ、良好な家庭環境をつくります。 ● あらゆる人々が自分の知識と経験を活かしながら、地域ぐるみで子育てを支えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもが家庭・地域で健やかに育つために必要な経済支援、環境整備、情報発信を行います。 ● 子どもを地域全体で育むための人材育成、ネットワークの構築などを支援します。 ● 子育ての不安や悩みに対して、関係機関と連携し、相談できる体制の充実に取り組みます。

※40 合計特殊出生率…厚生労働省「人口動態統計」における指標。一人の女性が一生の間に産む子どもの数の目安で、現状値（H25）は、厚生労働省の「人口動態統計特殊報告（H20～24）」によるものです。

基本事業

子育て支援の充実

地域における子育て支援の充実

対象 保護者・地域

意図 地域で子育てを支える環境がある。

方針 地域での子どもの見守りや多世代交流、相談の場づくりとともに、放課後子ども教室、放課後児童クラブなどに地域と行政がともに連携して取り組みます。また、放課後児童クラブなどの施設について、保護者ニーズを踏まえ整備・充実を図ります。

子どもの心と体の健やかな発達支援

対象 保護者

意図 子どもを健やかに育てる環境がある。

方針 保護者意識の向上を図るとともに、子どもの基本的な生活習慣づくり・体力づくりの支援、日々の生活、成長に合わせた切れ目のない相談・支援及び健診の充実を図ります。発達に心配のある子どもについて、早期発見及び支援等を関係機関と連携して取り組みます。また、子どもが安心して生き生きと活動できる遊び場環境の充実を図ります。

子育てと仕事の両立支援

対象 保護者

意図 子育てと仕事を両立できる。

方針 保護者の就労環境の多様化などへの対応を図り、病児・病後児保育などの制度充実、待機児童対策及び教育・保育施設の充実に取り組みます。また、事業所・家庭における理解を深めるための啓発を行い、仕事と子育ての両立を推進します。

子育て相談の充実

対象 保護者

意図 子育ての悩みが相談できる。

方針 子育てへの不安や悩みに早期から対応する相談体制を整えるとともに、支援や保護が必要な児童の相談及び支援体制の充実を図ります。また、問合せ・相談窓口の充実を図り、ワンストップ化に向けて取り組みます。

経済的支援の充実

対象 保護者等

意図 子育てに係る経済的負担が軽減される。

方針 保育料減免、子ども医療費助成、不妊治療費の費用助成などの制度実施により、保護者及び子どもを産み育てたい夫婦の経済的な負担軽減を図ります。

これまでの振り返り総括

- 延長保育や病後児保育の充実、保育所、放課後児童クラブ、子育て支援センター及びファミリーサポートセンターの整備・機能拡充、子育て相談室の設置により、サービス充実及び環境向上を図っています。
- 保育所保育料は、H23年度より国基準の6割とする軽減制度を設け、県内8市の中で低い保育料となっています。保育料の土曜減免（保育料の2割軽減）、第3子以降軽減（3歳未満の3人目以降の子どもが保育所に入所した場合半額としている）と合わせ実施しています。
- H25年7月から、子ども医療費助成制度の無料化の対象範囲を小学校就学児童まで拡充しました。
- 妊産婦相談、こんには赤ちゃん訪問、乳幼児健診、ブックスタート事業、育児相談及び幼児期からの運動器機能向上などにより、子ども・保護者の心と体の健康増進を図っています。
- 一般不妊治療に対する費用助成を行い、H25年度からは、県内8市で唯一、特定不妊治療に対する費用助成を開始しました。
- 就学前及び小学校児童の保護者を対象とした「子ども子育てニーズ調査（H25.12月）」では、「働きながら子育てできる環境」「経済的な負担軽減」「安全・安心な遊び場確保」「医療環境の充実」のニーズが高くなっています。



27. 学校教育の充実

施策の目的

対象 児童・生徒

意図 基礎基本（知・徳・体）の発達を促し、生き抜く力を身につける。

施策の基本方針

- 『夢』発見プログラムによる保幼小中高の一貫したキャリア教育※41を推進し、教育の質の向上を図ります。
- 就学に対して困難さを抱える児童生徒への支援の充実を図ります。
- 計画的な学校施設等の整備を推進し、快適な教育環境を実現します。
- 学校、家庭、地域、行政の連携・協働により、心身ともに健やかな子どもを育てます。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
全国学力調査結果 (全国比較; 小学6年国語(上)・中学3年国語(下))	-3.1ポイント 2.0ポイント	1.5ポイント 2.2ポイント
全国学力調査結果 (全国比較; 小学6年算数(上)・中学3年数学(下))	-2.8ポイント -0.8ポイント	0.8ポイント 1.9ポイント
スポーツテスト結果(男女平均) (県比較; 小学5年(上)・中学2年(下))	0.8ポイント -0.22ポイント	1.5ポイント 2.5ポイント
自分にはよいところがあると思う生徒の割合 (中学3年生)	64.5%	80.0%
将来かなえてみたい夢がある生徒の割合 (中学3年生)	75.2%	90.0%



※ 41 キャリア教育…子どもたちの生き抜く力を育成する観点から、学校での学びと社会との関連性を教え、学習意欲を向上させるとともに、学習習慣を確立させる教育。
 ※ 42 ユニバーサルデザイン授業…発達障害など特別な支援を必要とする児童生徒を含め、全ての児童生徒にとってわかりやすい授業を指します。

基本事業

学校教育の充実

すべての子どもにわかりやすい授業づくりの推進

対象 児童・生徒

意図 ユニバーサルデザイン授業※42を推進する。

方針 授業づくり研修や指導主事による学校訪問を行い教職員の資質向上を図るとともに、多様な外部人材を活用し、『夢』発見プログラムを中心としたキャリア教育や発達段階に応じた英語教育の充実による教育の質の向上を図ります。

地域力を活かした教育の充実

対象 児童・生徒

意図 地域の力を活かして学ぶ。

方針 それぞれの中学校区における地域教育協議会等の取り組みを継続し、学校・地域の連携強化に努め、地域のひと・もの・ことを活かしたふるさと教育推進による教育の質の向上を図ります。また、市内にある高等学校との連携により、高校魅力化に向けた取り組みを進めます。

困難さを抱える児童生徒への支援の充実

対象 児童・生徒

意図 個に応じた教育・支援を受ける。

方針 学習に困難さを抱える児童生徒への早期からの支援に保幼小中連携で取り組むとともに、経済的な理由により就学に支障のある児童生徒に対して支援を行います。また、教育相談・支援センターやスクールカウンセラー等による相談体制の充実に努め、不登校を出さない学校づくりを進めるとともに、不登校対応プログラムによって学校への復帰を支援します。

学校の施設・設備の充実

対象 児童・生徒

意図 充実した教育施設・設備で学ぶ。

方針 空調機器の設置をはじめとする学習環境の整備、教育教材や備品の充実、通学路や周辺環境の適正な維持管理に努めます。また、老朽校舎等の計画的な改修を進めるとともに、スクールバスの年次的な更新や給食施設の計画的な整備を進めます。

規則正しい生活習慣の定着

対象 児童・生徒

意図 良い生活リズムを身に付け、基礎体力を付ける。

方針 『夢』発見プログラムに基づく「生活リズムと食」に関する取り組みにより、子どもの基本的な生活習慣づくりや基礎的な体力づくりを推進します。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 家庭では、子どもの心身の健康を育み、生活体験を通じて生活習慣や善悪の判断等規範意識の基盤をつくります。
- 地域では、子ども達が安心して活動できる安全な環境をつくり、子ども達に多様な体験の場を提供します。
- 学校現場への地域の積極的な関わりをつくります。

行政（市、県、国）

- 児童生徒の個に応じた教育環境をつくります。
- 支援が必要な児童生徒への支援体制を整えます。
- 確かな学力の定着と、社会生活における生き抜く力を育みます。
- 児童生徒が安心して学習できる安全な環境をつくります。
- 教員の教育力、資質向上を図ります。

これまでの振り返り総括

- 保幼小中の一貫した『夢』発見プログラムにより、『夢』発見ウィーク、幸雲南塾 in さんべ、お弁当の日等を通じて、保育所・幼稚園からのキャリア教育を推進しています。また、H23年度から中学生を対象に高校生や大学生と語り合うカタリバ事業を実施しています（カタリバ実施校及び参加者の推移：H23年度、1中学、56名⇒H25年度、5中学、250名）。
- 不登校対応プログラムの実施、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー・学校支援員の配置などにより児童・生徒の個に応じた支援を行っています。
- いじめに関する学習や教職員研修を実施し、H26年度には「雲南市いじめ防止基本方針」を策定しました。
- 市内全小中学校施設の耐震化を完了し、H26年度から普通教室のエアコン設置を行うなど、学習環境の向上を図っています。
- 雲南圏域の障がいのある子どもを持つ保護者を中心に、出雲養護学校高等部雲南分教室の設置を働きかけ、H27年度の開校が決定しました。

28. 生涯学習の推進

施策の目的

対象 市民

意図 生涯を通じて自ら学び、人生を豊かにする。

施策の基本方針

- 学校、家庭、地域、行政が連携し、学習機会の充実を図ります。
- 交流センターや図書館など、学習の拠点となる施設・設備の充実を図ります。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
日頃から学習活動を行っている市民の割合	36.2%	41.0%



基本事業

生涯学習の推進

学習・交流機会の充実

- 対象** 市民 **意図** 学習・交流の機会を確保する。
- 方針** 地域自主組織や活動団体との協働により生涯学習メニューの充実を図るとともに、地域課題の解決に向け地域ぐるみで学習する機会の提供に努めます。加えて、多文化共生に向けた取り組みや国際社会に対応していくために必要な学習・交流活動を進めます。また、市民の学習機会享受に向け、ホームページ、市報、CATV、音声告知放送及びSNS等の広報媒体を活用し、学習情報の提供に努めます。

学習環境の充実

- 対象** 市民 **意図** 充実した施設・設備を利用する。
- 方針** 交流センター施設整備計画を指針として交流センターを整備・改修していきます。また、老朽化施設・備品の更新と施設の適正な管理運営により、有効に活用できる環境を確保していきます。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 自ら進んで教養を高めるため学習活動に取り組めます。
- 地域ぐるみで学習する機会や環境づくりに努めます。

行政（市、県、国）

- 市民の自発的な学習を支援するための機会や環境の充実に努めます。

これまでの振り返り総括

- 市民大学（H18 から H24 年度まで、計 63 回・のべ参加者数 2,746 人）や、出前講座（H21 から 25 年度まで、計 985 回・のべ参加者数 22,714 人）の実施により、市民に学習機会を提供しました。
- H22 年度に、公民館から交流センターに移行したことに伴い、地域自主組織内に生涯学習担当部が組織化され、地域の特性を生かした生涯学習が積極的に取り組まれるようになりました。
- 地域自主組織で行われる生涯学習活動に対し、地域づくり担当職員（6 人）や社会教育コーディネーター（7 人）による支援、交付金の交付などの支援を行いました。
- 国際文化交流協会による事業（小中学生を対象とした英語スピーチコンテストや早稲田大学留学生の受け入れなど）の実施により、国際的視野をもった人材育成に資する学習機会の提供が図られました。
- H23 年度から（株）キラキラ雲南への図書館業務の民間委託により、図書の返却等、利便性が向上しました。

29. 青少年健全育成の推進

施策の目的

- 対象** 青少年
(就学後～30歳未満の市民)
- 意図** 社会でたくましく生き抜く力を身に付ける。

施策の基本方針

- 家庭における教育力の向上を図り、規範意識や社会性を身に付けた青少年を育成します。
- 学校、家庭、地域の連携による交流・体験活動を推進します。
- 異文化に触れる機会を提供し、国際感覚豊かな青少年を育成します。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
補導人数※43 (雲南圏域)	50人	40人
地域の子どもを育てようと活動している市民の割合	27.9%	35.0%



※43 補導人数…非行少年(粗暴犯、窃盗、建造物侵入などの刑法犯)及び不良行為少年(飲酒、喫煙、無断外泊、深夜はいかい、不良交友など)の合計。

※44 親学プログラム…主に乳幼児から中学生をもつ親(保護者)を対象とした参加型学習において、親としての役割や子どもとの関わり方の気づきを促すために活用する学習支援プログラムです。様々なテーマで構成され、ねらいや目的、参加者の実態に応じて選択できます。

※45 グローバル人材…グローバル人材…国の「グローバル人材育成戦略(グローバル人材育成推進会議審議まとめ)」において、「グローバル人材」の概念は、概ね以下のような要素が含まれるものと整理しています。

要素Ⅰ: 語学力・コミュニケーション能力
 要素Ⅱ: 主体性・積極性、チャレンジ精神、協調性・柔軟性、責任感・使命感
 要素Ⅲ: 異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティ

基本事業

青少年健全育成の推進

正しい生活態度を身に付けるための家庭・地域の教育

対象 青少年

意図 正しい生活態度を身に付ける。

方針 親（保護者）を対象とした参加型学習において親学プログラム^{※44}を積極的に活用し、家庭における教育力の向上を図ります。また、規範意識や社会性を身に付けさせる「ふるまい推進」やPTA等との協働により情報モラルに関するメディア教育に取り組みます。

地域における交流体験・学習活動の推進

対象 青少年

意図 たくましく生き抜く力を身に付ける。

方針 地域資源を活かした魅力ある体験プログラムを企画・提供するとともに、コーディネーターの働きかけにより地域の大人が子どもの育ち・学びに関わる機会を増やすなど、多世代交流や体験活動の充実を図ります。また、NPO法人、教育に志のある若者等との協働により、土曜日等の学習活動の充実を図ります。

グローバル人材^{※45}の育成

対象 青少年

意図 グローバル社会に対応していく力を身に付ける。

方針 青少年海外派遣等交流事業や国際交流員による保幼小中学校等への訪問活動などに取り組み、国際感覚豊かな青少年を育成します。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 「地域の子どもは、地域で育てる」という機運をつくります。
- 地域での通学合宿や野外活動により、青少年に生き抜く力を身に付けさせます。
- 見守りボランティアなどにより、青少年が安心して健やかに暮らせる環境をつくります。

行政（市、県、国）

- 関係機関等とともに青少年の健全育成活動を支援、推進します。
- 有害情報から青少年を保護するとともに、犯罪被害を防止するための環境整備に取り組みます。

これまでの振り返り総括

- 地域自主組織によるふるまい向上活動や子どもの見守り、通学合宿や野外活動等が積極的に開催され、地域で子どもを育てる体制が強化されました。
- 放課後子ども教室推進事業や学校支援地域本部事業により、子どもの学びに関わる地域住民が増え、地域の子どもの地域で育てようとする意識が変わりつつあります。
- 青少年海外派遣等交流事業により、H17年度以降計68名の中高生がアメリカ合衆国・インディアナ州リッチモンド市、韓国・慶尚北道清道郡（チョンドグン）に赴き、交流を通じて国際感覚豊かでたくましく生き抜く力を身に付けています。
- 雲南市教育相談センター（愛称：ふぁーすと）で、子どもの相談支援を行いました。
- 親学講座の開催や「うんなん家庭の日」（第3日曜日）など、家庭教育支援に取り組みました。
- キャリア教育を推進するための『夢』発見プログラムによる「お弁当の日」を全小中学校で取り組みました。
- 青少年育成協議会補助事業により、関係機関が連携・協力して、青少年健全育成に取り組みました。
- H26年度から土曜学習（地域の人材や社会資源を活用した土曜日の教育活動）を実施し、様々な体験学習に取り組みました。

30. 平和と人権の尊重

施策の目的

対象 市民

意図

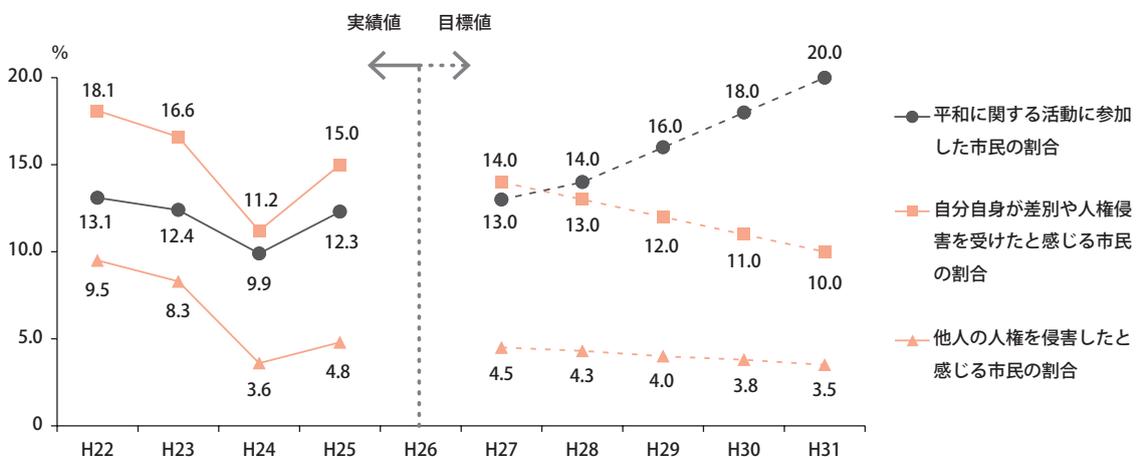
平和の意義を理解するとともに、人権を守り、お互いを尊重しあう。

施策の基本方針

- 学校、家庭、地域、職場における学習会などにより、人権・同和問題についての教育・啓発を推進します。
- 『『平和を』の都市宣言』の地として、継続して平和教育に取り組みます。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
自分自身が差別や人権侵害を受けたと感じる市民の割合	15.0%	10.0%
他人の人権を侵害したと感じる市民の割合	4.8%	3.5%
平和に関する活動に参加した市民の割合	12.3%	20.0%



基本事業

平和と人権の尊重

学校・家庭における平和・人権教育の推進

- 対象** 市民・児童生徒 **意図** 平和・人権教育を受ける。家庭において人権を尊重し合う。
- 方針** 学校・PTAとの連携により、『夢』発見プログラムによる平和・人権教育を推進し、幼児期から培っていく豊かな情操や思いやり、生命を大切に作る心の形成を図ります。研修会等を行うとともに、家庭における子どもの人権などに関する相談体制の充実を図るほか、インターネット等による人権侵害の防止に努めます。

地域における平和・人権の尊重

- 対象** 市民 **意図** 地域において人権を尊重し合う。
- 方針** 関係機関との連携により、地域自主組織等における学習会を行い、平和と人権に関して学び、考える機会を提供します。あらゆる差別や人権・同和問題とともに、性同一性障がいなどの新たな人権課題への対応に取り組みます。

職場における平和・人権の尊重

- 対象** 市民 **意図** 職場において人権を尊重し合う。
- 方針** 事業者・雇用の啓発・指導を行い、協力のもと、職場における学習会を行い、働く女性の人権やあらゆるハラスメント、同和問題について学び、考える機会をつくります。相談窓口の周知と充実を図り、職場・雇用環境における差別や人権侵害の予防・解決に努めます。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 平和と人権・同和問題に対する正しい知識と理解を深め、自分の問題として捉え、暮らしの中で実践します。

行政（市、県、国）

- 「平和を」の都市宣言及び雲南市人権施策推進基本方針（第1次改定）に基づき、平和と人権の教育・啓発活動や学習機会の提供を行います。

これまでの振り返り総括

- 地域での研修（定例公開講座、同和問題地域講座）や市内教職員、市職員等（市立病院や広域連合等の職員を含む）、雲南地域同和問題企業等連絡協議会（61社）における研修は、毎年65回程度開催し、2,300名～2,400名の参加があります。
- 学力・進路保障運営事業により、子どもと保護者、地域、学校、行政の交流による信頼関係の構築を図りました。
- 永井隆博士顕彰事業として「永井隆平和賞」を継続的に実施するとともに、『夢』発見プログラムの一環として市内小中学校の児童生徒が永井隆博士の生き方を学ぶ機会を提供してきました。
- 地域の女性団体との連携により、故・上代タノ氏の功績（平和運動、日本の女子高等教育、女性の社会参加等）を顕彰する事業に取り組み、上代氏の生き方や実践に学ぶ機会を提供しました。
- 全日本同和会島根県連合会雲南支部、部落解放同盟島根県連合会雲南支部などの活動を継続的に支援しました。
- 同和地区生活相談員を配置し、同和地区における諸問題に関する相談を実施しました。



31. 生涯スポーツの振興

施策の目的

対象 市民

意図 生涯を通じて、スポーツや運動に親しむ。

施策の基本方針

- 年齢や性別、障がい等を問わず、市民が生涯においてスポーツや運動に関わる環境づくりを推進します。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
週1回以上(1回30分以上) スポーツや運動をしている市民の割合	38.5%	46.0%



基本事業

生涯スポーツの振興

スポーツや運動をする機会の充実

対象 市民

意図 スポーツや運動の機会を確保する。

方針 スポーツ推進計画に基づき市民の体力向上を図るため、スポーツ推進委員や地域運動指導員が中心となってスポーツや運動の機会を提供するとともに、身体教育医学研究所うんなんとの連携によりスポーツや運動の重要性についての情報提供を行います。また、総合型地域スポーツクラブ、体育協会・スポーツ少年団等の既存の関係団体と連携し、スポーツの仲間づくりを推進します。

スポーツ環境の充実

対象 市民

意図 気軽にスポーツに親しめる環境を確保する。

方針 市民が気軽にスポーツに親しむ環境整備に努めるとともに、計画的なスポーツ設備の更新や適切な管理に努めます。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 日頃からスポーツや運動に親しみ、実践します。
- 地域ぐるみでスポーツに親しむ機会や環境づくりに努めます。

行政（市、県、国）

- スポーツや運動の機会の提供・普及啓発に努めます。
- スポーツや運動を普及・振興する人材を育成します。
- スポーツや運動に親しむ環境整備に努めます。

これまでの振り返り総括

- H23 年度にスポーツ基本法が改正され、体育指導委員（67 名）がスポーツ推進委員（43 名）に改められました。これにより単なるスポーツ実技の指導のみでなく、各地域や団体等との間のコーディネーターとしての役割も求められることになり、本市においても世代間や地域間等での交流の場で活動が行われています。
- 総合型地域スポーツクラブの結成を進め、H23 年 2 月に新たに三刀屋地区に組織され、大東・加茂と合わせた 3 地区において 3 つのクラブが活動しています。
- チャレンジデーや市内 6 地区の運動教室などの実施により、スポーツの習慣化を推進しています。
- さくらおろち湖周辺を活用した、レガッタ・トレイルラン・マラソンなどの大会、サイクリング・ウォーキングなど新たな運動の機会も生まれています。
- H18 年度設置した身体教育医学研究所うんなんにおいて、市民の運動（歩行・体操）の習慣化を図るため、モデル地区（10 地区）を設定した取り組みを行いました。
- H26 年 4 月にスペシャルオリンピックス日本・島根（事務局）が雲南市に置かれ、知的障がいのあるアスリートの活動の推進が図られました。

32. 地域文化の振興

施策の目的

対象 市民

意図

文化芸術を普及・振興し、地域文化（地域の伝統文化・歴史遺産）を次世代に伝える。

施策の基本方針

- 地域文化に対する市民の関心を高めます。
- 地域の伝統文化や文化遺産の情報を発信します。
- 指定文化財を適正に保存・活用します。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
文化芸術に親しんでいる市民の割合	33.6%	40.0%
地域文化（地域の伝統文化・歴史遺産）を次世代に伝える活動をしている市民の割合	7.2%	7.5%



創作市民演劇の1シーン



基本事業

地域文化の振興	地域文化の保存継承	対象 市民	意図 地域文化を次世代に伝える。
		方針 指定文化財の状況を確認し、所有者による適正な管理に努め保護・保存するとともに、地域の伝統文化の保存継承の実態把握に努め、継承者の育成を図ります。	
	地域文化の活用	対象 市民	意図 地域文化を学び、体感する。
		方針 加茂岩倉遺跡、菅谷たたら山内、郡垣遺跡などの情報発信を推進するとともに、地域文化に対する理解を深めるため市民が学び、参加することができる文化振興事業、歴史探訪講座等を実施します。	
	文化芸術の振興	対象 市民	意図 文化芸術活動に親しむ。
		方針 施設の専門的機能を活かした文化芸術活動の拠点形成及び環境づくりを推進するとともに、主体的で特色のある活動の発展に努めます。	

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）	行政（市、県、国）
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域文化を学び、関心を持ちます。 ● 地域文化の保存・継承に努めます。 ● 文化芸術に親しみ普及に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域文化に関する理解、関心が深まるように取り組みます。 ● 地域文化を保存・継承し、保存団体等を支援するとともに、活用に向け取り組みます。 ● 文化芸術を享受できる機会の充実に努めます。

これまでの振り返り総括

- 菅谷たたら山内の保存修理工事を H24 年度から開始しました（高殿の修理工事は H26 年度完了）。
- H20 年度から 23 年度にかけて田部家古文書の調査を行い、たたら操業等に関する目録集を作成しました（H24.3 月）。
- 菅谷たたら山内活用事業により事業主体の活動支援（公益財団法人鉄の歴史村地域振興事業団による、保存修理前の菅谷たたら山内高殿などを 3D 撮影した記録映像作成・公表）を行いました。
- 加茂岩倉遺跡出土銅鐸の国宝指定（H20.7.10）により、来場者数が増加しました。
- 旧大原郡家と思われる建物跡が発見され、H21 年度から 23 年度に範囲確認調査を行いました。
- 古事記編纂 1300 年記念関連事業の効果により、歴史、神話、地域文化への市民の関心や学習ニーズが高まり、出前講座の回数・参加者が増加しました。
- H22 年度から各 3～4 回シリーズで歴史探訪講座を開催するなど、市民が歴史文化に関心を持つための取り組みを行いました。
- 市内の伝承地を紹介する観光ガイド（H26.4.1 現在：21 名）について、「たたら」や「神話」等に関する研修を重ねガイドのスキルアップが図られました。
- 神楽フェスティバルや出雲追分全国優勝大会の開催、木次盆踊り及び掛合太鼓保存会の全国大会出場への支援を行いました。
- 古代出雲王国祭りや加茂岩倉銅鐸の夕べの開催など、業務委託による事業実施を図りました。また、松江自動車道加茂岩倉 PA に駐車場、ゲートを設置、岩倉遺跡と連結し直接、遺跡・ガイドンスへ訪れることが可能になりました（H26.8 月）。

33. 地域資源を活かした産業の創出

施策の目的

対象 市内の事業所（者）

意図 新分野進出、新商品開発をする。

施策の基本方針

- 地域資源を活用したプロジェクト等を核として「食の幸」の新商品開発及び販路開拓に取り組みます。
- 関係機関及び事業者間の情報交換と連携促進を図り、創業及び新分野進出等に取り組みます。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
農商工連携プロジェクトによって生み出された商品数	4 個	5 個
農商工連携協議会会員	74 事業者	74 事業者
新産業創出補助金による新分野進出の件数	6 件	6 件



大型唐辛子「オロチの爪（H22商標登録）」



杜のズコット

基本事業

地域資源を活かした産業の創出

新分野進出・新商品開発の戦略立案の支援

- 対象** 市内の事業所（者） **意図** 新分野に進出、または、新商品を開発できるようにする。
方針 セミナー等の研修機会の提供、支援制度の紹介及び事業計画の立案の支援を行います。また、雲南市産業振興センター、しまね産業振興財団等の専門機関と事業者の連携を促進します。

新商品の開発支援

- 対象** 新分野進出・新商品開発を考える市内の事業所（者） **意図** 新商品を開発する。
方針 創業、新分野進出及び新商品開発の支援制度を充実していきます。また、事業者と専門家、事業者間の連携を図り、売れる商品づくりを推進する。

新商品の販路開拓支援

- 対象** 新分野進出・新商品開発を考える市内の事業所（者） **意図** 新商品を販売する。
方針 事業者と行政の連携・協力のもと、「出雲のみなもと雲南」を活用した積極的な情報発信を行うほか、販路開拓の支援制度の充実、トップセールスなどを実施します。また、研究・開発による市産品の価値の向上や市内外発信・提供の強化促進の拠点（農畜産物加工、レストラン、直売、観光情報発信、特産品販売など、農業の6次産業化の拠点施設）を整備します。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 地域資源を活かした新分野への進出や新商品の開発に取り組みます。
- 農業・商業・工業で連携した新分野への進出や新商品の開発に取り組みます。
- 市場ニーズを把握し、販路及び販売拡大に取り組みます。

行政（市、県、国）

- 新商品の開発、販路開拓及びマッチングを支援します。
- 農商工連携による取り組みを推進します。
- 新分野への進出や新商品開発のための情報提供や技術修得を支援します。

これまでの振り返り総括

- 農商工連携協議会を H20 年度に設立し、5 つ（スパイス・スイーツ・たまご・さくら・山の幸）のプロジェクトを推進しています。雲南市の農商工連携を推進するロゴマークとして「出雲のみなもと雲南（H26 商標登録）」が生まれました。
- 新商品開発への支援を行い、杜のズコット、オロチの爪（H22 商標登録）、うんなんオムライス、スパイス鍋などが生まれました。市単独の開発補助を行い、その成果として 35 件の商品が生まれました。また、雲南市の土産品や旅行商品の開発も進められました。
- たたらの里山再生を目指した新たなエネルギー供給事業者が誕生したほか、建設事業者の新分野進出（農業・サービス業など）が進みました。
- 地域資源を活かした取り組みにより、地域の魅力を高める活動や商品が生まれ、雲南市の「食の幸」のブランド化に寄与しました。

34. 雇用機会の充実と安定

施策の目的

対象 求職者
(就労を希望する市民)

意図 市内で就労できるようにする。

施策の基本方針

- 求人・求職者のマッチングを推進します。
- 働きやすい環境づくりを推進します。
- 人口の社会増に向け、若者やUIターナー者に向けた就労支援を強化します。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
有効求人倍率※46 (雲南圏域)	0.73 倍	0.80 倍
就職率※47 (雲南圏域)	44.7%	45.7%
求人の充足率※48 (雲南圏域)	28.7%	29.7%



基本事業

雇用機会の充実と安定

求職者に対する就労支援

対象 求職者

意図 就労できるようにする。

方針 ハローワークとの連携による無料職業紹介や雲南雇用対策協議会による就職促進の取り組みなどにより、新規就労者の雇用確保を推進します。また、求職者に対し就労支援に関する情報の提供を推進します。さらに、雲南市産業振興センターによる企業訪問、相談対応、インキュベーション^{※49}機能を強化し、雇用創出を推進します。

良好な就労環境の啓発推進

対象 求職者

意図 良好な就労環境で就労する。

方針 関係機関と連携し、情報提供や啓発活動を行い、就労環境の整備を図ります。また、ワークライフバランス^{※50}等の啓発に努め、働きやすい環境づくりを推進します。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 職業能力の向上に努めます。
- 求職者は、積極的に求人情報を得ます。
- 事業所は、地元採用、雇用確保及び就労環境の充実に努めます。

行政（市、県、国）

- 雲南公共職業安定所（ハローワーク）等、関係機関や雲南市無料職業紹介所との連携によって、求人・求職情報の一体化を図ります。
- 求職者等の職業能力の向上を支援します。

これまでの振り返り総括

- 雲南雇用対策協議会においてハローワーク雲南と連携し、管内企業の視察や企業情報の提供などの支援に努めました。
- 雲南管内の新規高校卒業者（対象高校数は5校）の就職内定率
 - H23年度実績・・・就職希望者数:66人、就職内定率100%
 - H24年度実績・・・就職希望者数:71人、就職内定率100%
 - H25年度実績・・・就職希望者数:68人、就職内定率100%
- 内閣府から地域再生計画の認定（H24.11.30）を受け、たたらの里山再生雇用創造推進協議会による実践型地域雇用創造事業に取り組みました。
- 雲南市無料職業紹介所では、求職者に対して求人の情報提供や斡旋等を行いました。
 - 雲南市の雇用関係統計
 - H23年度実績・・・有効求人数:93人、有効求職者申込件数:41人、就職者件数3人
 - H24年度実績・・・有効求人数:11人、有効求職者申込件数:55人、就職者件数1人
 - H25年度実績・・・有効求人数:9人、有効求職者申込件数:20人、就職者件数1人

※ 46 有効求人倍率…求職者数に対する求人数の割合。

※ 47 就職率…求職者数に対する就職者数の割合。

※ 48 求人の充足率…求人数に対する充足された求人の割合。

※ 49 インキュベーション…起業家の育成や起業・創業の支援。

※ 50 ワークライフバランス…「仕事と生活の調和」。老若男女誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態を言います。

35. 工業の振興

施策の目的

対象 製造業事業所

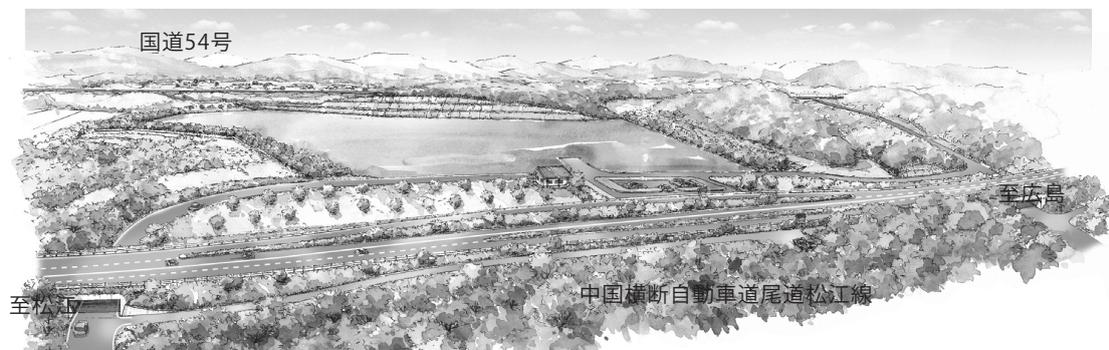
意図 市内で製造拠点を新設・増設し、雇用を拡大してもらう。

施策の基本方針

- 中国横断自動車道尾道松江線全線開通の効果を活かし、神原企業団地の整備や既存企業団地の拡充を推進します。
- 企業団地整備に併せた市道等アクセス道を整備します。
- 雲南市産業振興センターの機能を強化し、情報収集、技術・経営改善の支援を行います。
- 地場企業を含めた企業立地・誘致優遇制度の充実を図ります。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
製造品出荷額	872 億円	900 億円
製造業従事者数	3,528 人	3,800 人



神原企業団地 (イメージ図)

基本事業

工業の振興	積極的な企業誘致の推進 対象 雲南市への進出に意欲のある事業所 意図 雲南市内に誘致する。 方針 市内外への企業訪問による企業の意向確認、人脈及び包括協定の活用、企業立地協力員の配置、関係機関との連携強化を推進します。また、神原企業団地への積極的な企業誘致を進めます。さらに、市有遊休施設、民間の空き工場等の有効活用を含めた魅力ある企業誘致優遇制度の拡充に努めます。
	地場企業の成長促進 対象 市内の事業拡大に意欲のある事業所 意図 製造品出荷額を伸ばし、また、雇用を拡大する。 方針 地場企業のニーズ把握、企業間交流、農商工連携及び経営革新塾等セミナーなどを行います。また、小規模・零細事業者を含む地場企業向けの支援制度を拡充するとともに、地場企業独自の製品開発など新事業展開を支援します。
	企業立地環境の整備 対象 事業拡大・市内進出に意欲のある事業所 意図 雲南市内の製造所を整備する。 方針 神原企業団地をはじめ必要な企業団地について、市土地開発公社と連携して整備を進めます。また、高速道路など幹線道路へのアクセス向上、民間事業者の参入要請を踏まえたインターネットの高速化など、魅力ある立地環境の提供に努めるとともに、上下水道や工業用水の安定供給を行います。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）	行政（市、県、国）
<ul style="list-style-type: none"> ● 健全な経営と雇用確保に努めます。 ● 製造事業所は、環境に配慮した事業実施に努めます。 ● 市場ニーズを把握し、販路及び販売拡大に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業訪問などによる情報収集、情報提供を行います。 ● 企業が進出しやすい環境を整えます。 ● 販路開拓と企業間のマッチングを図ります。

これまでの振り返り総括

- 積極的な企業誘致活動により、合併以来、新規企業立地 8 社が実現し、新たに 154 名の雇用が創出されました。また、投資固定資本総額は約 9 億円が見込まれています（企業立地計画数値）。
- 合併以降、新規企業立地 8 社を含む 33 件（新規雇用創出 776 名）の企業立地計画認定を行い、これによる投資固定資本総額は、約 269 億 4 千万円が見込まれています。
- H24 年度に策定した企業団地の整備に向けた産業集積拠点形成アクションプランにより、神原企業団地整備事業に着手しました。
- 南加茂企業団地の行き止まり道路解消に併せ、神原企業団地整備と一体的に国道及び高速道路へのアクセス向上に関する検討（スマート IC 含む）に着手しました。
- H19 年度から雲南市企業間交流会を年 2 回開催し、市内製造業 28 社が加入し勉強会等を開催しています。
- H20 年度からものづくり経営革新塾など人材育成や販路開拓、視察研修、情報交換などを行いました。

36. 農業の振興

施策の目的

対象 市内の農家

意図 安全・安心な農畜産物を生産するとともに、農業所得が向上する。

施策の基本方針

- 農業・畜産の担い手の確保とともに、経営規模拡大や組織化により経営力の強化を図ります。
- 圃場、農道・水路等の農業基盤の整備・保全を図ります。
- 安全・安心な農畜産物の生産と6次産業化を推進します。
- 市外への積極的なセールスや地産地消により、農畜産物の販路拡大を図ります。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
市内の農業所得総額	-3.1 億円	-1.8 億円
J Aしまね販売額 (雲南市内)	24.9 億円	26 億円

役割分担

市民 (市民、事業所、地域、団体)	行政 (市、県、国)
<ul style="list-style-type: none"> ● 農業生産基盤及び農村環境を維持保全します。 ● 農業後継者の育成に努めます。 ● 農業生産の効率化を図り生産コストの削減に努めます。 ● 安全・安心な農畜産物を生産します。 ● 消費者ニーズを把握し、農畜産物及び農産加工品の販路及び販売拡大に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業生産基盤の維持保全、整備を支援します。 ● 新規就農者、認定農業者、集落営農組織等の担い手を育成、支援します。 ● 安全・安心な農畜産物の生産、安定した農業経営と農業所得の向上を指導、支援します。

基本事業

農業の振興

農業基盤の整備

対象 担い手農家・担い手以外農家

意図 農業の生産性を維持・向上できるようにする。

方針 補助制度の活用や県営事業の導入などにより圃場や農道・水路等の基盤整備に取り組むとともに、市単独事業によるきめ細やかな整備を図ります。また、農業機械の共同化・高性能化、生産コストの低減に取り組めます。

農業基盤の保全

対象 担い手農家・担い手以外農家

意図 農業の生産性を維持・向上できるようにする。

方針 鳥獣被害対策、耕作放棄地対策、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払交付金制度により農地を保全・確保します。

担い手の育成・確保

対象 市内の農家

意図 農業の担い手を育成する

方針 農地中間管理事業を活用した地域ぐるみによる農地集積、農用地利用の効率化、経営力の強化に努め、集落営農組織化・法人化を進めます。また、担い手支援室を中心に経営改善計画に基づく経営指導を行い、認定農業者を育成します。さらに、就農希望のUターン者や地元就農者に対する支援を行い、人口の社会増につなげていきます。

安全・安心で売れる農畜産物の生産

対象 担い手農家・担い手以外農家

意図 安全・安心な農畜産物を生産する。

方針 栽培技術の向上、エコファーマー^{※51}の育成、低肥料・低農薬栽培などの環境にやさしく経済的な農業を推進します。また、米の等級比率向上のための病害虫防除や適地・適作による農作物の品質向上を図るとともに、県有種雄牛の活用、優良雌牛の導入・保留、全国和牛能力共進会の取り組みの強化により和牛振興を図ります。

農畜産物の販売及び販路拡大

対象 担い手農家・担い手以外農家

意図 販売額が増加する。

方針 商談会、国内外でのPRイベント、販売施設の整備などに取り組み、農畜産物・農産加工品の販売及び販路拡大を図ります。また、地産地消推進のため、市内での農畜産物販売の機会を充実するとともに、販路拡大に取り組む個人・団体に対し販売機会の情報提供等の支援を行います。

これまでの振り返り総括

- 県営事業や市単独事業による圃場や農道、水路等の基盤整備、中山間地域等直接支払制度等による農地保全を行っています。
- 雲南市猟友会の協力により、駆除班を編成し、有害鳥獣の駆除（H25年度 総数 2,226 頭 内イノシシ 1,439 頭）を行いました。また、電気牧柵やワイヤーメッシュの設置に対して補助を行い、農作物の防除に努めました。
- 安全・安心な農産物の生産拡大に取り組み、産直会員数（H25年度 1,554 人）及び売上げ（市内産直市場売上 H25年度 3 億 7 千万円）は年々伸びています。道の駅「たたらば壱番地」の農家レストラン（蕎麦）、産直市（よってごしな菜 売上 H25年度 1 億円）の開業を支援し、6 次産業化を推進しました。
- H23 年度から台湾での米の販売や市場調査を実施し、海外へ米の輸出を行っています（吉田町 宇山米 約 4t 輸出）。
- 優良雌牛の導入など牛振興に取り組んできましたが、子牛価格の低迷、農家の高齢化や後継者不足に加え、飼料価格の高騰等により経営が圧迫され、農家数・飼養頭数は減少しました。（繁殖雌牛 H23 年度 612 頭、H25 年度 513 頭）
- 子牛市場に様々な種雄牛の産子が上場されており、鳥根県の市場としての特徴を出すため、H24 年度から県有種雄牛の指定交配を条件とした保留・導入事業を創設して指定交配を推進しました。
- 雲南市担い手育成支援室（ワンストップ窓口）において、関係機関が連携し、集落営農組織等の経営指導や新規就農事業による支援を実施しました。新たに地域に密着した農事組合法人が 3 法人（掛合町あなみ、吉田町木ノ下、大東町夢ファーム延命の里）が設立されました（H26 年 7 月末現在 集落営農農業法人 :16 組織）。

※ 51 エコファーマー…土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う「環境にやさしい農業」の実践者の愛称。「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律（持続農業法）」に基づく計画を策定し、都道府県知事の認定を受けた農業者を指します。

37. 林業の振興

施策の目的

対象 市内の森林

意図 適正に森林を整備、保全し、森林資源を活用する。

施策の基本方針

- 循環型林業の推進を図ります。
- 林道、森林作業道等の路網整備を推進します。
- 未利用間伐材等の収集によるエネルギー利用を推進します。
- 市産木材の供給体制を確立するとともに、市産木材の利用促進に努めます。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
森林組合の木材生産量	9,038m ³	15,000m ³
森林組合の施業面積 (間伐)	115.0ha	100.0ha
森林組合の施業面積 (新植)	11.3ha	15.0ha



間伐材等を破碎した木質チップ (掛合波多温泉「満壽の湯」)

基本事業

林業の振興

適正な森林管理

対象 市内の森林

意図 適正に管理する。

方針 高性能林業機械を積極的に導入し施業の効率化を図るとともに、技術講習会等を開催し森林保全に携わる事業者の担い手支援や新たな担い手の育成を図ります。また、適切な保育管理に努めます。

森林資源の活用

対象 市内の森林

意図 木材資源を活用する。

方針 市民参加による森林バイオマス事業の推進を図るとともに、計画的な熱供給施設の整備を推進します。また、公共施設や住宅への市産木材利用促進に努め、竹などの特用林産物の利活用を推進します。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）

- 森林を適正に保全します。
- 木材生産の効率性を高め、生産量の拡大に努めます。
- 住宅建設等での木材利用に努めます。

行政（市、県、国）

- 森林の保全管理を支援します。
- 木材生産の効率化と生産量の拡大を支援します。
- 公共事業等での木材利用に努めるとともに、市民の利用を促進します。
- 林業従事者の育成・確保を支援します。

これまでの振り返り総括

- 森林バイオマスエネルギー事業に着手し、市民参加型収集運搬システム（地域通貨「里山券」の発行）や木質チップボイラーの導入を進めることにより、持続可能なエネルギー供給システムの構築が図られました。
- ・ 施設整備:H24年度 掛合波多温泉「満寿の湯」、H26年度 三刀屋健康福祉センター、木次健康温泉センター（おろち湯ったり館）
- ・ 市民参加型収集運搬システム（登録者:H24年度 116名、H25年度 175名）、（収集量:H24年度 250t、H25年度 745t）
- ・ 里山券（登録店舗数:H25年度 89店舗）、（発行数:H25年度 2,944枚（2,944千円））
- ・ 高性能林業機械（ハーベスタ/伐倒造材機、フォワーダ/集材車両、スイングヤーダ/集材機など）。
- 総合特区※52（たたらの里山再生特区）の指定及び認定により、高性能林業機械導入等に係る国からの金融上の支援措置が講じられ、林業事業者の施業の効率化・加速化が図られました。
- 林道開設や作業道整備に伴う搬出間伐により木材生産量は大幅に増加し、路網の整備延長も着実に伸びています。
- 森林整備加速化・林業再生事業、森林整備地域活動支援交付金事業等の補助事業を活用し、森林の適正な保全が図られています。
- 森林組合等が中心となって、特用林産物（椎茸、たけのこ、舞茸 など）の生産に取り組まれました。

※ 52 総合特区（総合特別区域）…先駆的取組を行う実現可能性の高い区域を国が指定し、地域の包括的・戦略的なチャレンジを総合的（規制・制度の特例、税制・財政・金融措置）に国が支援する制度です。「たたらの里山再生特区」は平成 23 年 12 月に指定され、平成 24 年 7 月に総合特区計画の認定を受けました。

38. 観光の振興

施策の目的

対象 市外の人・市民

意図 市内観光地を訪れ、市内で消費してもらう。

施策の基本方針

- 魅力的な観光をプロモーションする雲南市観光協会の組織体制を強化します。
- 観光地の認知度を高めるとともに、地域資源を活かした観光商品の充実を図ります。
- 観光客への温かいおもてなしの心の醸成を図ります。
- 観光施設の老朽対策を計画的に推進します。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
観光入込客数	143.8 万人	130.0 万人
観光消費額	4,396 百万円	4,300 百万円



基本事業

観光の振興	観光情報の発信	対象 市内外の人	意図 観光情報を得てもらう。
		方針 ホームページ、パンフレット、ブログ・SNS等による効果的な情報発信や大都市圏での観光宣伝を行うとともに、雲南市PR大使の協力により雲南ファンの獲得を図ります。また、道の駅の観光案内機能の充実を図ります。	
	観光資源の充実	対象 観光客	意図 魅力ある観光商品を提供する。
		方針 神話、たたら、遺跡、桜、滝、蛭及びさくらおろち湖周辺などを活用した観光商品の充実を図るとともに、旅行事業者との連携を強化し着地型旅行商品の創出に取り組みます。また、安全・安心な「食の幸」を活かした特産品などの開発を支援します。	
	受け入れ体制の充実	対象 観光客	意図 気持ち良く観光してもらう。
		方針 観光客に心温かいおもてなしのできる観光ガイドの養成及びスキルアップを図るとともに、来訪者に対する市民のおもてなし力の向上を図ります。また、地域自主組織等による観光交流メニューづくりを支援します。	
	受け入れ施設の充実	対象 観光客	意図 受け入れ施設を整える。
		方針 高速道路（市内3か所のIC含む）をはじめとする幹線道路や観光地へのアクセス道に観光誘導サインを計画的に整備します。また、観光施設や宿泊施設の老朽対策を計画的に推進します。	

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）	行政（市、県、国）
<ul style="list-style-type: none"> ● おもてなしの気持ちを持って観光客を迎えます。 ● 地域資源への認識を深めます。 ● 魅力ある観光関連商品の開発や情報発信に努めます。 ● 観光協会や観光事業者等の連携強化に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 雲南市の情報を発信します。 ● 観光客の受け入れ環境を整備します。 ● 魅力ある観光関連商品の開発を支援します。 ● 関係団体や他圏域と連携し、広域的な観光振興を図ります。

これまでの振り返り総括

- 中国横断自動車道尾道松江線開通に併せ道の駅「たたらば壱番地」を整備（H25 観光入込客数：448千人）し、市内観光入込客数が増加しました。
- 広島圏域などでの観光宣伝事業、雲南市PR大使制度の創設（H26.4.1 現在：19名）、「うんなん幸あり月」及び観光ホームページによる情報発信を行っています。
- 雲南市観光協会による神話・さくらなどの観光ガイドの育成を図りました（H26.4.1 現在：21名）。また、市内に誕生した民間観光事業者によるヤマタノオロチ伝承ツアーは、古事記編纂1300年記念事業の効果もあって、観光客の関心が高かったため、この2年間で43回運行し、1,446名の参加を得ました。
- 尾原ダム及びさくらおろち湖周辺での観光メニューづくりや雲南観光未来塾等を8回開催し、延べ180人の方に参加いただいて観光商品の開発を進めました。
- 島根県全体で取り組んだ古事記編纂1300年記念事業と神話博しまね、安来市・雲南市・奥出雲町による「鉄の道文化圏」事業、尾原ダムと志津見ダムの連携イベント、さらに山陰デスティネーションキャンペーンなど、広域的な連携事業として取り組みました。

39. 商業の振興

施策の目的

対象 市内の商業事業者

意図

- A) 売上を伸ばす。
- B) 経営が安定する。

施策の基本方針

- 中心市街地を中心として、それぞれの地域の特性や役割に応じた地域商業の活性化を図ります。
- 魅力ある商店街づくりに向け、経営支援の強化や新規の創業支援を行います。

施策の目標

成果指標	現状値 (H25)	目標値 (H31)
卸・小売業年間販売額 (暦年)	37,431 百万円 ◇現状値 (H 23)	37,000 百万円
地元購買率	86.7%	88.0%



基本事業

商業の振興	地元購買の喚起と活性化	
	対象	市内の商業事業者 意図 活性化と売り上げを伸ばす。
	方針	雲南市中心市街地活性化基本計画に基づいた賑わい創出に取り組みます。また、既存商店街における空き店舗の活用を行い、地域商業の活性化と維持に取り組みます。このほか、移動販売の推進及び支援により、中山間地域や無店舗地区における商業機能を維持します。
	経営支援の充実	
	対象	経営規模が小さい事業者 意図 経営力を高める。
	方針	雲南市中小企業振興基本条例に基づく地域経済振興会議の議論を継続的に行い、市民・事業者・行政が相互理解と信頼のもと、協働による取り組みを推進します。また、商業団体等と連携し、商業事業者への経営指導、経営支援、金融支援などの情報提供に努めるとともに、商業事業者によるインターネット等の情報通信網を活用した魅力ある商品の情報発信に努め、顧客の獲得や販売力の向上を図ります。

役割分担

市民（市民、事業所、地域、団体）	行政（市、県、国）
<ul style="list-style-type: none"> ● 地元での購買に努めます。 ● 商業事業者は、魅力ある店舗づくりや顧客等のニーズ把握に努め、販売拡大に取り組みます。 ● 商業団体・組合等は、組織の強化を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 商業事業者の経営支援を行います。 ● 新規の創業支援を行います。 ● 地元購買を喚起します。 ● 商店街の賑わい再生に向けた事業展開を支援します。

これまでの振り返り総括

- 商工会に地域巡回員 2 名を配置し、毎年約 4,000 件の指導相談を受け、きめ細やかな企業経営支援を行っています。
- H24 年度から専門家（弁護士、司法書士）派遣事業を開始し、毎年約 10 件の経営相談を受けています。
- 商業者の資金繰り対策として融資等に対する保証料の補助を毎年 40 件程度行い、経営の安定に向けた支援を行っています。
- 商工会が実施するプレミアム商品券事業への補助を行い、約 500 件の商品券登録店舗の経営支援や地域経済の活性化、市内消費の喚起に努めました。
- 買い物支援対策として、県の補助事業を活用し、移動販売車購入に対して助成を行っています。現在、12 事業者が買い物不便地域等の商業機能維持に努めています。
- 空き店舗を活用した店舗改装助成及び店舗家賃助成を実施し、年間約 20 件程度の支援を行うことで、商業活性化に取り組んでいます。
- 地産地消の推進や賑わいづくりのために、軽トラック市の開催を支援しています（開催回数は減少傾向）。